国立公文書館
National Archives of Japan

露光量違いにより重複撮影

完結

大正15年 文 第 60 號

接受 大正 年 月 日
起案 大正十五年二月十六日

決裁 二月十八日
施行 1月6日

農商務省

文書課長

次官

本邦勞働事情ニ関スル資料1件

首標1件ニ関シテハ曩ニ各局ニ照會致置候処別添1通回示有之候條左案ニ依リ外務省ヘ回答相成可然哉

90

露光量違いにより重複撮影

国立公文書館
National Archives of Japan

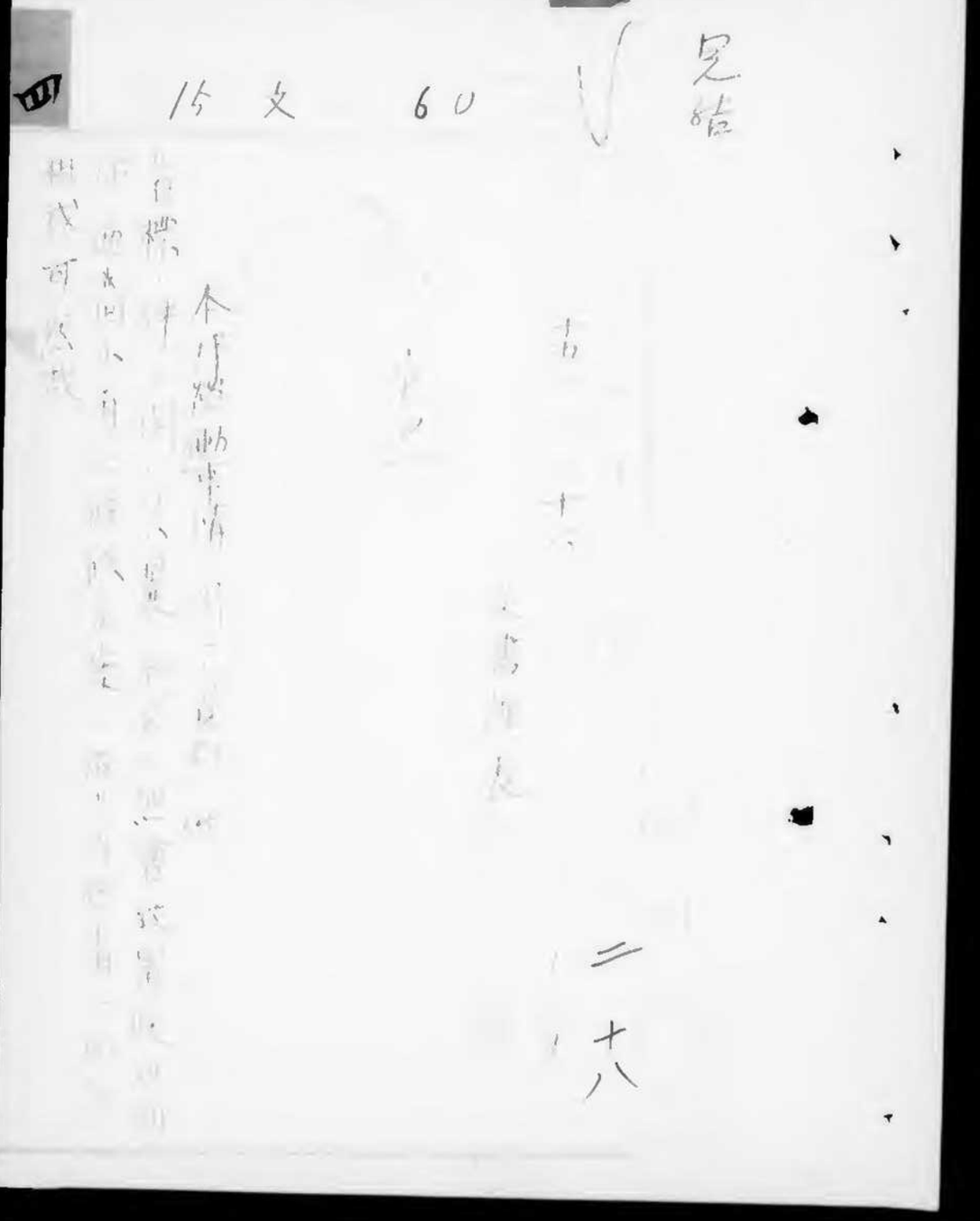

仰高裁

追而農務局資料（及山林局資料一冊）ハ便宜上同局ヨリ直接外務省使者ニ交付済ニ候畜産局ニ於テハ特別ノ資料無ク農務局資料中ニ包含セラルル旨口頭ヲ以テ回答有之候

案

年月日　　次官

外務次官宛

件名

本年二月二日付條三普通合第二一六號ヲ以テ御申越ノ件承別添ノ通資料送付致候條可然御取扱相成度此段及回答候也

国立公文書館
National Archives of Japan

裏面白紙

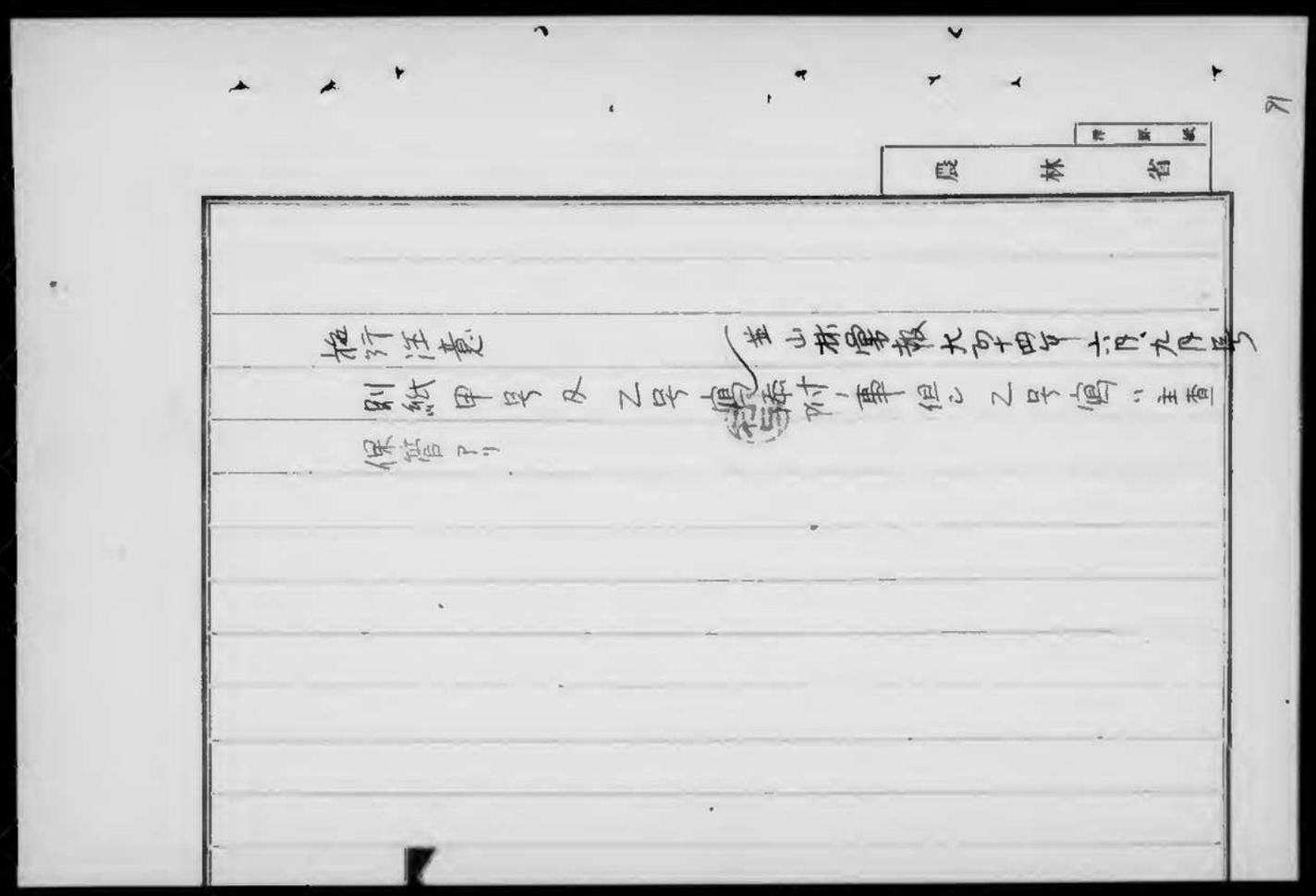

山林事務大臣ヨリ十尺九尺ヲ主看ト
為シ乙号標準ノ事但シ乙号標準ハ
甲号及乙号標準ノ
別紙甲号及乙号標準ハ
保留ス
施行注意

作成者
農林省

十五合第二七四號
大合十五年二月十三日

農林省水産局長

文書課

二月三日付文第一〇號ヲ以テ照會ノ件
及通牒ノ件
農林省
裏面白紙

漁業勞働者數

（農商務省水産局調査）

大正九年十二月末現在

其一

漁業者ノ別	日雇	雇傭期間	定雇	季節雇	計
男					
成年	五五四七九	三八六	六六四三	四六三六一	九六七四一
少年	一六六一六	一六	一四六三三	四一三六二	六一三六一
計	五九七四九	三八六	一四六三三	四一三六二	六一三六一
女					
成年	三三八五〇	五三六八	一八九九〇	一二三三四八	三三五五三六
少年	三六六六	九二六八	三一六二	二三八二	三一六二
幼年	一八〇三	三五二四	三六二九	一六九七	六一〇
計	九九五一五	三四六八	一四〇九〇	四一三六二	六一三六一
計	八〇九四一五	三四六八	一四六三三	四一三六二	六一三六一

農林省

其二

	日雇	季節雇	定雇	計
純ニ漁業ニ働キ者	九五五一五	二九〇四五二	六六四三	四六三六一〇
其他ノ漁業ニ働キ者	一三四六八八	一二三三四八	六八五九〇	三二五五三六
計	二三六二二	四一三六〇	一四六三三	六八九三六

其三

	男		女			計
	成年	少年	成年	少年	幼年	
純ニ漁業ニ働キ者	三六四六〇四	三四三四	五一三六三	六四六六	六一四三	四六三六一〇
其他ノ漁業ニ働キ者	一九四六二	二三八九九	八六四三六	一四〇九五	五四一四	三二五五三六
計	五五九三九五	五八一三三	一三八六〇〇	二一五五二	一一五六六	六八九三六

一、漁業ニ働キ者ト雇傭期間ノ長短ニ拘ラズ賃銀ヲ得テ漁業ニ雇ハレタル者ヲ謂フ

国立公文書館 National Archives of Japan

簡単ナル工程ノ水産製造業ニ従事スル者ハ之ヲ漁業労働者ト看做セリ

二、日雇トハ一日ヲ単位トシテ又仕事高ニ依リテ賃銀ヲ定メ且日毎ニ雇傭セラルル者、季節雇トハ漁季ニ際シ旬、月又ハ一漁季等ヲ単位トシテ賃銀ヲ定メ且旬、月又ハ一漁季ヲ一季トシテ雇傭セラルル者、定雇トハ一漁季以上ヲ一季トシテ雇傭セラルル者及豫メ雇傭期間ヲ定メズ雇傭セラルル者、僕婢トハ漁業者ノ家事ニ専ラ従事スル者ヲ謂フ

三、少年トハ満十四才以上満十六才未満、幼年トハ十四才未満ノ者ヲ謂フ

四、本表ノ計数ハ地方廳ノ報告ニ據リタルモノナリ

農林省

美濃十三行罫紙

国立公文書館
National Archives of Japan

水産業本業者調

地別	漁業 男	漁業 女	漁業 計	加工業 男	加工業 女	加工業 計
北海道	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
青森	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岩手	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
宮城	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
茨城	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
千葉	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東京	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
神奈川	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
静岡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
愛知	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三重	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
和歌山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大阪	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
兵庫	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岡山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
広島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山口	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
愛媛	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
香川	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
徳島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
高知	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大分	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
宮崎	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鹿児島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
熊本	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長崎	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
佐賀	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福岡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鳥取	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
島根	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
京都	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福井	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
石川	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
富山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
新潟	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山形	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
秋田	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
栃木	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
群馬	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
埼玉	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山梨	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長野	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岐阜

刻	業務					
	主			被用者		
	男	女	計	男	女	計
北海道	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
青森	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岩手	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
宮城	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
茨城	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
千葉	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東京	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
神奈川	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
静岡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
愛知	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三重	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
和歌山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大阪	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
兵庫	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岡山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
広島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山口	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
愛媛	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
香川	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
徳島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
高知	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福岡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
佐賀	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長崎	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
熊本	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鹿児島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
宮崎	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大分	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
沖縄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
奈良	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
滋賀	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岐阜	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長野	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山梨	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
埼玉	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
群馬	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
栃木	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
秋田	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山形	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
新潟	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
富山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
石川	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福井	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鳥取	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
島根	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岡山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
佐賀	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長崎	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
熊本	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鹿児島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
宮崎	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
全国	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

本業副業共業合計

	本業			副業			共業		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
北海道	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
青森	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岩手	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
宮城	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
茨城	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
千葉	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東京	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
神奈川	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
静岡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
愛知	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三重	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
和歌山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大阪	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
兵庫	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岡山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
広島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山口	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
愛媛	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
香川	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
徳島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
高知	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大分	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
宮崎	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鹿児島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
熊本	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長崎	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
佐賀	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福岡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
島根	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鳥取	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
京都	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福井	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
石川	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
富山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
新潟	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山形	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
秋田	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
青森	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
群馬	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
埼玉	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山梨	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長野	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岐阜	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
滋賀	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
奈良	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
沖縄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
全国平均	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
全国平均	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

本邦労働事情ニ関スル資料中漁業労働ニ関スル件

一、本邦水産業ノ概況

最近ノ統計ノ示ス所ニ依レハ(大正十二年度第四十次農商務省統計表ニ依ル)本邦ノ水産業者ハ一百四十一萬六千八百四十(人ニテ全国ノ約二分四厘ニ当リ其ノ内業主タル者六十一萬三千五百九十六人般傭者タル者八十萬三千二百四十五人アリ内地沿岸漁獲物ノ價額ハ二億五千一百七萬八千六百八十四圓ニ達シ水産製造物ノ價額ハ一億八千四百三萬大百十九糸水産養殖ニ依ル收獲高ハ一千五百五十五萬七千六十八圓台湾遠洋漁業ニ依ル漁獲物ノ價額七千七百八十四萬一千七百三十九糸ニ及ヘリ

二、本邦漁業労働事情

本邦ニ於ケル漁業ハ漸次企業化ノ傾向急キニ非ルモ漁業労働関係ハ工場鉱山等ニ於ケルカ如キ労働関係ト其ノ趣ヲ異ニスルモノアリ之ヲ小作人ニ見ルカ如キ労働関係ト其ノ趣ヲ異ニスルモノアリ之ヲ分説スルニト左ノ如シ

(一)債銀

本邦ニ於ケル漁業ノ経営方法ハ債銀制度ヨリ見ルトキハ大体之ヲ三種ニ分ツニトヲ得ヘシ其ノ一ハ船主又ハ業主及漁船乗組員其ノ他漁業従事者向ニ於テ各自ノ出資及労働ニ対シ(定ノ歩合ニ従ヒ全)收益ヲ分配スル方法其ノ二ハ漁業労働者トシテ雇傭シ之ニ債銀ヲ支拂フ方法其ノ三ハ両者ノ所裏ニシテ(定ノ賃銀(普通賃銀ヨリ少額)ニテ漁業労働者ヲ雇傭シ更ニ收入ノ内幾分ヲ分配スル方法ナリ

右三方法中歩合制ニ依ルモノ過半ヲ占ム歩合制ハ普通全收中ヨリ経費ヲ控除シ其ノ残額即利益金ヲ業主及従業者間ニ分配スス其ノ歩合ハ(定率ニ負キモ技能ニ應シ船長漁撈長ノ如キハ多分ノ増率アルモノトス但シ共同出資ニ依リテ漁船ヲ所有シ又ハ借受ケ同時ニ共同シテ業主ヲルモノ少ナカラス

全然賃銀制ニ依ルモノハ其ノ例多カラス現在ニ於テハ賃銀トシテハ(今日三十円乃至六十円ヲ給與スル外雇傭中ノ食料ヲ船主ノ負担トスル例トス

賃銀制及歩合制ヲ折衷シタル方法ハ現在最多ク此ノ場合ニハ(定ノ給料ヲ定メ(最高三十円ニシテ食料ハ船主負担ヲ通例トス)経費或分ヲ賞與或ハ其ノ他ノ形式ニ依リテ分配ス

本邦ニ於テハ未タ業主ト漁船乗組員又ハ漁業従事者間ニ賃銀又ハ配分方法ニ関スル爭議起レルニト多シ之ニ則新ノ如キ利益配分ノ歩合制度アルト漁業者ノ生活程度高カラサルニ因ル

(二)

(二)労働時間

漁業ニ関スル労働時間ハ漁業ノ種類及季節ニヨリ(定ナク之漁業ノ性質ト密接ナル漁業ハ水族ノ回游等ニ依リ漁獲ノ(定ノ時間ヲ定メ其ノ間ニ限リ漁業ヲ為サシムルコトハ漁利ヲ失スルモノニシテ殊ニ一朝急変ノ際ニハ昼夜ヲ問ハス漁具ノ準備、採作及漁獲物ノ處理ニ従ハシメカラサルナリ

三 生活状態

漁業ヲ専業トスルモノ以外ニ於テハ半農半漁ノ者多
シ一般ニ生活程度ハ高カラズ漁業者ハ常ニ危
険ニ曝サルルヲ以テ貯蓄心乏シ此ヲ以テ漁業組
合ニ於テ極力貯蓄ト適当ノ施設ヲ講ジツツアリ

四 労働団体

現在ニ於テハ漁業労働者ハ前記二ニ述ヘタル如ク工場
労働者等ニ見ル如ク資本主ニ対シ自己ヲ保護ス
ル為メ漁業労働団体ヲ組織スル必要ナキカ故ニ
従来之カ成立ヲ見タルニト ナシ

北海道及内地ニ於ケル 林業労働者ノ性別、年齢別

	老年	成年	少年	計	印年	合計
男	四七、五九	四六、三五	九〇、〇三七	九六四、一九一	一	九六四、一九一
女	八、二八八	一三、一一三	一七、七七〇	一四七、一八九	一	一四七、一八九
計	五六、一四七	五八七、四三六	六七七、九七七	七二一、三八〇	四、三二九	七二五、七〇九

農商務省

洋罫紙

101

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

本表ハ産婦期ヲ長経ニ拘ラス産金ヲ得テ休業（母子加工中工場住宅ニ居スルモノヲ除ク）ノ労働ニ従ニ産婦セラルルヲ例トスル者ノ人数ヲ示ス

定産トハ半歳以上引続キ産婦セラルルモノトス

専業トハ専ラ休業労働ニ従事スル者、兼業トハ他ノ業務ノ傍ラ休業労働ニ従事スルコトアル者トス

農商務省 罫紙

裏面白紙

国立公文書館 National Archives of Japan

林業労働者ニ関スル件（本調査ハ府縣ニ於ケル林業労働者全体ノ調査ニシテ賃金ハ推定ノモノナリ）

大正十年度

一、林業労働者ノ數

種別	定雇	其他 専業	其他 兼業	其他 小計	合計
人數	四一、四六二人	八九、〇三七人	五八五、二一〇人	六七四、二四七人	七一五、七〇九人
百分率	五、七八%	一二、四五%	八一、七七%	九四、二二%	一〇〇、〇〇%

二、労働時間

一日ノ労働時間ハ九時間半乃至十三時間休息時間ハ一時間半乃至三時間ニシテ正味労働時間ハ八時間乃至十時間四外トス

夜間労働ヲ行フハ特種ノ場合ニシテ製炭夫、運材夫、放流堰番人等ハ事業ノ都合ニ依リ時トシテ夜間作業ヲ為スコトアリ

三、労働者ノ賃金

	月
杣夫	二、三〇
木屋	二、一〇
木馬曳	三、〇〇
トロ曳	三、二〇
荷馬車夫	四、五〇
筏夫	五、〇〇
製炭夫	一、八〇
造林夫	一、五〇
仝（女）	一、〇〇

103

調査ノ部

林業労働者ニ関スル件（本調査ハ府縣ニ於ケル林業労働者全体ノ調査ニシテ賃金ハ推定ノモノナリ）

一、林業労働者ノ數

種別	定雇	其他 専業	其他 兼業	其他 小計	合計
人數	四一四六二人	八九〇三七人	五八五二一〇人	六四二四七人	七一五七〇九人
百分率	五七八%	一二四五%	八一七七%	九四二二%	一〇〇〇%

二、労働時間

一日ノ労働時間ハ九時間半乃至十三時間休息時間ハ一時間半乃至三時間ニシテ正味労働時間ハ八時間乃至十時間内外トス

夜間労働ヲ行フハ特種ノ場合ニシテ製炭夫、運材夫、放流堰番人等ハ事業ノ都合ニ依リ時トシテ夜間作業ヲ為スコトアリ

三、労働者ノ賃金

	円
杣夫	二、三〇
木屋	二、一〇
木馬曳	三、〇〇
トロ曳	三、二〇
荷馬車	四、五〇
筏夫	五、〇〇
製炭夫	一、八〇
造林夫	一、五〇
仝（女）	一、〇〇

農林省

一日ノ労働時間八九時間半乃至十三時間休息時間八一時間半乃至三時間ニシテ正味労働時間八八時間乃至十時間内外トス

夜間労働ヲ行フハ特種ノ場合ニシテ製炭夫運材夫、筏流堰番人等ハ事業ノ部合ニ依リ時トシテ夜間作業ニ従スコトアリ

三、林業労働者ノ賃金

杣夫	二、三〇	筏夫 五、〇〇
木屋	二、一〇	製炭夫 一、八〇
木馬曳	三、〇〇	
トロ曳	三、二〇	
荷馬車	四、五〇	

農林省

105

裏面白紙

山第一五六号

大正十五年二月十二日

農林省山林局長

大臣官房文書課長殿

二月三日付文第六〇号ヲ以テ別紙次官ヨリ本省ニ送リタル都道府県ニテ左記労働事情ニ関スル資料ノ体ニ付照会相成度ニ付テハ本局ニ於テ之ニ関スル事項ヲ調査ノ上別紙書式ニ記載ノ上別紙書式及其之ヲ提出ス

農林省

追付其間可然市町村ニ対シ相成度

伏段及回答候也

記

一、国有林ニ於ケル林業労働者調

内容

(イ) 林業労働者ノ数及男女老若別ニ関スル事項

(ロ) 疾病負傷及死亡ニ関スル事項

(ハ) 扶助ニ関スル事項

二、国有林事業経営主要労働者賃金調

三、国有林事業経営林業労働者

中綴十二行罫紙

106

四、臣人員及給料ノ内地ニ於ケル林業労働者ノ数及
労働時間、賃銀

農林省

帝國十二行罫紙

一、林業労働者調

北海道及内地　林業労働者（本調査ハ北海道及内地ニ於ケル林業労働者全体ノ調査ニシテ任意全ノ推定ノモノナリ）

大正十年現在

(イ) 定雇及専業兼業別

種別	人員	百分率
定雇	四、四六二人	五、七八%
其専業	八九、〇三七	一二、四五
ノ兼業	五八五、二一〇	八一、七七
他計	六七四、二四七	九四、二二
合計	七一五、七〇九	一〇〇、〇〇

(ロ) 男女老若別

	老年	成年	少年	計	幼年	合計
男	四七、八五九	四六六、三〇五	五〇、〇二七	五六四、一九一	一	五六四、一九一
女	八、二八八	一二、一三一	一七、七七〇	一四七、一八九	一	一四七、一八九
計	五六、一四七	五八七、四三六	六七、七九七	七一一、三八〇	四、三二九	七一五、七〇九

本表ハ雇傭期間ノ長短ニ拘ラス賃金ヲ得テ林業(林産物加工中工場経営ニ属スルモノヲ除ク)ノ労役ニ雇傭セラルルヲ例トスル者ノ人頭数ヲ示ス

定雇トハ半歳以上引續キ雇傭セラルルモノトス

専業トハ専ラ林業労働ニ従事スル者兼業トハ他ノ業務ノ傍ラ林業労働ニ従事スルコトアルモノトス

二、林業労働者ノ労働時間

(小原絶)

山林彙報

第二十卷第九號
大正十四年九月十五日發行
（毎月一回十五日發行）

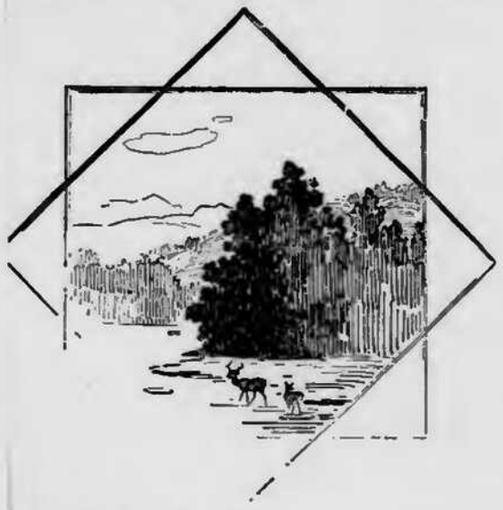

○國有林ニ於ケル林業勞働者調
登載アリ

主要目次

獨逸に於ける林業勞働施設
佛國森林概觀
○國有林に於ける林業勞働者調
林業試驗場の大正十三年度種子鑑定成績

大正十四年九月號

農林省山林局

109

めくれず

国立公文書館
National Archives of Japan

大正十四年十月號目次

□調　査　　頁

獨逸に於ける林業勞働施設……一

佛國森林概觀……二

國有林に於ける林業勞働者調……三

□海外事情

加奈陀森林生産額（一九二三年度）……六

加奈陀官有森林の收入……六

米國西北部木材積出量……九

北滿産材需給狀況……一一

埃及の木材輸入……一二

佛蘭西の森林狀況……一三

伊太利の林業……一五

□商　況

大正十四年自一月至八月東京外二市場木材相場月次對照表……一四

大正十四年自一月至九月東京外一市場木炭相場月次對照表……一九

一九二五年十月中倫敦市場に於ける日本鉱合業國産納材商況……一九

一九二五年七月中リヴアプール市場に於ける日本鉱合業國産納材商況……一九

□記　事

大阪營林局管内營林署長、各府縣駐在員錄公有林野官行造林事務囑託員會議……二四

東京營林局管内靜岡營林署構當國有林監督分會……二四

□統　計

公有林野官行造林契約締結調……二五

大正十四年六月中に設定許可せられたる委託林調……二六

大正十三年度開墾條件とする假時貸拂處分調……二六

大正十三年度開墾を條件とする貸拂豫約處分調……二七

大正十四年バイ・ウアー及シゲー國別輸入表……二八

大正十四年八月中樺太港來國材輸入調査表……二九

北洋材積地、揚地別積出調査……三一

大正十三年度不要存置國有林野貸拂處分成績表……三三

寄贈書目……三七

附　錄

林業試驗場に於ける大正十三年度種子鑑定成績の概要

調　査

獨逸に於ける林業勞働施設（承前、完）

農林書記官　長瀨貞一

林業勞働者も亦本法の規定に依り强制的に保險に付せられるのである。但し一時的に林業勞働に服するに過ぎざる者に對しては强制を行はない。如何なる程度迄を以て一時的の林業勞働者と看做すかは帝邦議會の定むるところに據るのである。

勞働保險を行ふ者は法律に別段の規定なければ疾病保險に付ては疾病金庫（Krankenkassen）、傷害保險に付ては職業組合（Berufsgenossenschaften）、廢疾及び遺族保險に付ては保險局（Versicherungsanstalt）、であつて、何れも勞働保險法に依つて法人と認められ、夫れ〳〵理事を置いて裁判上及び裁判

三、勞働保險

林業勞働者に對する主要なる保護方法は勞働保險の施設であるが、元來是等の規定は先づ工業勞働の爲に設けられ、尋で農林勞働者及び海員等に其の範圍の擴張されたものであつて、獨逸に於ける現行勞働保險法（Reichsversicherungsordnung V. 10. Juli 1911）も其の制定迄には幾多の變遷を經、且つ發布後に於ても保險義務者の範圍を始め、保險の種類範圍の擴張、被保險者收入標準の引上等種々の點に關して改正を見たのである。

本法には疾病、傷害、不具廢疾及び遺族保險の規定を含み

外に於ける代表機關に充て、象て法定代理人たるの資格を與へるのであるが、法律に別段の規定なき限り定款を以て其の代表權の範圍を制限し、以て第三者に對抗せしめ得るのである。

勞働保險を管掌する官廳としては第一に保險事務局（Versicherungsamter）、第二に保險管理局（Oberversicherungsämter）及び第三に獨逸保險局（Reichsversicherungsamt）である。保險事務局は下級行政廳の一部局であつて、其の局長は當該下級行政廳の首腦を以て之に充つることになつて居る。保險管理局は舊の仲裁裁判所に代るものであるが、一面尙廣い職務範圍を持つて居る。獨逸保險局は一方地方分權によつて職務を輕められたと共に、他方遺族保險の事務が附け加はり、且疾病保險より起り來る種々の事務を指定せられたる爲其の職務範圍は多大に擴張された。官吏たる局長又は局員以外に、是等の局には常に勞働者及び雇傭者の代表者たる民間委員が置かれて居る。保險事務局の經費は市町村の役所内に置かれある場合の外聯邦の負擔であり、保險管理局も亦各聯邦の負擔である。獨逸保險局の經費は獨逸國が負擔する。

1、疾病保險

疾病保險義務者の範圍は獨逸勞働保險法によりて著しく擴大せられ、今や不具癈疾保險義務者の範圍と殆ど同樣になつた。以前は疾病保險の强制を受くべき勞働者の範圍を一箇年二五〇〇馬克以下の收入を受くる者と定めて居たのであるが、馬克の變動により此の限界を撤し、大藏大臣に於て經濟上の狀況により之を定むることゝした。其他特殊の事情により强制を受けざる者及び申請により加入せざるを得る者に希望により自由に加入し得る者の資格に付詳細の規定を設けて居る。

保險の機關は種々の形式にて作られて居る。左に之を略述すれば、

(1) 最も重要なる機關は市町村疾病金庫（Ortskrankenkasse）である。此は市町村團體の設立に係り唯一般に當該市町村區域内に於て勞働に從事する被保險義務者の爲にのみ設けられた物である。一般に一業種又は仕事の一部に從事する被保險義務者二百五十人以上あらば事情により既存金庫が特別の市町村疾病金庫として認められる。

市町村疾病金庫は國家の監督に服し、事務は其の理事及び總會によつて執行せられる。雇主及び被保險者の代理人は共に會議に參與し、雇主の投票權は其の被保險義務ある從事者數により定まるが、相當階級があり且最大限度が定められて居る。

會議に參加する雇主及び勞働者の代表者は別々に其の仲間から理事を選出し理事は理事長を互選する。

理事長は法律に別段の定めなき限り金庫を管理し、總會の決議法律、定款又は執務程めにより理事の職權に屬せざる凡ての事項を決する。一定の重要事項の規定は法律により會議事項として明文を以て留保せられて居るが、或種の根本事項の決議は雇主代表者及び被保險者それ〴〵に付き多數の同意を要するのである。

(2) 獨逸勞働保險法が新に認めたものに地方疾病金庫（Landkrankenkassen）がある。主として當時新に被保險義務者として認められた農林業勞働者、旅職人、僕婢、及び手工業者が之に屬する。此の設立も亦市町村團體の決議によつて行はれるのであるが、少くとも二百五十人の被保險義務者あるに非れば一般の市町村疾病金庫以外に斯樣の金庫を設立するを許されず、又權限ある官廳が參加雇主及被保險義務者の意見を聞き設立の必要なしと認めたる場合も同樣である。他方一般市町村疾病金庫との合併及び二以上の地方疾病金庫の合併も許されて居る。

(3) 職業疾病金庫（Berufskrankenkassen）は少くとも當時百五十人の被保險義務者を使用する雇主によつて設立される。幾多の職業に共通の職業疾病金庫及び聯合金庫の設立も許されて居る。職業疾病金庫は既存の一般市町村疾病金庫及び地方疾病金庫の存立及び其の供給能力に障碍を與へず、且つ其の定款による給與が少くとも標準たる疾病金庫と同價値を有し、其の供給能力の永續が確實と認めらるゝ場合に限り設立し得るのである。その樣成及び業務執行は大體に於て市町村疾病金庫と同樣である

(4) 同業組合疾病金庫（Innungskrankenkassen）は獨逸勞働保險法に從ひ職業疾病金庫に於けると同樣の條件が充さるゝ誤り同業組合により組合員の所屬職業に關し設立される。

(5) 鑛夫救濟金庫(Knappschaftskassen)は從前より鑛業勞働者の需要に應じ來つたものであるが、少くとも法律が市町村疾病金庫に付要求せるだけのものは給付する義務がある。

(6) 是等の金庫以外に獨逸勞働保險法は尙所謂補償金庫(Ersatzkassen)なるものを認めて居る。之に認當する著しいものは從來登錄救濟金庫として法律上の條件を具備せる旨の官廳の證明書が下附されて居た相互組織の勞働保險組合である。

勞働保險組合を補償金庫として認むる爲には、獨逸勞働保險法は引續き千人以上の會員を有し、少くとも疾病金庫の行ふ標準給與と同等の給與を爲すの條件を規定して居る。補償金庫の會員たる被保險義務者は請求により所屬疾病金庫の會員としての權利義務を說することが出來る。斯の如き請求を爲さるに於ては依然疾病金庫の會員たる資格に變はなく、補償金庫は此の場合補給金庫たる位置に立つのである。

被保險義務者は或る職業に就くと同時に、之に付き成立せる金庫の會員となる。但し既に同樣の權限ある他の金庫の會員たる旨を證して右の會員となるを免るゝことを得るのである。雇主は勞働者の就職後遲くも三日以內に屆出を爲し以て、定款により負擔金の計算に必要とせらるゝ事項の報告を提供する義務がある。

保險者の給付は疾病扶助(Krankenhilfe)、出產扶助(Wöchnerinnenhilfe)、死亡資金(Sterbegeld)及び家族扶助(Familienhilfe)である。而して金員給與を以て扶助する場合に於ては基本賃金(Grundlohn)を以て其の給與額を算出することゝし、理事は被保險者の賃金高により各階級の平均賃金額に基き差等を付して基本賃金を定めるのである。

(イ) 疾病扶助は第一に罹病當初よりの無料診療(投藥、繃帶其の他一切の材料を含む)であつて、最長期間二十六週間であるが、定款により此期間を一箇年まで延長することが出來る。第二は疾病資金(Krankengeld)の附與であつて、罹病の爲勞働不能となりたる場合に於ての基本賃金の半額を給與するのである。給與は罹病後四日目より行ふのであるが罹病後に至つて勞働不能となつた場合に於ては、其の日より給與される最長期は二十六週間、但し定款の規定により一箇年まで延長を許す。

金庫は診療及び疾病資金を與ふる代りに病院に於ける治療看護を以てすることを得るのであるが、罹病者が自己の家庭を持ち又は其の家族たるときは、當人の承諾を要する。

(ロ) 出產扶助は婦人勞働者にして分娩以前二箇年間を通じ最短十箇月若は一年間を通じ最短六箇月間獨逸勞働保險により疾病に對し保險せられたる者に給與せられるのであつて、其の給與は一般に從來の給付額に應じ生活費に比率して行はれ、獨逸統計局に於て定期に發表する生活費の公示規準數(Richtzahlen)の倍數を以て算出する。其の扶助方法は(一)分娩又は産褥中必要なる場合に醫療を與へ(二)分娩又は産褥時に於ける其の他の費用に對し公示規準數の六倍に該當する一時金但し分娩なかりし場合に於ては難產に對する救助として公示規準數の一倍半に該當する金額を給與する(三)疾病資金と同額までの出產資金(Wöchnerinnengeld)但し分娩前四週間及び分娩直後引續き六週間は一日少くとも公示規準數の十分の一に該當する額とし、最切の四週間に對する出產資金は遲くも出產の日迄には交付する。(四)產婦授乳中は疾病資金の半額に該當する授乳金(Stillgeld)但し分娩後十二週間を經過する迄は一日に付少くとも公示規準數の二十分の三に該當する額を給與する。

凡て保險金給與は分娩ありし週の終に發表されたる公示規準數に據つて算出するのである。

(ハ) 死亡資金は被保險者の死亡に方つて基本賃金の二十倍に相當する額を支給するのである。但し金庫の會員たりし罹病者が同一疾病に對し疾病扶助を受けて後一箇年內に死亡したるときは、死亡まで勞働不能なりし場合に限つて給與せらるゝ。此の資金を以て葬儀費を支出し殘額あるときは死亡時に其の家に在りたる配偶者、子、父、母兄弟、姉妹に給與せらるゝのであるが、斯る權利者なければ金庫に歸屬する。死亡資金は定款により基本賃金

国立公文書館
National Archives of Japan

の四十倍まで高の最少額を五十金貨馬克に規定することを許されて居る。

（三）、家族扶助は被保險者の配偶者又は被保險者と同一の家に在る娘、孃女、養女にして伪國に居所を有し且つ前記の出産扶助の請求權なき者に對し分娩前の二箇年間を通じて最短十箇月、分娩直前一箇年間を通じて最短六箇月間被保險者が獨逸勞働保險により疾病に對し保險せられたる場合に出産扶助を給與するものである。此の出産扶助の內容は前記のものと同一給與であるが、出産賃金は一日に對し公示規準數の十分の一、授乳金は同じく二十分の一となつて居る。但し定款の規定により出産賃金及び授乳金の額を各々疾病賃金の半額まで引上げることが出來る。

家族扶助は被保險者の死後九箇月以內に分娩ありし場合にも給せらる。但し娘、孃養女にあつては被保險者の死亡時まで之と同一の家に在りしことを必要とする。保險料は疾病保險に付ては勿論雇主と被保險義務者とによつて負擔される。雇主は全額三分の一を又被保險義務者は三分の二を支拂ふ。同業組合金庫に在つては定款に於て雇主も被保險義務者と半額づゝを負擔すべき旨を規定し得る。此の定款の變更を行ふ爲には雇主及び被保險者双方の代表者の多數決を必要とする。希望により保險に加入し得る資格者は國より自ら全部の負擔をもすべきである。

保險料は之に他の收入を加へて金庫の支拂義務額を償ふに足るを限度とし、基本賃金の百分率を以て算出するのであるが、金庫の設立に方りては規定の支拂額を償ふ爲必要なる場合に限り基本賃金の百分の七半を超ゆる額を規定することを許す。其の他規定の支拂額を償ふ爲又は總會に於ける雇主及び被保險者の一致の決議ある場合は、理事は定款を變更せずして保險管理局の承認を得て百分の七半以上に高むるを得る等已むを得ざる場合の附加徵收に關する規定が精細に設けられて居る。

2、傷害保險

傷害保險は身體の傷害又は致死に因つて起る損害を賠償するを目的とし、勞働者の受くる賃金の高如何に拘はらず保險せらるゝ。

保險者たる職業組合は當該事業の企業者を糾合し土地の區劃によつて設立されるのである。國家及び地方も亦事業が自己の計算に於て行はるゝ限り保險者となる。乍併國家聯邦は此職業の組合に加入するに非ずして、自ら保險者となつて其の實行機關を通じて職業組合の權利義務を引受けることが出來る、卽ち國有林にあつて國有林管理廳が之に當るのである。

企業家が多數の林地を有する場合も之を同時に直接に施業するときは一事業と看做すと共に、數人の企業者の林地は假令之を合一して施業するも數個の事業と看做される。而して一林業經營が數町村に跨るときは、其の本據は林地の最大部分の屬する土地に存するものと看做れるのである。

職業組合は組合會の決議する定款により內部の管理及び事業の秩序を規定して居る。而して理事は法律又は定款に反對の規定なき限り組合を管理する、理事選任、定款變更、決算の檢査等は勿論組合會の權限に留保されて居る。組合員又は其の代理人より組合の理事又は組合會の代表者が選任される。

傷害保險の給與は勞働者身體に傷害を受けたる場合に於ては事故發生より十四週間の醫療及び傷痍又は收入不能の繼續する間年金を給する。醫療は醫師の療治、投藥、及び恢復經過を的確ならしめ傷害の結果を輕微ならしむるに必要なる一切の救治材料を含む。年金は勞働者傷害の爲全く收入不能に陷りたるときは賃金年額の（註）三分の二とし滿額年金（Vollrente）一部不能となりたるときは勞働能力の減耗の程度に應じ滿額年金の幾部（部分年金 Teilrente）を給する。

傷害を受けたる者之が爲他人の扶助を要するに至りたるときは之に應じて最高賃金年額まで定期金を引上げる。

（註）賃金年額（Jahresarbeitsverdienst）とは傷害を受けたる者事故前一箇年間勞役に服したるときは一日平均賃金の三

113

百倍、若し業務の性質により労働日數に多寡あるときは、其の労働日の數を之に乘じたる負金額を謂ふのである。傷害を受けたる者事故前未だ滿一箇年勞務に服して居なかつた場合は先づ勞務に服したる日數を一日平均賃金に乘じ之に亦當の年内勞働日數の同同樣の能力ある被保險者が同種又は類似の勞務に服して取得したる平均賃金を加へて算出したものを謂ふのである。

又傷害を受けたる際既に引續き全く收入不能であつた場合には醫療のみを與へ、之が爲他人の扶助を要する限り年金を滿額年金の半額まで給與する。

傷害保險の負擔金は企業者のみが之を職業組合に納付するのであつて、過去一箇年の必要額を賄ふに足る費額を會費賦課の形式にて徴收されるのである。會費は被保險者に支拂はれた賃金額に從つて賦課される、卽ち見積平均勞働需要量及び共價格によりて決定されるのであつて、企業者に對し其の事業經營に要する一箇年平均勞働日數を見積るのであるが、之に從業勞働者數並從業期間を參酌する。見積に方つては組合設立の際又は其の後に作製されたる企業者明細表を基礎とする。引續き從業する勞働者に對しては、勞働日數を三百日として見積を行ひ、婦人勞働者に在つては男子勞働者の平均賃金年額との比率によつて換算する。但し定款で別段の規定を置くを妨ゆない。普通最高五人の被保險者の從業する事業に對しては定款に於て其の定むる標準に從ひ單一の會費を定むることを許されて居る。組合の機關は評價に注意し、事業の危險程度によりて賦課を行ふ。詳細は定款の規定する處による。

3　不具癈疾(老年を含む)及遺族保險

賃金勞働者は其の不具癈疾及び老年の場遺合に對し又は其の族の爲に强制的に保險せらるゝのであるが、被保險義務に對する除外例に付ては種々の規定を設けて居り且つ聯邦參議院は被保險義務免除に至るべき勞務の程度を定むることになつて居る。

保險者たる保險局は聯邦政府の定むる處に從ひ聯邦區域、市町村團體又は其他の部分區域に對し設立されるのであるが、數個の聯邦又は其の一部並數個の市町村團體に對して共通の保險局を設立するを得るのである。聯邦政府は保險局の本據を定め、若し數個の聯邦に跨るときは關係政府共同して之を定める。

保險局の機關は總會と理事とであるが、總會は雇主の代表者及び被保險者の代表者各半數づゝを以て成立し、少くとも十人を要する。而して幾人を工業方面より、幾人を農林業方面より出すべきかは最高行政廳の定むる處による。總會員は理事を兼ねる事を許さず、若し理事に當選したならば總會員たる資格を失ふ。被保險者たる總會員は、保險局の區域にある保險事務局に於ける被保險代表者の選擧權を有する者の中より選ばれる。

農林業關係の雇主たる總會員はその屬する農林業の職業組合の理事から選ばれる。數個の職業組合に關係ある場合には獨逸保險局は被保險者の數によつて投票權關係を定める。

理事は法律定款に反對の規定なき限り局務を處理するのであるが、性質上二樣の理事を置く。其の一は保險局の設立せられたる市町村團體又は聯邦の官吏に於て一人又は數人共同して理事の職を執るものであつて、市町村團體又は最高行政廳は聯邦の法規に從ひ官吏たる理事會員を命じ其の一人を理事長に任ずる。其の二は雇主及び被保險者の同數の代表者が總會の選任により官吏外の理事として理事會に屬するのであるが、保險局の管轄範圍内に居住するを條件として居る。官吏たる理事が其の數に於て官吏外の理事よりも多い場合には總會の決議に依つて其の超過員だけ脫退せしむるのである。

保險の目的物は癈疾年金(Invalidenrenten)及び遺族扶助料(Hinterbliebenenrenten)である。

癈疾(養老を含む)年金は癈疾となりたること又は法律の定むる年齡に達したることを證明し、出指期間滿了して且つ一定條件の下に求權を保持したる者に之を給與し、遺族扶助料は被保險者死亡の時實に癈疾年金に對する出指期間滿了したる場合に給與せられる。

(イ)　癈疾(養老を含む)年金は滿六十五歲に達したる被保險

者又は他の肉體的缺陷に依り永く癈疾となり被保險者に之を給與する。永く癈疾とならざるも引續き二十六週間又は疾病賃金終了後も尚癈疾たる被保險者にも爾後の廢疾に對し癈疾年金を給せられる。

（ロ）遺族扶助料中寡婦年金（Witwenrente）は被保險者の死後永く癈疾者たる寡婦に給する。永く癈疾者たらずとも二十六週間引續き、又は疾病賃金終了後尚廢疾たる者にも、爾後の廢疾に對し寡婦年金を給する。次に孤兒年金（Waisenrente）は被保險者の死後其の十八歳以下の嫡出子、私生子及び庶子に給せられる。次に鰥夫年金（Witwerrente）は敎入不能の夫にして其家族の全部又は大部分の生活費を妻の勞働收入により得來りたる者に對し、其の妻の死亡後給するもので、此の場合に十八歳以下の嫡出子あらば必要なる限りは孤兒年金をも給せられる。

保險料給與は確定せる國庫補助と保險局の支拂とにより行はれる。年金掛金が十分納められて居ない場合は國庫及び保險局の支拂額は之に應じて縮少される。國庫補助は癈疾、寡婦及鰥夫の各年金に對し年額三十六馬克、及び孤兒年金に對

し年額二十四馬克である。保險局の支拂金は癈疾年金に在つては基本額及び剩增額、遺族扶助料に在つては基本額及び剩增額の一部である。廢疾年金の基本額は總ての賃金階級に對し百二十馬克とし此の外に被保險者の出捐した額の百分の十を剩增として給與される。遺族扶助料は寡婦及鰥夫年金に在つては前記基本額及び剩增額の十分の六、孤兒年金に在つては同じく十分の五を給與する。保險の負擔金を出捐するは國家、雇主及び被保險者である。國家は前記の如く毎年實際支拂はるゝ年金に對して補助を與へ、雇主及び被保險者は保險加入義務ある事業に從事する各週に同一額づゝ（即ち半分づゝ）を納める。週掛け金の高は左の通である。

賃金階級第一	（一週勞働所得一〇金貨馬克迄のもの）	二〇金貨片
同　第二	（同上一〇以上一五金貨馬克迄のもの）	四〇同
同　第三	（同上一五以上二〇金貨馬克迄のもの）	六〇同
同　第四	（同上二〇乃至二五同）	八〇同
同　第五	（同上二五金貨馬克以上のもの）	一〇〇同

（了）

佛國森林概觀（承前完）

林業試驗場技師　河田杰

四、「ボルドー」附近の森林

○巴里から「ボルドー」　途中氣付たことの二三を列擧すると、巴里から「ナンシー」に至る即ち東部「フランス」に比すると百姓家が比較的に多くて、耕地の整理が周約に行つて居る樣に見受けられた、例に依り中林の多いことは何所も同じである、只「ツール」と「ポアチエー」の附近には「歐洲あかまつ」及「オースタリーくろまつ」を上木とし、下に「オーク」「しらかば」等の立つて居る中林を見たのは此處に注意すべきものである、即ち外觀は恰も我國の茨城縣附近の赤松と雜木との中林と同じ樣である。元來歐洲の中林と云ふものは上木と下木、即ち喬木と萠芽木とは略同一の種類であるべきを通則として居るのに、之は全く異樣で中林を形成して居る實例である。佛國では斯る林を何と云ふて居るか知らぬが、之をしも中林であると云ふならば我國殊に茨城縣地方の赤松及雜木の二段形の林は中ハリ中林と云つて差支ない樣に思ふのである、又此地方に來ると東部「フランス」に盡に見ることのできる「ぶなの木」が大變に少ない樣に思はれた。中林の多くは「オーク」を上木とするものであろ、Angoulemo と云ふ驛から南には點々歐洲ひいらぎがしと海岸松らしきものが現はれて來る、此邊からは最早歐洲あかまつも「オースタリーくろまつ」も共に影を沒してしまう樣である。觀察した海岸林は「アルカション」の南方にある「ミミザン」と云ふ海水浴場附近のもので、「ボルドー」と「ミミザン」の間は汽車が「ボルドー」を出て少し來るともう大抵の林は海岸松林で、隨所に樹脂を採集して居るのを見受ける、又此邊になると所々に「コルクがし」の並木を見る、只非常に面白いと思ふことは「しらかば」は「ミミザン」附近に至る迄到る所の皆

Calluna の類は依然として此所でも優勢を占めて居る。

○海岸林及海浜砂丘　海岸砂丘はそれがに永年の間の大事業だけあつて、今は殆ど全部に亘つて安定して居る。只一寸見たゞけでは頗る平凡であるけれども、其から現出する來したことは實に偉大なる事績であらねばならぬ。

其現狀を概觀的に述べると次の樣である。

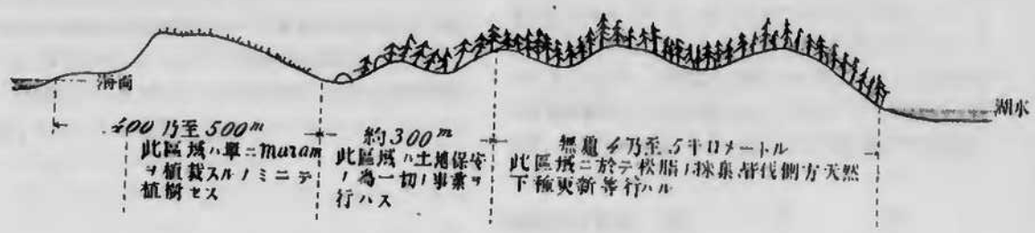

使命遂行に侵入して相當の社会を形成して居ることである。

海浜松樹は「しらかば」と「オーク」と「コルクがし」とが相接して立つて居ることは外國人たる我等の目には從に不思議の感があつた。又松の英國で云ふ Heath の樣なものを到る處で見たが、其著しく異なると思ふ點は Heath にて優勢を占めて居る Ulex が我國のそれには比較的に少なく、之に代ゆるに Genets と云ふ刺の無い「えにしだ」が非常に多いことである。

此地帶の森林等の沿革を聞いたが、大體下の樣である。

元來「ボルドー」一帶の海岸は遠く「ゴート」人か「フランス」地方に侵入した時から既に砂が荒れて居た樣である。而して近年に至つて殆ど全部に力を盡した爲に、今日見る樣に立派に安定したことは天下著名のことであるが、此森林の成立は規則正しく一枚、一枚と林が出來上つたものではない、やはり元來存在して居た天然の砂丘を利用して、風帝りの比較的に少ない點から着手し、逐々たる林が出現し始めたのが最初の狀態である。然し斯くやつて居た時代が若干時代で、海岸一帯に今日見らるゝ樣な第一線の大砂丘が人工的に出來てからと云ふのは、飛砂が柵此線で防ぎ止められる爲に段々の造林事業が非常に進捗する樣になつたものである。而して造林は今日では遠く側方天然下種に依て居るが、其全部初は全部人工の植樹造林に依つたものである。又海岸松は元來海岸から四乃至五哩「キロメートル」も奥の方には、既に和以て述べた樣に「ゴート」人の侵入時代から天生して居たものであつて、此樹種が特に砂地に強いのを見て利用したものであるし」と云ふことであつた。成程さう云はれて見ると今日ここで全部成林して立派な松山になつて居るが、よく山中を見ると眞柳の淋しかつたかと思はるゝ地形の處、又は最樹方の林縁附近には稀に蛇の如く地表を匍匐して居る松を所に見受けるし、又今は全く零々たる松林中に埋もれて居るが昔曲がる老齢の松七八本が一團となつて居て、其間の風上には明に「ベルカン」形の馬蹄形砂丘と覺しき地形の現出し居る處もある。之等の事實と此樹種との性質を兼一線の大砂丘上に立つて到頭して見ると確に肯定し得る點が多々あるのである。今自分が此で氣付に樣く言葉に點を述べると、此地方の天然が餘りに砂丘を安定するのに都合良く出來て居たと云ふことである。即ち樹種すべき樹種に海岸松があつたこと、其海岸松の formation が出來上る前に地表の保護物として最も都合よき「えにしだ」の formation が現出すること、此地方の海岸風が西南と云へば直ちに直角と云つてもよい位である所と海岸に直角と云つてもよい位である所とが如何に此事實を誘致化するに都合であつたか、又飛砂を止むるに最も良好なる性質を有する「マラムグラス」が、此地方の海岸砂地の天然物であると云ふことの四つである。

前事実の說明に依ると當初の海岸造林はやはり砂の上に淺い

穴を堀て、其穴の中に海岸松の種子を凡十粒づゝ入れて淺く砂をかけ、且其上に風が直接地表を襲撃することを防ぐ爲に「えにしだ」の枝を伏せたさうである。而して海岸林中所々に之は苗木を植栽したのではあるまいかと思はれる位筋の立つて居る海岸松の壯齢林を見るが、之等が人工播種に依て成立したものである。尙ほ海岸地に多き小砂丘を其後にして置くと、小砂丘と小砂丘との間から小突風を助成して惡結果を及ぼすから、砂丘の表面は可成平滑になる樣に人工でならすことが必要であると云ふことである。砂丘に就ては此位に止め次に森林の取扱を述べ樣と思ふ。

伐採は全部皆伐作業を採て居る、然し圖示した樣に海岸林の最外側凡三百米は全く手をつけない林分としてあることは云ふ迄も無い、然して其一回の皆伐面積は奥の方で比較的に安全な所では壹百「ヘクタール」を越ゆるものが少なく無い、而もそれが全部側方天然下種で成功して居る、皆伐後二三年間と云ふものはどうかして都合のよかつた所には其初めから海岸松が立つか大部分と云ふものは此「えにしだ」で蔽はれる、而して五六年經つと其間から海岸松の稚樹が立つて、六年目に第一回の掃除伐的間伐を施行する時分には殆ど全部が海岸松の密立地になつてしまう。此「えにしだ」から海岸松に變換するのは明に Plant succession の好例である、即ち之が最も自然の出來方に違ない、此で話は一寸横道にそれるが、我國の赤松林も赤松を切つたあとで直に赤松が立つ樣に思ふ人が多いが決してさうでは無い、仔細に觀察すると關東平野殊に茨城鹿島地方の如きは赤松林の伐跡は一回必ず一種の雜草地になり其間から赤松が立つて來る、又淺間山麓等の高原地では甚だ多くの場合赤松林の伐り跡は先「しやうま」「馬の雜草又は「かば」栗等が侵入し、其後でいつのまにか赤松が立つてくる。要するに程度問題で何處を問はず何時を問はず知らず知らず Plant succession は行はれて居るものである。又恐らく何等の succession なしに直接第一代の直生狀態から第二代の同じ植生狀態が生じて來ると云ふことは、嚴格な意味に於ては皆無と云つても差支ないと思はれる。扨斯くして出來上つた海岸松林は其第一回間伐（約六年生）當時の本數は、一ヘクタール八千本乃至一萬本許であるが之に約五割の間伐を施行して四千本乃至五千本となるのである。斯くて約二年を經過すると第二回の間伐を要する樣になる、此時も約五割の間伐が行はれて殘存本數は約二千本となるのである、此時始めて枝打が行はるゝ、同樣にして林が約十八年生に達する迄時々間伐が行はれ、十八年生以後の林に對しては間伐すべき木を選定したる後間伐木に對し先づ松脂採集の殺傷を施行し、採集終了後伐倒する。以後之と同樣の方法を繰返されて、林木が四十年生になると其本數が約二五〇本乃至三〇〇本になる、之が即ち伐期の本數である。而して四十年から六十四年生迄は一溝の生長、六十四年から六十八年生迄は二溝の生長、六十八年から七十二年生迄は殺傷が施行せられ、七十二年生で伐採せらるゝのである。其後は又前述の順序が繰返さるゝのである。此所で間伐の話が出たので一寸間伐のことを書く、元來「フランス」人の間伐と云ふのは(1)相爭ふ優勢木のどちらかを伐ると云ふこと、(2)或る優良木が出來たなら其良木の周圍の木で之に障害をしさうな木を伐ると云ふことが根本の考をなして居るものらしい。(1)は土層間伐の意味で、(2)は常に多少の下層木も切らねばならぬと云ふことを意味して居る、從つて獨逸式の復雜な算級と云ふ樣なことは云はない、而して此「ボルドー」海岸の掃除伐、竝に間伐は實に美事な出來榮であるが、之とても一寸も間伐の複雜な理論を云はず、皆前揚の二つの觀念から發足して居るものゝ樣である。又七十二年の伐期に對して四十年で早くも伐期の本數に達せしめると云ふ考も實に見上げた考だと思ふ。此理由は何れ說明する時期があると思ふから自分は此では何も云はぬが、どうしても「ボルドー」の樣な濕潤な土地では間伐は強く且早く伐期本數に達せしめたいと材積成長の上に非常に損が立つと思はれる點がある、同時に我國殊に本州以南の如き夏季の濕度が非常に高い國でも、間伐を強くし且早く伐期本數に達せしむる考が必要ではあるまいかと思はれる。

以上の摘要を擧ぐれば、

A、「ボルドー」海岸の砂丘工事は既に安定の狀態にあるも、其筋に至りし經路は以て我國の砂丘工事に應用すべき點が少なく無い。

B、最前方の一大砂丘は原則として植樹せず、之に對しては單に「マラム」の植栽を行ひ、此地帶を推砂帶として存置すると云ふ考は非常に大切なことである。

C、「ボルドー」の海岸風が海岸線に對して殆ど直角であることは、此工事を非常に簡單ならしむる一大原因である。從つて我國の砂丘工事に風向の如何を定めず直に海岸一帯に聳高き砂丘を築造せんとして海岸線に並行に堰を設くることは遠に首肯し難きものがある。

D、海岸松は昔は人工播種に依つたが今は殆ど天然更新である。

E、其間伐は頗る強く且頗る巧なものである、殊に六年生の第一回間伐即ち掃除伐的の間伐の事業なるには大いに敬服すべきものがある。

附　松脂採集溝のつけ方

之は實地に就て示されたから一寸御紹介して置く。

第一圖で直中の圖形を幹の切斷面であると見、四方に射出した圖は其部分部分の幹の側面圖である。最初の溝は常に幹の東側からつけらるゝ（圖上溝1に相當するもの）、最初の一年間は切り上げ〇・六〇米で其巾は〇・〇九米、第二年目は切り上げ〇・六五米で其巾は〇・〇九米、第三年目は切り上げ〇・八五米、巾〇・〇八米、第四年目は切り上げ〇・九〇米で巾〇・

〇七米、之で第一溝は完成し、溝の總延長は三米となる（第二圖參照）。松脂の採集は樹齢四十一から始めらるゝものとして、第一溝が完成した中に樹齢は四十四に達する、第一圖中算用數字を以て示したるものは其時其時の樹齢を示したるものである。之と同樣に一年に一溝づゝ完成して溝2、3、4、5、6、を付けて行くと、恰度樹齢が六十四に達する。其次の年から一時に二溝を作る、之が溝7、8、である。即ち溝7と8とは同時に切り上げられて行くのである、斯くて7、8、兩方が一時に完成した時樹齢は六十八になる。それからあと四年間は殺蓋で9、10、11、12、の四溝が同時に切り上げられて行き、此四溝が完成された時に樹齢は七十二年になり伐期に到達するそれ故之を摘要すると下の樣になる。

A、採集溝の位置は一回倒られたる跡を再びけずることなし、

B、採集の開始より伐期に到る間一本の幹に附せらるゝ溝の數は通常十二である、

C、最初の第一溝は東側に付けらるゝ、

而して事業の時期は三月から始て十月に了る、即ち八箇月間に少しづゝ切り上げて、其年度に相當するだけ切り上げるのである。

第一圖

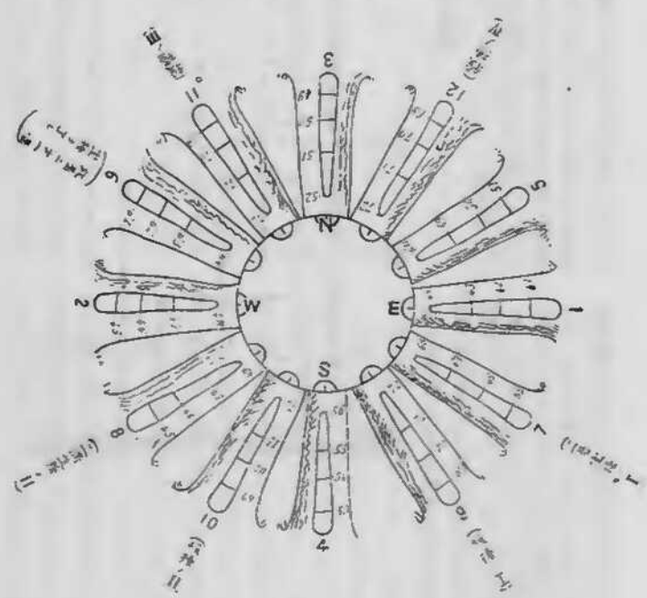

第二圖

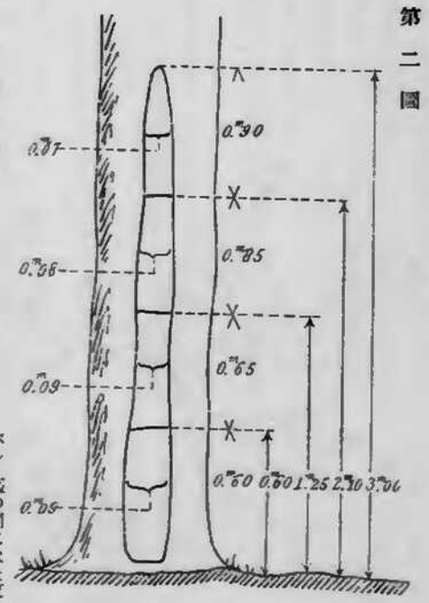

五、「ツーロン」附近の森林

○「ボルドウ」から「ニース」「ボルドー」の視察後「コルクガシ」の森林を見る目的で南方に向つた、實際「コルクがし」の森林の多いのは「ツーロン」附近である、然し此地方の森林の「コンセルバシオン」が「ニース」にあるので先つ「ニース」に行く必要があつた。「ボルドー」から「モンクーバン」迄の間にはまだ時々「しらかば」を見るか、それから南方には此木を見ない樣である。又「モンク・バン」附近から象狀をなした「パラソルまつ」が所々に點生して居るのを見る、それから汽車がだん〳〵地中海岸に向つて走つて居る內石灰岩とは全く違た岩石地方を通過し、又再び石灰地方に出てくる。其間所々に「パラソルまつ」を見るが餘り大きな森林は無い、而して此邊から石灰の岩山の中腹等に又他の一種の非常に幹が分岐し、且枝多く小なる球果を多數に著けた我國の赤松の形狀の惡い樣な松が森林を形成して居るのを隨所に見受ける、之が「アレポまつ」である。此松は遠く「マルセイユ」から「ニース」に至る迄石灰岩地方には、到る處優勢を占めて居る。彼の「マルセイユ」の郊外「ホテル」等のある景勝地の崖上に澤山あるのは多くは此松である、然して此邊の平地には彼の「オリーブ」と歐洲ひいらぎがしとが優勢を占めて居る、又「ボルドー」から「モンクーバン」に至る間一種の常綠のかしが盛に天生して居るのを見たが、自分は之を手に取つて見ることが出來なかつた、之が恐らくは彼の「ビレニーオーク」だらうと思ふ。汽車は「マルセイユ」を過ぎ「ツーロン」を過ぎて少し來ると一帶の雲母片岩又は結晶片岩系の地方に入つて來る、此邊から森林の樣子がらりと變つて「ミミザシ」以來暫く見なかつた海岸松が現はれて來る、而して其に伴つて「コルクがし」の天生して居るのを見受ける。それから更に進んで「ニース」邊に來ると又石灰岩地方になるに從つて海岸松が影を沒して「アレポまつ」が殖へて來る、彼の「パラソル松」は此邊にも澤山あるが森林をして居るものは甚多ない。

○「ツーロン」附近　視察した森林は「ツーロン」から東方三十「キロメートル」許の處にある國有林である。一帶の結晶片岩系の土地で其林相を約二種に分つことが出來る、即ち其一は「コルクがし」の純林狀態のもの、其二は海岸松で上木とし「コルクがし」を下木とする森林で、二段林狀のものである。此地方の「コルクがし」の林は悉く天然更新であつて、樹皮を剝ぐのを目的として居る爲に特に更新の爲の伐採と云ふが如きものは殆ど無い、只所々に發生する種樹は大切に保護して居る。此「コルクがし」の純林狀をなして居る林分を遠望すると、恰も紀州や千葉縣等で見る「かし類」の天然林によく似て居るが、一層樹形が惡く且散生的である、又其成林の狀態は上木に海岸松を有して居る林分に比して一層土地が乾燥して何となく良好で無い樣な氣がする。

此地方の海岸松は全くの天然林で、「ボルドー」附近のものに比すると著しく原始的の景觀を供へて居る、又面白いことは其若木時代の樹冠の形狀が「ボルドー」附近のものに比すると概ね鈍頭であり、且横枝の張りが強い、從つて樹形が著

しく不良に見ゆるけれども、其老木を見ると形狀こそやはり何となく鏡頭で積枝の張りが强いが、其長大なる發達は到底「ボルドー」附近では見られない樣な立派なものがある。自分は何となく此地方こそ此海岸松の眞の原産地では無いかしらと云ふ氣がした、卽ち海岸松の下に「コルクがし」の立つて居るのが此地方の固有の植生狀態の樣に感じたのである。又「コルクがし」は此邊一帶どこにもあるが仔細に見ると澤通りに數多く、且比較的に長大なものも多い樣に見受けられた、又同時に澤通りには點々栗が天生してをるのを見た。而して「歐洲ひいらぎがし」はやはり此邊にもあるが、石灰岩地方程澤山無い。

以上を通じて「ツーロン」附近の森林觀察の摘要を揭げると、

A、南部「フランス」には主たる松の種類が三種ある、其一は海岸松、其二は「アレポまつ」、其三は「パラソルまつ」である、而して其適地は地質適に異なるものがある。

B、常綠がしは「コルクがし」と「歐洲ひいらぎがし」の二種が主たるものである。

C、石灰岩地方と岩地方とは全く其樹種を異にして居て、前者には主として「アレポまつ」「歐洲ひいらぎがし」「パラソルまつ」等後者には主として海岸松と「コルクがし」が立て居る。

尙此地方の海岸松に對しては今日の處松脂採集を行ふて居ないが、然し今之が問題に上りつゝあると云ふことである。又恰度我々が此森林へ來た時に土地の人が野鼠を二匹捉へて之を家に飼てある、歐洲産の貂に餌として與へて居るのを見たが、野鼠は身の丈三寸乃至三寸五分位で色は黑黑色を帶た農い鼠色で、尾の長い種類であつた。土地の人の說明によると松の球果やかしの實を食して森林の天然更新に有害の種類であると云ふ話であつて、一寸面白く感じたので附記して置く。

六、巴里の郊外林

自分の見た郊外林中尙少記述すべきものは、「シヤンティリー」の中林と「フオンテンブロー」の一部である。「シヤンティリー」の中林は「オーク」、「ぶな」、「しらかば」等を上木とするものが多いが、自分の見た處に依ると伐採を行ふ每に「オーク」の數が減じて、「しらかば」が殖へ、且下木として「しなのき」の萠芽が殖へる樣である。尙自分は此のみならず「ナンシー」でも又巴里「ボルドー」の途中でも到る所之と同樣のものを見た。然らば遂に「オーク」の上木が無くなつてしまうかと云ふとそうではなくして、萠芽の一部を保育して上木に宛てるから常に上木には或る程度迄「オーク」を混ずる樣になる、然し眞の實生の「オーク」と云ふものは漸次減少して行く、卽ち實生樹のみに就て云ふと中林と云ふものは漸次樹種が劣等となり、萠芽を利用する爲に其地味は漸次惡化して行く樣である。

「フオテングロー」は主として「オーク」「ぶな」の喬林作業で、殊に「ぶな」は成功して居る、又其一部は上木には「オーク」があるが下木は全部ぶなで「オーク」から「ぶな」に變換しつゝある樣な林分も澤山ある。又此森林の中で非常に面白いものは所々に大理石の大塊が露出してゐる一種の荒地があることで、此に侵入して來て居る樹種は「しらかば」及「歐洲赤松」である、殊に歐洲赤松は此大理石の荒地附近程天然更新が容易に行はれて居るのを見た。而して此荒地の中の植物は種々あるが其主たるものは「えにしだ」と「カリユーナ」とである。此にも英國の「ヒース」に多き「ウレフクス」は殆ど見ることが出來ない、自分は其實物を見ないから何とも云へぬが、彼の元の南「オースクリー」地方に發達して居る「カルステンボーデン」と云ふのは恐らく之と同一のものではあるまいか。兎に角「しらかば」と「歐洲あかまつ」は非常に大理石の地方に能く侵入し得る樹種であることが解る。又此荒地附近には「オーク」もあり、「ぶな」もあるが概して「ぶな」の方が優勢である、此でも「ぶな」は「カリカリヤス」の土地を好むが、「なら」は土地の淺い處には適せぬと云ふ實測を見わけてある、又「フオンテブロー」の町から彼の有名な「ミレー」の畫室のある「バルビゾン」と云ふ村落へ行く途中で、「歐洲あかまつ」の森林に對して一種の傘伐的の伐採を入れそれから成功の途中にあるのを目擊した。尙其「あかまつ」の稚樹と交つて「ぶな」の稚樹が盛に侵入して來てをる部分もあつた、之は中々面白い現象であつて、佛國人は別にむづかしい理屈は云はないが、「ぶな」を利用して地力を維持せんとすることには餘程前から氣付て居るものであると云ふことは「フオンテンブロー」

の森林全體を通じて判る處で窺知し得た樣に思はれた。

七、以上の觀察より得たる所感

○佛國内の松の分布　佛國内の樹種分布は中々面白い。或造林學者は之を溫度に分けて三つの森林帶（但し高山地は之を除く）に分けて居る、即ち一を「ラウレータム」、二を「カスタネータム」、三を「カルピネータム」之である。自分は勿論實見であるから佛國の學者の樣な確な材料は無いが、今佛國全體を松の分布で別けて見ると、之を南部と北部とに分つことができる樣である。而して佛國の平地及平地に滑ひたる丘陵地は石灰岩地方が非常に多い、此石灰岩地方のみに就て見ると北方より南方に至るに從ひ松の種類の推移がある、即ち北方は歐洲あかまつ、「オースタリーくろまつ」が優勢で、南方では「アレポまつ」が優勢を占めて居る。而して中部以南の平地で石灰岩でない地質の處へ侵入して來て居るものが海岸松と解釋して大體誤が無い樣である。

○樹種分布を説明する因子と云ふこと、　問題は大きいが自分はほんの臆説的のことを此に掲げて見たい、昔から或植物の生存し得る範圍は之を溫度で説明し、森林成立し得る範圍は主として雨量で説明してあるが、一體樹種の分布と云ふものに對しては廣い世界一般に涉てはいさ知らず、只單に或狹い區域のみに就て見ると下の樣な疑問が起つて來る。即ち或樹種其物が存在可能の帶を司配するものは溫度であるかもしれぬが、溫度のみで自分の此に云ふ樹種の分布を説明することは出來ないと思ふ。又同時に森立成立の條件を雨量で説明して居るが、之は單に森林成立と云ふが如き一般的の問題でなくて或る樹種一種毎に其森林の成立が雨量に司配されて居るものである樣に思はれる。何故と云ふに此から此蓋の區域内には此樹種が存在することは有り得る、又は森林が成立し得ると云ふことゝ今此に此樹種がある、然し其の間の地點には此樹種がない。此と彼所にあるのはかゝる原因があるからであると一々其現狀に就て説明するのとは大變意味が違ふ。自分の此に云ふ樹種分布とは後者の如き場合のものである。偖此ことに就ては Journal of Ecology の第一卷第一號であつたと思ふ。Vegetation の Unit と云ふものは廣き意味の帶狀には溫度に依つて定め得るが、或 Association に就ては溫度は間接であつて直接のものでは無い。如何と云ふに分布説明と云ふことは單に甲なる地點に其ものがあると云ふことの理由を説明したのみでは足りない、何故乙なる地點に其ものが無いかと云ふことも説明せねばならぬ、しかも甲、乙丙地點は之を溫度的に一の帶の中に在りと見得ることが屢々あるからであると云ふ樣な意味のことが多くの ecologist の間に論ぜられたと云ふ樣な記事があつたと思ふ。殊に Association を以て Unit of Vegetation の基礎單位と見るならば通常數多の Association を包含して居る一つの溫度帶で其中の Association 相互の錯雜し方を説明しやうとしてもそれは到底なし難きことではあるまいか。其所で話は後戻りして今一つの佛國なる狹い區域の樹種分布を見るとどうしても、植物分布を説明すべき基礎的の因子の重要なるものが三つある樣である。即ち一つは溫度、一つは雨量、一つは地質である。溫度と云ふものは、北方に「アレポまつ」なく南方に歐洲あかまつが無いのは其例である。雨量と云ふのはぶたの分布區域が可なりの廣き溫度の範圍に亘つてしかも直接に雨量に司配されて居るが如き其好例である。地質と云ふのは海岸松と「アレポまつ」は殆ど劃然と云つてもよい位片岩系と石灰岩とで其側地を分けて居るが如きものである　こんな風に考へて來ると樹種毎に其樹種の天然に存在し得る第一條件が溫度に依るもの、雨量に依るもの、地質によるもの等種々ある樣である。從つて或地點に或樹を造林しやうと云ふ樣な最もつきつきつた具體問題と向合つたときに、其成否を定めることの標準には溫度帶が定めてあつても何等造林の根本計畫の參考とならない場合が非常に多くなる。どうしても其地點〳〵に就て仔細に天然を觀察した上に其地點の氣象の條件殊に特徴、地理の條件、地質の條件、生物の作用等を考慮した上でなければ其地點の適樹を定めると云ふわけには行かなくなつて來ると思ふ。

要するに造林計畫を立つるに當り其作業級の數を可成多くし、且樹種を可成多くすることは決して所謂良い加減の計畫で無くして、當然其所に落ちて來なければならぬものである、但し如何に作業級の數は多くとも、如何に樹種の數は多くとも、技術主任者夫自身は作業級の一々に就て又其樹種の一々に就て確固たる根據が無ければならぬことは勿論のことである。（大正十四年七月三日）（完）

121

国立公文書館
National Archives of Japan

國有林に於ける林業勞働者調

大正十二年度

（二）林業勞働者の數及男女老若別に關する事項

本年度中國有林事業に從事せる林業勞働者の總數は二五〇、二八六人（前年度二一四、五八七人）にして、之を各事業別に分ちて其の數を掲示すれば、造林事業に從事せるもの一九七、九三六人にして最も多數を占め、次は治山事業に從事せるもの三九、一九九人、森林土木事業に從事せるもの三六、二〇三人、運材事業に從事せるもの三一、六五二人、伐木造材事業に從事せるもの二〇、七一九人、製炭事業に從事せるもの四、九八九人、貯材事業に從事せるもの二、〇六〇人にして最も少數なるは採石事業にして、從事せる一、〇三八人なりとす。而して採石以外の事業に從事せるもの一六、四九〇人ありとす、之を男女及老若別に區分すれば男は二七三、〇四一人にして、內老年は三、六四六人、成年は二六一、〇六六人、少年は八、三九九人、又女は七六、六五五人にして、內老年は九八一人、成年は七〇、四一八人、少年は五、二五六人なり。外に幼年（男女を分たず）五六〇人ありとす。

老年とは滿六十歲以上、成年とは滿十六歲以上滿六十歲未滿、少年とは十四歲以上十六歲未滿、幼年とは十四歲未滿の者とす。

仮之を事業別及業務者別に區分すれば事業者は二二、五四三人、業務者は三二七、七四三人にして事業者の內定業者三、七二五人ありとす。

而して全國の各大林區に於て勞働者を使用せらるゝ業を見るに青森大林區は七九、九五九人にして最も多く、次は秋田大林區の七二、四四九人、東京大林區の六二、〇六九人、廣島大林區の三六、四四六人、熊本大林區の三五、四二三人、大阪大林區の三二、一九八人にして、以上多きは前期大林區の三一、七四六人なりとす。

（二）林業勞働者の數及男女老若別に關する事項

本年度中國有林事業に從事せる林業勞働者の總數は二五〇、二八六人（前年度二一四、五八七人）にして、之を各事業別に分ちて其の數を掲示すれば、造林事業に從事せるもの一九七、九三六人にして最も多數を占め、次は治山事業に從事せるもの三九、一九九人、森林土木事業に從事せるもの三六、二〇三人、運材事業に從事せるもの三一、六五二人、伐木造材事業に從事せるもの二〇、七一九人、製炭事業に從事せるもの四、九八九人、貯材事業に從事せるもの二、〇六〇人にして最も少數なるは採石事業にして、從事せる一、〇三八人なりとす。而して採石以外の事業に從事せるもの一六、四九〇人ありとす、之を男女及老若別に區分すれば男は二七三、〇四一人にして、內老年は三、六四六人、成年は二六一、〇六六人、少年は八、三九九人、又女は七六、六五五人にして、內老年は九八一人、成年は七〇、四一八人、少年は五、二五六人なり。外に幼年（男女を分たず）五六〇人ありとす。

老年とは滿六十歲以上、成年とは滿十六歲以上滿六十歲未滿、少年とは十四歲以上十六歲未滿、幼年とは十四歲未滿の者とす。

仮之を事業別及業務者別に區分すれば事業者は二二、五四三人、業務者は三二七、七四三人にして事業者の內定業者三、七二五人ありとす。

而して全國の各大林區に於て勞働者を使用せらるゝ業を見るに青森大林區は七九、九五九人にして最も多く、次は秋田大林區の七二、四四九人、東京大林區の六二、〇六九人、廣島大林區の三六、四四六人、熊本大林區の三五、四二三人、大阪大林區の三二、一九八人にして、以上多きは前期大林區の三一、七四六人なりとす。

員數を調査するに、疾病にありては五人・七五、負傷にありては四人・四〇、死亡にありては〇人・三二にして、前年度に比し疾病は〇人・七八、死亡は〇人・〇九を減じ、負傷は〇人・〇六を增せり。

更に之を公務に基因するものと公務に基因せざるものとに分ち調ぶるに、疾病にあつては公務に基因せざる者に多きも、負傷及死亡にありては之と反對に公務に基因する者に多し即ち左の如し。

死亡	負傷	疾病	
公務ニ基因スルモノ	公務ニ基因スルモノ	公務ニ基因スルモノ	公務ニ基因スルモノ
〇・〇九人	〇・五三人	五・四〇人	公務ニ基因スルモノ
〇・〇二人	三・八七人	〇・三五人	公務ニ基因スルモノ

又若疾病、負傷及死亡が何れの事業に從事せる者に多きかを見る爲に左に其の關係數字を掲列して之を調査すれば疾病負傷にありては製材、製炭、運材、貯材の各事業に、死亡にありては製炭及運材事業に多し。

（三）疾病、負傷及死亡に關する事項

本年度に於ける官用勞働者中、疾病及負傷に罹りたる者又は死亡せる者の總數は三、六三四人（前年度三、三九四人）にして、內男は三、〇九六人、女に五七八人なりとす。而して此等の者にして公務に基因する者は一、五二二人、公務に基因せざる者は二、一一三人なり、尙之を疾病、負傷及死亡別並に男女別に分ち示せば左の如し。

死亡	負傷	疾病	
男	女	男	女
四〇	一、二九五	一〇三	公務ニ基因スルモノ
三	六二	二〇	公務ニ基因スルモノ
二六	一五九	一、四三四	公務ニ基因スルモノ
七	二八	四五九	公務ニ基因スルモノ
二六	一、五四三	二、〇一五	計
七六			計

前記疾病、負傷及死亡等數に於る勞働者千人に對する各員數を調査するに、疾病にありては五人・七五、負傷にありて

	林業労働者数	疾病者数	千人當
水産	三、〇二一	三五六	二・〇六
村	一、〇〇一	四九	〇・八六
村	一、〇〇一	一六	〇・一六
村	三、〇六一	四四	〇・四四
林	一、六〇一	一六	〇・一六
間	一、三〇一	三	〇・〇三
炭	四、〇六一	四〇	〇・四〇
水	一、〇〇一	一〇	〇・一〇
土	三、〇〇一	三〇	〇・三〇
計	二、〇〇一	二〇〇	一・〇〇

	負傷者数	千人當	死亡者数	千人當
水産	四四	一・四四	一	〇・〇一
村	四〇	〇・四〇	一	〇・〇一
村	一	〇・〇一	一	〇・〇一
村	一	〇・〇一	一	〇・〇一
林	一	〇・〇一	一	〇・〇一
間	一	〇・〇一	一	〇・〇一
炭	一	〇・〇一	一	〇・〇一
水	一	〇・〇一	一	〇・〇一
土	一	〇・〇一	一	〇・〇一
計	一〇	〇・一〇	一	〇・〇一

尙又疾病負傷者及死亡者が何れの病傷にあるかを見るに左の通、疾病にありては肺病（四六二人）五官諸病（二一一人）負傷にありては創傷（九八〇人）に最も多し。死亡にありては負傷者に多し而して右は概ね老年及少年者に少なくして成年者に多しとす。

病傷類別	疾病者	負傷者	死亡者
口蹄動物	一	一	一
イヌ	一	一	一
マチス	三四	一	一
鼠	一八五	一	一三

（三）扶助に關する事項

本年度に於て扶助を受けたる林業労働者数は一、四五六人にして、之に對する扶助金額は九三、九七七圓なりとす。

病傷別	疾病者	負傷者	死亡者
其他	一、〇一八	一、〇一八	一
計	二、〇一五	二、〇一五	一
其他	一、五三九	一、五三九	—
其骨創	—	四三九	一二一
計	—	一、九八〇	二一一
他所傷	—	一、二三五	一
合計	一、五三九	三、二一五	二一一
其他	七六	三九	一
其皮膚病	—	一二二	四二
計	七六	一、二二一	四二
他病毒病	—	—	—
消化器病	—	—	—
呼吸器病	—	—	—
行神經病	—	—	—
計	—	—	—
他病	七六	一、二二一	四二

右人員の内本年度中治癒したる者二、三五六人、死亡したる者五二人、未治の傷病継続せる者六人、未治の傷病翌年度へ繰越したる者四二一人なり、又扶助の種類別に依り其の扶助金額を示せば左の如し。

療養扶助料	四三、八五三圓
休業扶助料	二六、五六一
障害扶助料	五、五五四
一時扶助料	一六〇
遺族扶助料	二六、二〇三
事務費	一、六四六

扶助金を受けたるものは浜村、伏木迫材、石炭、森林の各事業に從事せる者に多しとす（前記各項に關する統計表は國有林野一班第六回に掲記すべきに付之を參觀のこと）。

加奈陀森林生産額

（六月十九日附在晩香坡佐藤領事館事務代理報告）

（一九二三年度）

加奈陀森林資源の豊富なるは云ふ迄もない所なるが、最近領政府統計局の作成せる一九二三年度當領全森林生産品の數量及價格統計に依れば、一九二三年度當國森林生産品總價額は一億九千七百萬弗にして、之を前年度の一億七千萬弗に比し一割五分六厘の增率なり。次に當國森林が伐採に依りて減耗する割合は年に依り增減あるは免れざるも、森林生産高の統計に依り略々其概數は窺知せらるべし。即ち一九二二年度立木の伐採數量は二十六億七千百五萬四千八百六十二立方呎に上り居れるが、之に加ふるに毎年山林火事害蟲及其他の破壞的行爲に依り森林の枯渇せるもの五億萬呎以上に及ぶと云ふ。各種森林生産品中一九二三年度に於て國内製産に仕向けらるゝ丸太及屋根板用材及製材業並に之と類似の産業に供せらるゝ材料首位を占め、其總額六千九百萬弗に達せり。當國パルプ及製紙工場用パルプウード四千三百萬弗新聞紙千八百萬弗輸出向パルプウード千三百萬弗及鐵道枕木千三百萬弗等順次之に次げり。全國森林生産品の數量及價額左の如し。

種別	單位	數量	價格（弗）
丸太及屋根板用材	板呎	[illegible]	[illegible]
パルプウード	「コード」	[illegible]	[illegible]
薪 同	同	[illegible]	[illegible]
輸出向パルプウード	同	[illegible]	[illegible]
鐵道枕木	箇數	[illegible]	[illegible]
丸太	板呎	[illegible]	[illegible]
角材	同	[illegible]	[illegible]
電信電話用柱	箇數	[illegible]	[illegible]
坑道用丸太	同呎	[illegible]	[illegible]
樺	同	[illegible]	[illegible]
桑	同	[illegible]	[illegible]
楊用材（「コード」）		[illegible]	[illegible]
柳 木	同	[illegible]	[illegible]
其他の生産品	箇數	[illegible]	[illegible]
同	「コード」	[illegible]	[illegible]
合計		[illegible]	[illegible]

次に州別に依る立木伐採數量及價額左の如し。

州別	立木伐採數量（立方呎）	價格（弗）
ケベック	[illegible]	[illegible]
オンタリオ	[illegible]	[illegible]
ピーイー	[illegible]	[illegible]
ニウブランスウイック	[illegible]	[illegible]
ノバスコシア	[illegible]	[illegible]
マニトバ	[illegible]	[illegible]
アルバータ	[illegible]	[illegible]
サスカチエワン	[illegible]	[illegible]
ブリンスエドワード島	[illegible]	[illegible]

（海外商報第二二八號より摘錄）

加奈陀官有森林の收支

（六月十九日附在晩香坡佐藤領事代理報告）

加奈陀に於ける森林地の八割以上は領若は州政府の領有に属し、之に生ずる森林の伐採に關しては當局の發給する鑑札の下に所定地積林材の拂下をなし、該借地料及伐採謝可料は之を年賦とし徴收し居れり。右鑑札は普通各年毎に之を更新し前記料金の變更若は適當と認めらるゝ法規設定の權利を留保し居れり。而して上述森林地より領及州政府の直接收入は一年約千二百萬弗に上り、之より森林地の保護若は管理に支辨せらるゝもの年約四百五十萬弗に達すと云ふ。

（海外商報第二三〇號より摘錄）

米國西北部木材積出量

（上半期）

（八月七日附在シアトル宮崎領事代理報告）

本年上半期の木材産出額左の如し。（單位呎）

▲英領コロンビア州	
外國に對する積出角材	一〇七、〇一一、九四五
米國内地及領土に對する積出角材	一四六、八九九、八七八
右合計	二五三、九一一、八二三
右の外丸太及割材	四三、三八〇、五三四
▲米州	
外國に對する積出角材	三七一、六六八、二一九
米國内地及領土に對する積出角材	一、〇四六、〇二三、三一二
右合計	一、四一七、六九一、五三一

国立公文書館
National Archives of Japan

南米（實港）	二三、九二二、六〇六
新埠及	二一、六三七、〇四三
市西	一〇、一八八、八八一
起西	九、七三六、一〇三
印西	九、一一七、九二〇
印度	七、三九九、八六一
南洋諸島	二、三四八、〇六三
南洋諸島	二、〇五一、八六七
中米	四三四、五五八
其他	三、〇五五、六〇〇
右合計	六六一、四八九、二三〇

右對外輸出合計數量は大正十三年上半期の當該數量七七七、九三四、七三七貫に比し六六一、四八九、二三〇貫即ち一五%の減量なり。（輸出數量の上の（）印は同期に比し減少せるを示す）以上三州よりの內外各方面輸出數量總數合計は二、二五一、〇四一、七七二貫にして之を大正十三年上半期の當該數量二、二六二、七六六、六二〇貫に比し一、七二四、八三八貫、即ち〇、〇五%の減量なり。因に日本向輸出貨物は輸出先中第一位を占め一、七六六、〇一一、一二五貫なるも、右輸出數量を大正十三年上半期の當該數量四四〇、七八六、二七九貫に比し一六四、一八五、一五〇貫の減量なり。

海外輸出數量三四六噸より噸數）

北滿產材需給狀況

（八月二十六日神戸港出港天洋丸積荷報告）

過去三箇年間の米天輸到米北滿材數量は大正十一年一四、八七三、七九八斤同十二年六、九九九、一〇八斤同十三年三六、八一六、六六六斤にして消化數量は特に北滿材としての分利明せず日支兩共に相當在庫あり而して各地產材運合され居り、各商店に付取調べるも不明なり。支那側木稅局の調査左の如し。

（數量數量米噸數天）

	大正十一年	同十二年	同十三年
移輸入米數	三、三五五	四、一〇八	六、三三四
消費消化數	三、六三〇、〇〇〇	五、六六、四〇〇	六、六六、〇〇〇
消費消費量	一、〇三五	二、六六六	六、六六六
移輸出數量	二、六六六、〇〇〇	三、六六、四〇〇	六、六六、〇〇〇
回輸出數量	一、六三五	二、六六	三、三三
當地よりの他地方に輸移出せらるる數量及價額不明なるも大	四、六六、〇〇〇	四、三三、〇〇〇	四、六六、〇〇〇

海外本情

▲オレゴン州	
右の外丸太及製材	五〇、一二七、〇一一
米國內地及領土に對する輸出角材	一八二、八〇九、〇六六
右合計	五七九、六六二九、三五二
右の外丸太及製材	一九、〇一四、五七六

右三州木材合計は角材一、一二九、〇四二、七七二貫、木に前記三州より積出たる角材數量從先別は米國內地及領土に對する積出アラスカ（二）二、五五九、五四六、布哇諸島四三、五四二、〇二四、バナマ運河地方（二）一、二〇九、〇二一、比律賓諸島二、三九九、一七一、カリフォルニア八〇〇、九二三、五五一、大西洋沿岸七三五、一三五、五九九、其他（二）五三、五〇二、三九二、合計一、五八九、五五二、五四二貫、右積出合計數量は大正十三年上半期の當該數量一、四八四、八三二、八七三貫に比し一〇四、七二〇、六六九貫即ち七・一%の增加なり。又外國に對する輸出左の如し。

日本	（二）二七、六〇一、一二五
米國を含む歐洲	九一、四四六、一八五
歐洲	（二）八八、四八六、〇一二
南支那	（二）八二、二四〇、五九七
米（兩海岸）	五三、三三、八〇九

▲大連港輸材	
其他向輸出米谷	三、一一一、一一一
同	一、一一一、一一一
同	一、一一一、一一一
同	一

牛荘	上海	天津	朝鮮	香港	日本
汽船	一	三、六四六	一	一、二六五	二、六六四
帆船	二三	三、六四六	一	一、二六五	二、六六四
計	二三	三、六四六	一	一、二六五	二、六六四

海外輸入

仏領印度支那	日本	仏領印度	英領印度	英領馬来
一	一、四七六	二、三五二	一、四三五	一、三三三
一	一、四七六	二、三五二	一、四三五	一、三三三
一	一、四七六	二、三五二	一、四三五	一、三三三

英領馬来	日本	仏領印度支那	英領印度
一、三三三	一、四七六	二、三五二	一、四三五
一、三三三	一、四七六	二、三五二	一、四三五
一、三三三	一、四七六	二、三五二	一、四三五

（海外輸入は三四七頁より續き）

埃及の木材輸入

南阿米利加諸国の木材部の調査に依れば一九二四年埃及に輸入せる木材（製材丸材共）は八、五九二、〇〇〇弗に達せり。

其の大部分は丸材（原材）にして、主としてルーマニア、ポ

仏領印度支那	日本	仏領印度	英領印度
一、四七六	二、三五二	一、四三五	一、三三三
一、四七六	二、三五二	一、四三五	一、三三三
一、四七六	二、三五二	一、四三五	一、三三三

英領馬来	日本	仏領印度支那	英領印度
一、三三三	一、四七六	二、三五二	一、四三五
一、三三三	一、四七六	二、三五二	一、四三五
一、三三三	一、四七六	二、三五二	一、四三五

商況

大正十四年自一月至八月東京外二市場木材相場月次對照表

一、商況（八月）

東京（材木問屋同業組合調査）

大阪（營林局調査）

在荷濟減落付の商狀を呈し相場時低氣の如し。

小樽（北海道廳調査）

在荷薄の爲め幾分好氣配を示せり。

雜角價分買氣模樣なるも商談捗々しからず。

二、相場表

市場	樹種	材種	寸法	産地	單位	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
東京	杉	茶四分板	巾二分三厘尺	秋田	枚	〇・三六〇	〇・三三〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇
〃	〃	並六分板	巾三分五厘尺	〃	〃	〇・四〇〇	〇・四〇〇	〇・四〇〇	〇・四〇〇	〇・四〇〇	〇・四〇〇	〇・三六〇	〇・三六〇
〃	〃	板割	巾二尺五寸厚七分	〃	〃	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇
〃	〃	挽角	長一尺三寸五分至一尺五寸	〃	〃	二四〇・〇〇	二四〇・〇〇	二四〇・〇〇	二四〇・〇〇	二四〇・〇〇	二四〇・〇〇	二四〇・〇〇	二四〇・〇〇
〃	〃	丸太	長一尺三寸上	秋田	石	二二・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇
〃	〃	並六分板	巾三分五厘尺	東北	〃	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇
〃	〃	敷居	長一尺三寸五分一寸四分	〃	本	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇
〃	〃	中柱	長二尺一寸四分巾二寸四分	〃	〃	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇
〃	〃	柚角	長一尺三寸上	〃	石	二二・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇
〃	〃	丸太	長一尺二寸至六寸	〃	〃	九・〇〇〇	九・〇〇〇	八・〇〇〇	七・〇〇〇	七・〇〇〇	七・〇〇〇	七・〇〇〇	七・〇〇〇
〃	沙	挽角	巾一〇寸	〃	本	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇
〃	檜	〃	〃	〃	石	一八・〇〇〇	一八・〇〇〇	一八・〇〇〇	一七・五〇〇	一七・五〇〇	一七・五〇〇	一七・五〇〇	一七・五〇〇
〃	〃	柚角	長一尺三寸	〃	本	二・六〇〇	二・六〇〇	二・六〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇
〃	沙	〃	〃	〃	〃	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇
〃	〃	長丸太	〃	〃	〃	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇
〃	〃	挽角	長一〇尺一寸	〃	石	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇
〃	〃	板割	巾六分厚三州	〃	枚	一・九〇〇	一・九〇〇	一・八〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一・九〇〇	一・九〇〇	一・八〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一・九〇〇	一・九〇〇	一・八〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇
〃	〃	大賀	長三尺五分ノ六分	〃	〃	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇

〃	〃	丸太	長一尺三寸上	秋田	石	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇
〃	〃	並六分板	巾三分五厘尺	東北	〃	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇
〃	〃	敷居	長一尺三寸五分一寸四分	〃	本	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇
〃	〃	中柱	長二尺一寸四分巾二寸四分	〃	〃	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇
〃	〃	柚角	長一尺三寸上	〃	石	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇
〃	〃	丸太	長一尺二寸至六寸	〃	〃	九・〇〇〇	九・〇〇〇	八・〇〇〇	七・〇〇〇	七・〇〇〇	七・〇〇〇	七・〇〇〇	七・〇〇〇
〃	沙	挽角	巾一〇寸	〃	本	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇
〃	檜	〃	〃	〃	石	一八・〇〇〇	一八・〇〇〇	一八・〇〇〇	一七・五〇〇	一七・五〇〇	一七・五〇〇	一七・五〇〇	一七・五〇〇
〃	〃	柚角	長一尺三寸	〃	本	二・六〇〇	二・六〇〇	二・六〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇
〃	沙	〃	〃	〃	〃	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇
〃	〃	長丸太	〃	〃	〃	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇
〃	〃	挽角	長一〇尺一寸	〃	石	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇
〃	〃	板割	巾六分厚三州	〃	枚	一・九〇〇	一・九〇〇	一・八〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一・九〇〇	一・九〇〇	一・八〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇
〃	〃	大賀	長三尺五分ノ六分	〃	〃	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇

国立公文書館
National Archives of Japan

| | | |

| 小樽 | | |

国立公文書館
National Archives of Japan

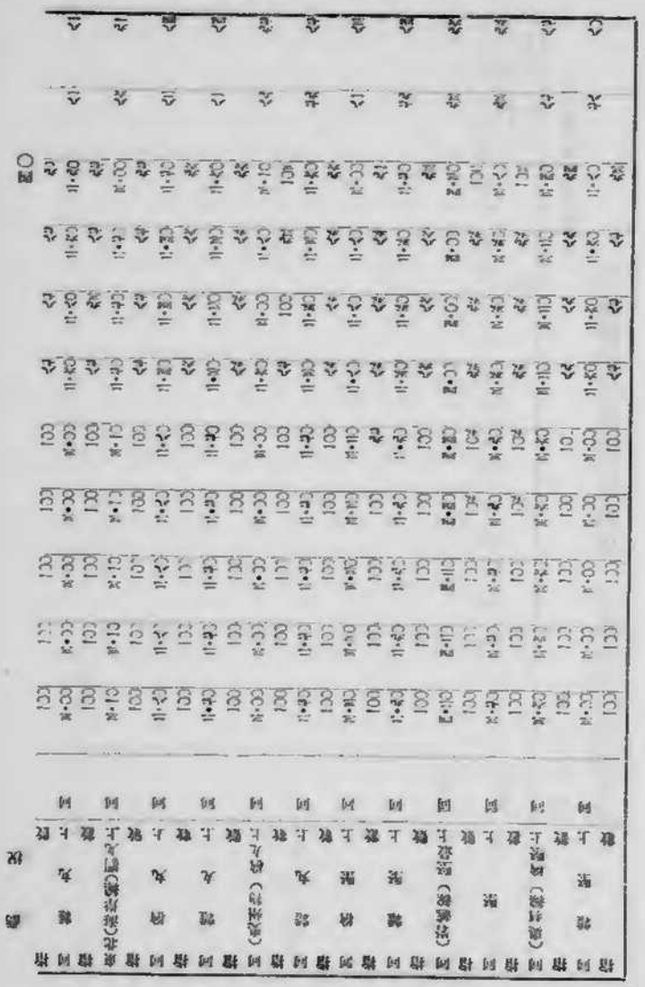

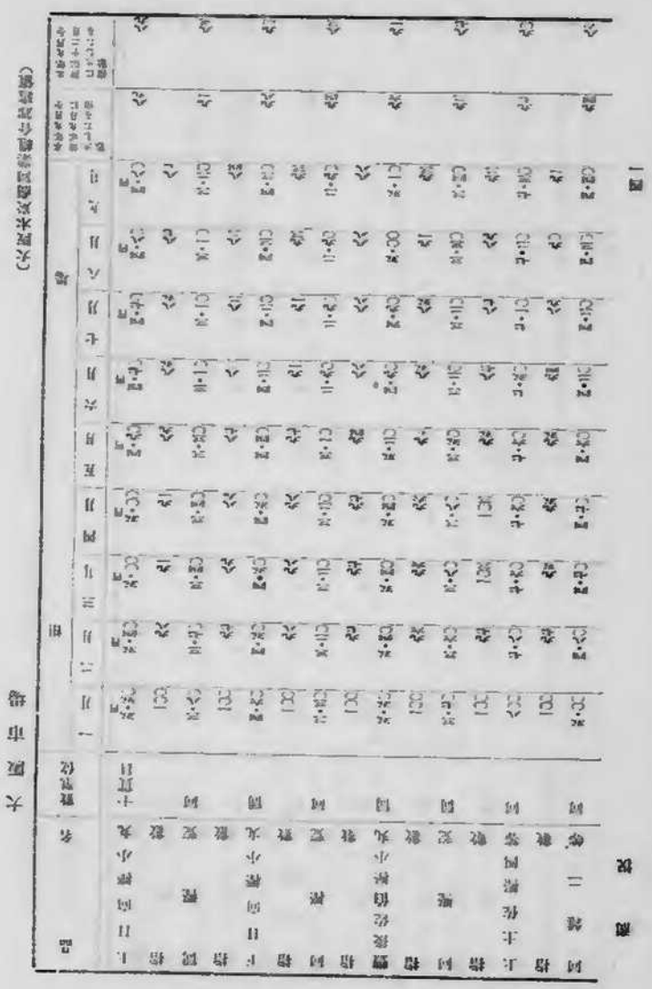

| | | |

記事

大阪營林局管内營林署長、各府縣駐在員並公有林野官行造林事務囑託員會議

同局に於ては六月二十五日より七日（日曜を除く）間管内各營林署長（駐在員及囑託員は六月二十七日より三日間）等を召集し左記事項に付諮問及協議事項に就き會議を開催せり。

記

諮問事項

一、官制改正並に近時經濟界の狀勢に鑑み林政及林業經營上特に改善すべき事項

協議事項

一、林野火災防止上施設すべき事項

二、製品處分及間伐事業に關する件

三、經常部既往造林地の不成功の現況を述べ之が改善意見及將來天然更新を一層普及せしむるの方案

四、官行造林の實行に關する件

東京營林局管内靜岡營林署擔當區廢置分合

同局管内靜岡營林署擔當區中左記の通り廢置分合し、九月一日より施行せり。

記

一、大仁擔當區官舍の位置を田方郡修善寺町大字修善寺に移し修善寺擔當區と改稱し擔當區域の内田方郡田中村、北狩野村を三島擔當區に編入す

二、沼津擔當區に屬する區域の内駿東郡長泉村、富士岡村、泉村、小泉村、深良村を三島擔當區に編入す

三、下田擔當區官舍の位置を賀茂郡下河津村大字湯に移し下河津擔當區と改稱し擔當區内の内賀茂郡南上村を松崎擔當區に編入す

統計

公有林野官行造林契約締結調

所在地 國郡	町村	大字	字	實測見込面積	契約者	締結月日	備考
陸前墨川	吉田	吉田	櫨ノ下	見込 一七〇・〇〇〇町	吉田村	十三年十二月十九日	通知提供ニ付契約變更
丹羽氷上	芦田	芦田	小兵衛谷外一	同 一三〇・〇〇〇	芦田村	十四年七月二十日	一團地
濃岐大川	富田	富田	荒畑	實測 三五・六六〇	富田村外六箇村組合	六月十七日	四團地
伊豫東宇和	深田	深田	アイヂラヶ	見込 一八〇・〇〇〇	郡部村、宿毛之部村、北宇和郡村組合	同十六日	一團地
同	下宇和	下宇和	上城	同 一三〇・〇〇〇	下宇和村	同十四日	同
肥後本	三玉外二	久連外二	苔石外三	實測 一四四・八八〇	船列村、六郷村組合	七月三十一日	同
日向東臼杵	東郷	山陰外二	日野平外八	見込 六八・〇〇〇	東郷村	八月六日	四團也
日向西臼杵	田原	田原外一	薄霧畑外二	同 三〇・〇〇〇	田原村	同十九日	二團也
肥後葦北	水俣	賀川内	味合外一	同 一三〇・〇〇〇	水俣町	同二十日	一團也

国立公文書館
National Archives of Japan

大正十四年六月中に設定許可せられたる委託林調

| 出願 | | |

大正十四年八月中横濱港揚米國材輸入調査表

八月中ノ

仕出港	樺小角	紐育村	上丸太	松脂	沿小角	桂小角	杉板	樺板	杉小角	紐育村	丸太打込	雲行材	合板巻
	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.
アンバイバキア	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ベンクーバー	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	[illegible]	—	—	—	—
シャトル	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—
ポートクレドー	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	—	[illegible]	—
アバアデン	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—
タコマ	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—
アストリヤ	—	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	—	—	[illegible]	—
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

大正十四年七月中バイン、ファー及シダー國別輸入表

國名 / 材種	支那	豊後州	臨東州	合衆國本土	加奈陀	其他	合計	一月以前累計
其他のバイン、ファー及シダー								
厚六五尾以下								
數量	—	—	—	[illegible]	—	—	—	[illegible]
價格	—	—	—	[illegible]	—	—	—	[illegible]
厚六五尾を超えざるもの								
數量	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	—	[illegible]
價格	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	—	[illegible]
厚六五尾以上								
數量	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
價格	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
丸太材割材及其他								
數量	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
價格	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
合計								
數量	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
價格	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一月以前累計								
數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
價格	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

備考 一、合衆國ハシダー及ヒ二尾以下ノ丸太ハ其他ノ項ニ入レタリ
二、一尾ガ米貨ニ換算シテ不足ノモノハ不足ニ換算セリ

人川中ノ二

船出港	勝浦港	鴨川港	千倉港	和田港	白浜港	館山港	富浦港	竹岡港	金谷港	保田港	浜金谷港	計
	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.
アンイスベルガト	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
バンカーバ	—	—	—	—	—	[illegible]	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]
シナトル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
キートウンドル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	—	[illegible]
アベアンン	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
メイヤ	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
アドトナ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
其他	—	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

北洋材積地、揚地別積出調査（北洋木材港運通信調）

大正十四年初航以来七月末迄ノ積出状況次ノ如シ。

一、積地別

積地	積	積地	積
北東西		港	一、八五二、一三六
見浜海	二、二七〇、一七五	海	三四、六一六
浜海岸	二、二八九、一七八	計	四、七三一、五六六
見	三四、四三六	鴨川	一七二、〇三五

二、揚地別

揚地	揚	揚地	揚
下田港	一、一三九、二三五	清水港	三五二、八四七
大浜	六九五、三〇〇	清水	二三二、八七五
大浜	四〇〇、七一九	清水	二四、九一六
津波	二五九、四七六	角浦	一八九、七九一

国立公文書館 National Archives of Japan

宇	天	石	由	松	青	四	大	安	土	楊	新	兵	七	上	箒	青	能	伏
品	津	渡	良	崎	島	市	壁	鮭	崎		川	濃	尼	海	龍	森	代	木
二〇、六六六〇	二二、二二五六	三〇、四九八五	三二、〇一一九	三六、一五九一	三七、〇五三七	三八、〇八七七	四五、五九六六	四六、四一四一	五五、四一二一	五七、一四五一	六一、五六八八	六五、九三九九	六七、六七六六	八九、三〇二二	一一六六、四二〇〇	一八四、九八一一	一八五、三九六一	計
四	滑	高	新	博	化	金	若	足	小	門	沢	宇	面	宗	武	小		繼
〃								〃			江				〃	松		計
島	川	田	浴	多	渡	石	臨	設	樣	司	津	関	館	綾	豊	島		
二二、二三五八	二三、二四八〇	四八、三〇〇〇	四八、四〇〇〇	五四、四二五〇	五七、二三〇〇	七七、三三五〇	七七、三三八八	七六、六〇〇〇	八〇、四四七七	八六、六〇〇〇	九三、〇〇〇〇	一一、一〇七七	一二、〇六五五	一三、四〇〇〇	一七、二七三三			
四七三一、五六六																		

大正十三年度不要存置國有林野賣拂處分成績表

營林局別

營林局別	所數	面積	成績	
			用材	薪材
青森	二八八	七三、三四	八、二八四	三八、七三
秋田	五〇六	一一、〇四四	六、七八六	七二、四一一
東京	四六、六七二	二、四三〇、四一〇五	四五、四〇七	一三七、四六四七
大阪	一四一	二九八、九六〇三	一三九、七七六	七五、三七一一
知覆	七	一六、三三一一	六五三	六六三
本	一、六三六	一一三四、〇五二九	九九、七二一	四三七、四六五八
計	七、二四〇	五、七一六、二二二八	三七五、一八四	四三、六四二八

事項別

事項別	所數	面積	成績	
			用材	薪材
甲 特賣		石		石
一、公用又は公益の目的	四	〇六三〇	一	五三
計				

国立公文書館 National Archives of Japan

種別	所在	面積	地番	摘要
雑種地	三石郡長野村米崎野英田郡山鹿分部田溝手倉	[illegible]	[illegible]	
雑種地	同上	[illegible]	[illegible]	
雑種地	同上	[illegible]	[illegible]	
雑種地	同上

国立公文書館
National Archives of Japan

| | | |

大正十四年九月十三日印刷
大正十四年九月十五日發行

農林省山林局編纂

東京市京橋區鈴木町二番地
印刷所　東亞印刷株式會社
東京市京橋區鈴木町二番地
發行兼印刷人　石丸鶴吉
東京市京橋區鈴木町二番地
發行所　東亞印刷株式會社
電話　銀座（四五二七番）（四八九三番）
振替口座東京一九一五四番

特別定價　一部（一箇月）前金廿五錢　送料共
一同　半年（六部）前金壹圓五拾錢　同
十五日發行　價一箇年（三部）前金參圓　同

□□□ 專賣特設 □□□

東海式架空索道

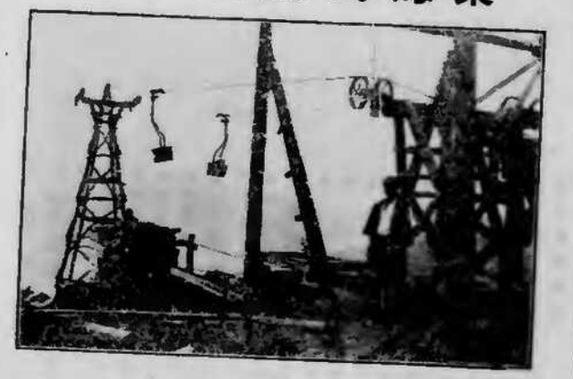

一、本式抱索機ハ如何ナル急角度ニ對シテモ摺索ノ虞絶對ニ無シ
二、本式抱索機ハ綱索ノ磨損及破壞ヲ最少ナラシムル點他ニ比類無シ
三、長尺物搬出ニ際シ聯用搬器ヲ使用スル場合ニ本式抱索機ハ最安全ニシテ過失ノ虞ナシ
四、本式抱索機ハ之ヲ複式架空索道ニ應用スルトキハ恰モ曳索ヲ固繋セラレタルガ如ク而モ抱索及離索ハ自動的ニ自由安全ナリ
五、本式抱索機ハ本所直營ノ小松川工場ニ於テ最初ヨリ同一職工ノ手ニ製作セラレツツアルガ故ニ其操業ハ日ニ月ニ熟達ヲ遂ゲ本式ノ特長ヲ完全ニ發揮シツツアリ

東京市麹町區永樂町一ノ七
東京市海上ビルヂング一五號
東海工務所
所長◎工學士◎　深瀨恒治
電話　市外　牛込四五四七番

第二十四編十九卷第十五號
大正十年九月十五日發行

国立公文書館
National Archives of Japan

山林彙報

第二十編第六號
大正十四年六月十五日發行
（毎月一回十五日發行）

一〇國有林事業從事者主要
勞働者賃金調
登載アリ

主要目次

營林局長會議に於ける農林大臣訓示
部落有林野統一整理協議會に於ける山林局長說示
獨逸に於ける林業勞働施設
部落有林野統一に就て

大正十四年六月號
農林省山林局

Sato Sato

146

めくれず

国立公文書館
National Archives of Japan

大正十四六月號目次

營林局長會議に於ける農林大臣訓示……一頁
部落有林野統一整理協議會に於ける山林局長說示……二

□調　査

獨逸に於ける林業勞働施設……四
部落有林野統一に就て……二二

□海外事情

米國
米國に於ける森林政策……自一月）
米國西北部木材積出狀況（至三月）……七
比島木材輸出狀況……七
東洋
バンシャブの林業事情……八
極東露國の森林……四
一九二四年に於ける端典材と芬蘭材との輸出賣買……四
歐洲
易比較……四
高加索の森林……四

□商　況

大正十五年十月中　東京外二市場木材相場月次對照表……六
大正十四年中　東京外一市場木炭相場月次對照表……七
大正十五年十月中　各府縣木材相場通報……七
大正十四年分……六
一九二五年四月中　倫敦市場に於ける日本鉛合金國產納材狀況……九
一九二五年四月中　リヴアプール市場に於ける日本鉛合金國產納材商況……八

□記　事

營林局長會議……八
公有林野整理に關する協議會……八
秋田營林局管內山形營林署位置變更……八
大阪營林局管內擅當區官舍位置及名稱變更……八

□統　計

國有林事業從事主要勞働者賃金調……八
大正十二年度山林會事業成績概要……八
公有林野官行造林契約締結調……八
大正十四年五月中　パイン、ブアー及シダー國別輸入表……八
大正十四年五月中　積濱港揚木材輸入調査表……八
大正十四年自四月二十日至五月十八日　北洋材積出地別數量表……一〇
大正十四年自四月十六日至五月二十四日　北洋材揚地別數量表……一〇

□法　令

營林局署官制中改正ノ件……一〇

寄贈書目

營林局長會議に於ける農林大臣訓示（大正十四年五月十三日）

茲に諸君の會同を機とし所懷の一端を述ぶるを得るは欣幸とする所なり。

世運の伸展に伴ひ國力の充實、民福の增進を要すること益々切なるものあり、此間に處し一層產業の隆昌を企圖するは、我國現下の情勢に鑑み寔に喫緊の事に屬す。這般農林省の分立を見たるも全く時勢の進運に順應して農林業の發達改善に一層の力を致さんが爲に外ならず。

凡そ森林の經營は治水共の他國土保安並に木材保續の大策上頗る重要なる意義を有し、之が經營の如何は公安の保持增進に至大の關係あるのみならず、各種產業に對する原料の供給、滿蒙發電に對する水力の涵養に想到すれば、森林の經營が一國經濟の興隆に影響する所甚大なること蓋し當然の儀と謂ふべし。而して此性質に鑑み又林野所在の方面に愛へ森林の一定の地域を國有と爲し、時效を趁ふことなく、國家百年の將來を透觀し永遠の大策を樹つることは、眞に國利民福の基礎を確立する所以にして、近來歐米諸國が國有林の保存を以て國策上の重要事項とし、之が擴張に努力しつゝあるは寔に宜なりと云ふべし。我國に於ては既に國有林野法制定に際し、國有林野の保存を宣明し、爾に國有財產法の發布に當りても益々其の趣旨を明にしたり。而して國有林經營の方針は既に確立し、施業の基礎亦鞏固なるものありと雖、產業興隆に一層の努力を要するに當り、深く國有林經營の大本に鑑み學理の發達に資し、益々合理的施業の歩を進め、以て國有林政の刷新を圖り、其の改善を期すべし。

國有林野の經營が地元住民の生活に密接なる關係を有するの點に至りては、既に相當の考慮を拂ひ適切なる施設を爲すの制度を設置しあるを以て、之が運用に就ては常に周到の注意を怠らざると共に、益々地方住民をして國有林經營の要旨を知悉せしめ其の大本を惡らざらむことに努めんことを望む。

尙今回の行政財政整理に依り關係官署の廢合せられ、吏員及經費の減少せられたるもの尠なからず、爲に事業實行上不便多大なるものありと信ず、然れども現時の大勢上已むを得ざる所なるを以て、一層奮勵して其の缺陷を補ひ銳意業務の伸展に盡力せられむことを望む。

141

国立公文書館
National Archives of Japan

部落有林野統一整理協議會に於ける山林局長說示

我林野中最も荒廢に屬するものは公有林野殊に部落有林野にして、之に亞ぐものを市町村有林野とす。此の荒廢を防止し且つ之を整理するは、我が國に於て林產の增殖上は勿論水源涵養、治水其の他國土保安上の緊要事にして、之が爲には政府は府縣と共に公有林野造林費補助、官行造林、縣行造林等に力を注ぎつゝあれども、元來之を行ふには部落有林野統一及入會整理之が前提を爲せり。

今部落有林野統一及入會整理の跡を見るに、諸君努力の結果其の成績近時見るべきものあり、大正十二年度の如き統一面積二十四萬餘町歩、共同使用廢止面積十萬五千七百餘町歩に及ひ、未曾有の好成績を擧ぐるを得たるは同慶の至にして、諸君の勞苦に對し深く感謝に堪えず。如斯して同年度末迄の部落有林野統一濟面積百六十五萬七千餘町歩、未統一面積百四十四萬一千餘町歩、共同使用廢止濟面積百三萬三千餘町歩、同未濟面積八十二萬二千餘町歩にして、之等の數字より見るときは、半以上は目的を貫徹せりと云ひ得べきが、之は諸君努力の賜たると共に事業其の者が比較的困難の大ならざりしに由るべし。

然れども本事業の關係は單に數字のみを以て前途を卜するを得ず。將來に殘存せるものは諸種の事情纏綿して、統一整理特に困難なるもの多きを以て、之が完成には更に一層諸君の奮勵を望まざるを得ず。然るに近時往々本施設に對する批難の聲を爲すものあり、曰く部落民の生活狀態を顧みず、曰く少數專斷の意思を以て多數の意思を尊重せず、曰く直接關係吏員の强制に亙ると云へり。勿論之等は單に其の一端を採りて聲を大にしたるものにして、事概ね其の眞相を究めず、誤解に基くものなりと雖も、又以て直接當勵の衝に當る者の注意を要するの點なしとせず。

元來部落有林野統一の精神は、市町村自治の圓滿なる發達に資すると共に、部落住民の生活を安定し、且つ其の經濟關係を昂上せしめ、所屬市町村に於ける產業の發展を期するに在りて、農村振興の基礎を爲す所の最も重要なる事業なるを以て、農村振興を唱導するものは、必ず本事業を謳歌せざるべからざる性質のものなり。諸君は其の勸誘に當りて善く此の趣旨を吐露し、其の條件作製に當りても國土保安の關係は勿論、管理區分に付ても他產業との協調を保ち、又部落住民の生計狀態、所屬市町村の經濟關係等に細心の考慮を拂ひ、本事業の圓滿に遂行し得らるゝ樣深き注意と努力を以て進まれむことを希ふ。

今日我が林業の現狀は林力疲弊し、前途樂觀を許さず、若し夫れ無立木地の造林を進むると共に公有林野の統一整理を完ふすることは、荒廢を防止し林產增殖を圖り、粗漫の利用方法を改めて最も生產的ならしめ且つ地方產業の進展を助成する上に於て、急務中の急務と信ず。故に統一整理の局に膺る者は既往內務、農商務兩次官通牒の趣旨を體し、今回協議の意義を了解し、努力奮勵以つて滿足の結果を得られむことを希望す。

142

獨逸に於ける林業勞働施設

農林書記官　長瀬貞一

前世紀に於ける獨逸の農業は既に勞働者の不足に苦しみたる事多大であつた。一八五〇年代以來勞働者は農村を去つて他に移住し、殊に亞米利加に移住する者頗る多く、從つて農村の勞働力は多大の減少を來した。加之都會其の他工場地方に於ける工業の非常なる發達が、益々地方の勞力を吸集した事は勿論であつて、其の結果人口の自然增加に拘はらず、地方に於ける人口は、一部は減退の趨勢をすら示すに至つた。斯の如き地方勞働者の不足は、林業に在つては農村に比し勞働に關する彈縮性によつて多少の困難を避け得たにしても、依然相當の打擊を蒙すを免れなかつた。

如何にして地方人口の減退、勞力の減少を防止すべきかは、既に多年間政府當局、農林業の利益代表機關其の他社會政策學者の間に廣く取扱はれた問題であつた。殊に地方勞働者の雇主は此の問題の解決に經濟上直接の利害關係を有し、斯くして勞働者數の減少に因て起り來る勞力供給の困難は、延て民間林業家及び國有林管理當局を驅つて夫れ〴〵勞働者の森林定住、轉去防止の施設を講ぜしむる動機となつた。

林業勞働者の不足を緩和する方法としての賃金政策は最も重要視せらるゝ所であるが、同時に社會政策としての勞働賃金其の他の待遇條件に關する問題は勿論林業勞働にも波動を

及ぼし、現在に於ては農林業勞働者の團體と雇主又は雇主の團體との間に是れ等の條件に關する詳細の協定を取結んで居る。而して此の協約が團體に加盟せざる勞働者を雇傭する場合にも雇傭條件の規準として適用を見て居るのである。

尙ほ勞働者の疾病、傷害、廢疾、失業等に對しては恰も我が國有林に於けるが如く共濟組合の施設が行はれ普通に救濟金庫（Hilfskasse）又は友愛會（Brüderladen）などゝ呼ばれて、古くは十八世紀初頭から雇主及び勞働者相倚つて勞働者相互補助の組織を設け、各邦國有林當局亦た種々の名稱の下に同樣の施設を行ひ兼て收入不能の際に於ける生活の保障を與ふるに努め來つた。是れ等の共濟組合は一八八〇年代に於ける疾病保險法、傷害保險法、廢疾保險法其の他の社會保險法規の制定に依り幾多の變更を見たる後、一九一一年の包括的獨逸勞働保險法の施行により、林業勞働者も亦た强制加入の義務を負ふに及んで其の任務の大部分を失ふに至つた。

今森林勞働施設の大體に付項を分ち雇傭條件、勞働者定住施設及び勞働保險の順序を以て記述することゝする。

一、雇傭條件

團體

勞働者の團體と雇傭者又は雇傭者の團體とが、將來の勞働者雇傭に關して勞働者の待遇其の他の條件を約定し、個々の場合に於ける契約の規準とするものを勞働條件に關する協約（Tarifvertrag）と稱して居る。此の協約の效力其の他に關しては既に一九一八年十二月二十三日の命令（Verordnung über Tarifvertrag, Arbeiter- und Angestelltenausschüsse und Schlichtung von Arbeitsstreitigkeiten）の中に詳細に規定して居るのであるが、特に農林業勞働に關しては一九一九年一月二十四日の農林業勞働に關する暫定命令（Vorläufige Verordnung betr. einige vorläufigen Landarbeitsordnung）に於て諸多の條件を規定し、尙一般の勞働時間に關しては一九二二年十二月二十一日の勞働時間令（Verordnung über die Arbeitszeit）が發せられた。從て協約は是等の法規に則り締結せらるべきであつて、各林業家は此の協約の趣旨に從つて勞働者を雇傭するのである。

さて右の協約により各聯邦國有林當局に於て林業勞働者雇傭の場合に於ける條件の規準を示すことゝなり、普國は一九二三

143

国立公文書館
National Archives of Japan

年九月五日、ザクセンは一九二四年七月四日、バイエルンは一九二四年十月十七日何れも獨逸農林業勞働者同盟（Deutscher Landarbeiter-Verband）及び農林業勞働者中央同盟（Zentralverband der Landarbeiter）（註）との間に協約を締結して居る。今一例として普國に於ける最近の協約即ち前記一九二三年の協約の内容を概説する。

（註）此の二團の勞働者同盟に獨逸農林業勞働者同盟の加盟するものあり、各邦とも此の二者と協約を結締して居る。有の中獨逸農林業勞働者同盟は一九〇九年組織せられ、會員男女勞働者併せて平均五十五萬人以上を有し、一九二三年三月末には四千四百馬克の財産を有して居た。

革命以前迄は農林業の範圍に於ては全然協約なるもの存しなかつたのであるが、爾後漸く此の方法農林業勞働に用ゐられ、一九二〇年代に入つて益々多く締結せられ實行せらるゝに至つた。（Reichsindexziffern für die Jahre 1920 bis 1923）

（一）勞働時間

純勞働時間は日の長短、天候、通勤道路の遠近等の關係により特別の契約なき限り一日八時間を原則とする。始業終業時、勞働時間に算入せざる朝食、雲食及び夕刻休憩時間其の他小林區部内の勞働關係諸規程は、小林區署長と評議員（八參照）との間に協定によつて定められる。

時間外勞働を要求し得るのは、事業の維持及び仕事の性質上必要なる場合に限る。造林時間の勞働に對しては小林區署の要求により十時間迄の延長を爲し得る。

（二）勞働賃金

(1) 時間賃金は事業範圍に應じ又小林區又は其の部内の地方に於ける從來の例を參酌して賃金等級を五級に分ちて給與する。今參考の爲左に主要なる地方の等級を擧げる。

地方	等級
ケーニフヒスベルヒ	四級　五級
ボアダム	一級　二級　三級　四級
フランケフルト	三級　四級　五級
ステッチン	四級　五級
ブレスラウ	三級　四級
マグデブルヒ	一級　三級　四級　五級
エルフルト	一級　三級　四級
シュレスウキツヒ	二級　四級
ハンノーヴアー	二級　三級
オスナブリユツク	二級　三級
ウヰースバーデン	一級　二級　三級
コブレンツ	一級　二級
デユツセルドルフ	一級　二級
ケルン	一級　二級
トリエル	二級
アーヘン	二級

時間賃金は更に年齢により次の如くに等差を附せられる。

男子勞働者

甲、滿二十四歳以上

乙、二十一歳より二十四歳迄

丙、滿十八歳より二十一歳迄

丁、滿十六歳より十八歳迄

戊、滿十五歳より十六歳迄

己、十五歳未滿

婦人勞働者

滿十八歳以上

滿十六歳より十八歳迄

滿十六歳未滿

右の等級等差に基き時々の經濟狀態によつて實際の時間賃金を定めるのであるが、今參考の爲本協約の附隨約款として一九二四年六月三十日以降實施せられつゝある時間賃金表を掲げる。

年齢	男女	一級	二級	三級	四級	五級
滿二十四歳以上	男	三四㌫	三三㌫	三二㌫	三一㌫	三〇㌫
滿二十一歳以上二十四歳迄	同	三三	三二	三一	三〇	二九
滿十八歳以上廿一歳迄	同	二九	二九	二八	二七	二六
滿十六歳以上十八歳迄	同	一九	一八	一八	一七	一七
滿十五歳以上十六歳迄	同	一五	一四	一四	一三	一三
十五歳未滿	同	一二	一二	一二	一一	一一
滿十八歳以上	女	二三	二二	二一	二〇	一九
滿十六歳以上十八歳迄	同	一七	一六	一六	一五	一五
十六歳未滿	同	一二	一二	一二	一一	一一

尙時間賃金に付ては天候不良の爲林務官より午前中に勞働の停止を命じた場合に於ては半日分を、午後に至つて停止した場合に於ては全日額、即ち八時間分を給する。但し勞働を停止すべき程度の天候なりや否やに付異あるときは

144

国立公文書館
National Archives of Japan

林務官は評議員の意見を聞いて之を決すべきものと定めて居る。

時間外賃金は一時間毎に普通額の五〇パーセントを附加増給するのであるが、造林事業に就ては二〇パーセントだけを加給する。尙火災見張も亦仕事の性質上時間外勤務を必要と看做され、日曜勤務及び一週間内の時間外勞働に對し一時間二〇パーセントづゝの割増を給與せられる。

(2) 出來高賃金（Akkordlohn）

伐採薪材に付ては出來高拂の方法を取つて居るが、出來高賃金に付ては各仕事に付て勞働開始前に林務官は評議員と書面を以て取極を爲すべく、賃金率は八時間書通に勞働を行ひたりとせば滿二十一歳より二十四歳迄の成年男子勞働者の得べき八時間時間賃金に比し、二五乃至三〇パーセント增となる樣算出するを要する。從つて本協約の附帶約款に於ては此點は前揭時間賃金表を基礎として更に取極を爲すべき旨を言明して居る。

尙不便なる箇所の伐採に對する出來高賃金の取極に方りては、其の僻遠地に至る距離に應じて參酌を加へるのであるが、此の如き場合の賃金は便宜上多數の伐採を一括し、或は一小林區を通じて劃一的に取極め得る事に定めて居る。

(3) 勞働賃金に關する其の他の條件

扶養を受くる權利ある兒童を有する勞働者には、兒童割增金（Kinderzuschlag）として、其の義務教育終了まで各一人に對し、實際支拂賃金の一〇パーセントに該當する額を附加する。又既婚勞働者に對しては扶養を受くる權利ある其の妻に對し、妻女割增金（Frauenzuschlag）として實際支拂額の一〇パーセントに該當する額を與へる。別居せる場合に於ては勞働者が其の妻を扶養せる場合、又は少くとも割增額だけの額を妻の生活維持に充つる場合に限り附與する。但し夫婦が同時に國、聯邦、市町村、市町村組合其の他公法上の團體の勞務に從事する場合に於ては之を附與しない。

伐木頭は普國々有林勞務規程により勞働者を作業箇所に就かしめ、測樹及び番號記入の手傳、檢知の手傳、賃金の受納支拂、單純な器具の調達保管等種々の勞務を負ふて居るが、之に對しては請負勞働たると日給勞働たるとを問はず、全實際支拂高（妻女割增及び兒童割增金を含みたる）の三パーセントに當る給金を受ける。賃金の支拂は勞働者が別段の要求を爲さゞるときは毎週之を支拂ふ。各請負勞働に在ては林區監督官の認定により個々に付き之を計算し毎週前拂を爲すのである。

(三) 勞働者保護

森林管理廳は必要なる場合に於て險惡の天候に對し勞働者を保護する爲、避難小屋又は雨除屋根を設置するを要し、又不慮の傷害ありたる場合の急救手段として、手近に繃帶箱を設置し之に必要なる繃帶材料を備ふる義務を負擔して居る。

(四) 木材の分與

常時勞働者及び定時國有林事業に從事する勞働者（註）には其の需要證明せらるゝときは、林内勞働に要する器具例へば斧、鋸、鋤、鍬の柄、楔、橇又は手車等を製造するに要する木材を、森林官吏が用材に對して支拂ふと同一の代價を支拂はしめて分與せられる。其の他の經濟上の需要が證明せらるゝときは上記勞働者に對し政府は制限競賣の際、小手工業者及び自家消費者の支拂ふ平均價格にて用材を分與するのである。

總ての勞働者には自家用薪材を森林官吏が支拂ふと同一の代價を支拂はしめ一定の材積の限度まで自由に採收せしめる。

(註) 常時勞働者及び定時國有林事業に從事する勞働者とは、普國々有林々務官業務規程第三十六條の示す所であつて、同條に所謂常時勞働者とは國有林管理廳の要求により何時にても林業勞働に從事する者、定時の勞働者とは一箇年最少六十日間國有林の勞働に從事する者を指すのである。

(五) 耕牧地の貸付

小林區内に存する耕牧地の貸付に當りては、森林勞働者の需要ある限り之を參酌することになつて居る。

(六) 休　暇

常雇勞働者及び常時國有林事業に從事する勞働者が一箇年以上に亘つて勞働に服したるときは、森林管理廳と合意の時期に於て妻女及び兒童割增金を加算したる時間賃金を得

145

国立公文書館
National Archives of Japan

て左の通り休暇を受くることが出來る。

前年度最少一七〇日間勞務に服したるときは五日（休日を除く）

同上　二〇〇日　同上　六日（同上）

同上　二三〇日　同上　七日（同上）

休暇中は報酬を得て勞働に從事することを許されない。是に違反したる場合には休暇日數に對する日給の請求權を喪失する。

（六）勞務故障

獨逸民法第六一六條によれば、勞務提供の義務ある者は其の責に歸すべからざる個人的事由により少許の期間勞務を行はざるときと雖、報酬請求の權利を失はざる旨を規定して居る。國有林勞働者も亦右の規定の範圍に於て勞働日に勞務故障ありたるときは其の實際の時間に對し妻女及び兒童割增を含む協約所定時間賃金を得るのである。但し右賃金取得者への勞働の故障に對し他方に於て補償金の與へられた場合に於ては、此の額を差引き計算されなければならぬ。是に該當の場合を擧ぐれば、例へば醫師の診療を受くるが爲訪問したる旨を證明し且醫師に於て訪問の必要を證したる場合、選擧の場合、親族に死亡者ありたる場合、親族又は友人勞働者葬式の場合、親族の重患に付醫師に於て之が看護の爲當該勞働者の存在を必要とする旨證明したる場合離婚の場合の如きものであつて、親族死亡の場合以下は二日までに限り此の例によるのである。而して疑はしき場合に付ては當該係官が評議員の意見を聞いて之を決定する。協約による時間賃金は週間内の公祭日に於ても與へらるゝのであるが、此は勞働者が前年度に於て少くとも百二十日間林内勞働に從事したる場合に限るのである。

（八）經營評議會の設置

經營評議會法（Betriebsrätegesetz v. 4. Feb. 1920）に依り勞働者の利益保護の爲林區に其の利益代表機關を設ける。即ち各林區より一人づゝの評議員を選擧し、是等の評議員相集りて評議會を形成し會長を互選する。選擧權者は國有林の常時勞働者又は定時勞働者若くは之に準ずる者とし、滿十八歳以上の市民權ある勞働者たることを必要とする。評議員の選擧、會長の互選ともに單記無記名の單純なる多數當選による。

評議員の任期は十二月一日より翌年の十一月末迄とし新に選擧されたる評議員が適當の時期に集まることを得ないときは、前任評議員が其の時期まで事務を處理する。協約期間經過したるときは新に一般に拘束力を有する協約成立あるまで又は法律の規定により選ばれたる評議會が成立するまで現評議員に於て事務を處理する。

地積廣大又は遠く散在する林區を包含する監督區に於て、評議員の集合及び活動が甚しく困難又は非實不可能なる場合には、評議員と林區監督官との協議により評議員に屬する職務權限を、代表さるゝ地域の個々の林區又は全林區の評議員に委任することが出來る。唯解雇爭議に於ける全評議員としての個有の權限だけは勿論例外である。

以上概說した種々の條件は同盟所屬勞働者たると否とを問はず許容せられる。唯此の協約により別に定めたる取極より生ずる權利は、同盟所屬の國有林勞働者のみが之を享受するのである。而して屈傭に際しては勿論常時又は定時の勞働者を先にすべきである。此の協約によつて當事者は經濟的平和を維持するに最善の努力を拂ひ、法律又は協約違反の同盟罷業、怠業等を嚴に戒むる義務を負ふと共に、森林管理廳は同盟側に對して經濟的平和を維持する義務を課し、同盟の有するあらゆる手段に依り其の遵守を强行する義務を負ふのである。

參考の爲一九二四年度に於ける普國々有林豫算中より林業勞働賃金に關係ある經費を擧ぐる。

一八、八〇〇、〇〇〇馬克	伐木其他林產物收穫及搬出費
二、〇六五、〇〇〇同	建物新設及維持費
二、六〇〇、〇〇〇同	林內公道新設及維持費
二七〇、〇〇〇同	國有林管理に重要の關係ある林外道路、橋梁架設及び鐵道荷物置場築設費
一一〇、〇〇〇馬克	林內溪流工事費
八、八一五、〇〇〇同	造林費及林道及國有林管理に必要なる鐵道荷物置場新設維持費
六四〇、〇〇〇馬克	林地改良費

（未完）

国立公文書館
National Archives of Japan

部落有林野統一に就て

（本篇は先般林業試驗場に於て開催せる部落有林野統一整理協議會に於ける佐藤公私林課長の講演筆記なり）

近來部落有林野統一の問題は著しく世間の注意を引きまして評論家中往々之に反對する者を見受けますが、將來如何に此の統一を進むるかに就て考へて居る點を述べて見ようと思ひます。

此問題に付て世間に最も議論ある點は、部落有林と謂ふものは行政官の考へて居る樣な左樣な簡單なものではなく、其由來する所頗る遠いものであるから根本的に其財產の性質、竝之に纏綿せる入會の關係を探究して後に行ふ事が必要であると云ふ申分で、學者の中にも政府の施設は盲目早計なりとして、之に反對の意見を持つて居る人のある事は皆さんも御承知の事と思ひます。固より此の問題を處理する上に於て部落有財產竝入會の性質を探究することの必要なるは勿論のことでありまして、山林局に於ても調査を進めつゝあるのでありますが、其詳細なる關係は各地各種の慣行がありまして、到底一朝一夕に之が調査を完成することは不可能のことでありません。乍然其大筋と謂ふものは如何に未節に變更がありましても、動搖したものでありまして、之に依つて施設するならば大局に於ては變りがありませぬから、之を基として努むることに差支のあるべき筈はありませぬ。而して其大筋と云ふものは、即反對論者が反對の根本として採用する所のもの其れ自身であります。即部落有財產は部落民全體に屬するCesamteigentum（學者が假りに總有と譯するもの）であると云ふ點であります、之を簡單に考ふるときは、部落有財產は部落住民の總有でありまするが故、無下に之を市町村に統一することは不穩當の樣ですが、仔細に研究して見る時は其の然らざる所以を發見するのであります。往時に於て部落有財產が部落民の總有であつたのは、法制が未だ現今の如き形態を具備せず、主として經濟的の形態を具へたるに過ぎざりしが爲でありまして、中田博士等が我國に於ても維新以前に於ては歐洲に於けると同樣の村の觀念が法制上に認められたと說明するは、此の點に着眼したるものと考へられますが、我國に於ける村は往昔に於ても相當に公法的の色彩を有して居つた點があつて、果して斯の如き法律上の觀念ありたるや否やは多少不明の點がありまするが、之を經濟的に觀察して部落有財產が住民全體の財產であつたこと丈は相違ない事であります、從て部落が漸次公法上の性質を有する團體として具體化するに當つては、部落有財產も亦公有財產となるべきものであることは疑のないことであります。

歐洲に於てアルメンデートと申す財產は公共團體の所有でありますが、其住民が住民たる資格に於て使用收益する所の財產でありまして、而して其今日に至りました經過は我國の部落有財產に於けると殆んど同樣でありまして、市町村が未だ公法上の團體として、具體化せざりし以前に於きましては、住民の全體たるMarkgenossenschaftが之を所有し其組織員たる住民が使用して居つたのであります。然るに村落が漸次公法上の團體として具體化するに當りまして、此種の財產の法律上の性質も漸次明にたりましてスウイスの如く自治に放任すること多き國に於ては、今日に於ても尙私法上の團體の所有として取扱はれて居るものがありますが、如斯私法人の所有として取扱はるゝ場合に於ても其財產の成立が公共的の物でありますする點より、公共團體と同一の監督を受けて居るのであります、獨逸の南部地方即Bayern, Baden, Hessen, Wurtemberg等國家の官廳が立入つた監督をした地方に於きましては、此の種の財產は未だ全て公法的性質を失つたことはないのであります、即住民は市町村の定むる所に依つて之を使用するのであります、市町村制に依つて詳細の手續を定むるのであります。Freiheamt に於きましても亦公有財產として取扱はれて居ります。同國に於ては一八二一年の共有分割法によつて一時之を分割することを經濟的に有利としたのでありますが、後其非を覺り一八四五年に於て將來之を分割せざることを宣言し、一八七一年の町村制により此主義を確定したのでありまして、明かに公有財產としての取扱を受けて居ります。右の次第でありますから其の源泉が住民の總有なりと云ふことは、統一の反對論として相當のものとはなりま

せぬのみならず、其人民の總有であると云ふことが、却つて統一に基本を與ふるものであります。乍併此の種の財産は之を經濟上より觀察して住民の總體の生活並經濟の爲に利用せらるべき性質を有したものでありまするが故に、住民の全體が之に對し强き愛著の念を有することは當然のことでありまして、統一を進むるに當つては此點に深き注意を拂ふことを必要とするのであります。町村制の制定の當時に於て强制して之が統一を爲さなかつたのも此の種の事情より生ずる困難を顧慮したが故でありますと考へられます、從つて部落有林野の統一を進むるに付きましては、此の點に充分の顧慮を拂ふを要することは勿論でありまして、近時國民の思想並知識の進歩著しきものあるが爲、單に明治二十一年市町村制制定當時よりの方針なりと云ふが如き因襲的說明のみにては滿足せしむるを得ざるに至りましたが故に、統一が單に市町村合併てふ形式的理由より必要あるのみならず、產業上の見地より必要なる所以を充分明かにし此施設の基礎を堅固ならしむるの必要があります。元來部落有林野の統一は山村振興上最重要なる使命を有するものでありまして、農林省が極力之が進歩を圖る所以も亦茲に存するのであります。

先第一に部落有財產は入會の慣行等舊來よりの放漫なる取扱が行はれまして、之を部落有の儘に放任する時は現今の狀況としては因襲の久しき到底之に適當なる管理區分を行ひ、森林の造成を進むる事困難なる實狀でありまするが故に、其統一を實行して更始一新を策し速に其利用を進むることが絕對的必要であります、第二に山村の部落は其所有財產を處理するの實力がありませぬが、市町村が手を加ふる時は容易に之が經營を爲すことが出來ます、市町村でありまするならば造林資金の如きも他より借り入れて生產事業を行ふことも出來ますが、部落有の儘では其經營が困難になる場合が多いのであります、山村に於て森林經營の進むことは地元住民の利益となることは明かな事で、國有林の施業が地元住民に利益を與ふると一樣であります、曾て屋久島に於て國有林に關し行政訴訟を提起して永年解決しない爲國有林の事業進まず、爲に島民等事業出役其他の利益を失ひまして、頗る困難を感ずるに至りました樣なこともありますが、部落有林野にをきましても、此關係は同一でありますから、速に町村をして其經營を進めしむるの要があります。第三に財產を市町村に統一するときは管理機關を具備することを得て、財產の將來の利殖に重大なる結果を生じます、部落は現行の町村制上に於ても夫自身に於て適當な管理機關を有せず、市町村の機關によりて之を管理することになり居るが故に、寧ろ之を市町村に統一し市町村の機關の熱心なる活動を刺戟すること財產管理上頗有效の結果を生ずるのみならず、市町村に於ては技術員等も有する場合多きにより、之等技術員の活動により財產の利用を進むること容易にして、之により充分の利用を進むるに於ては、部落民をして部落有財產を適當に利用せしむるの外、尙餘剩の利益を生ずべく、之等の利益は之を町村の公共施設に使用することを得るのであります。

卽ち山村部落に對して先づ統一した財產收入を以て必要なる施設をなし、餘剩は町村の振興に用ふるが故に、部落の振興と町村の振興と一舉兩全の策であります。第四に治水上重大なる國家的意義を有することは改めて申上ぐるを要しませぬ、右樣の理由に依りまして、部落有財產の統一は山村の振興上洵に重要な施設でありまして、因て山村に於ける部落住民の生活並經濟の利便を進むると共に、一村の振興を圖る洵に一舉兩全の策であります。之に對し部落有財產の統一は有產階級のみに有利なりと批評を爲すが如きは、深く其の實體を味はざるの罪に坐するものであります。乍併部落有財產統一の政策が山村振興上如斯重大なる使命を有する以上は、統一の實行に當るものは深く此點に注意を拂ふを要するのでありまして、若し此點に關する注意に缺くる所あるにおては、引て世人の反感を招き部落有林野統一の有終なる結果を擧ぐるを得ざるの虞れがあります。今此點に付注意すべき事項を擧げますれば、

一、從來の慣行を尊重する事は最必要であります、固より之に適當なる統制を加へ必要なる改良を施すことの緊要なるは言ふを俟たない所であります。

二、山村振興の點に於ては部落現在の狀況に鑑み土地政策

上開墾地林業地等として必要なる區域は、之に對し相當の區劃を爲し、將來適當なる方法に依り之を部落住民の使用に供するに考慮を加ふることを要するのであります。無期限の地上權は私權を與ふるに近いから、之を避ける事が肝要でありまして、所有權の附與は出來得る限り之を避け將來土地に對する政策の要求に順應する事が必要であります。特種の事情を考慮するを要する場合は、已むを得ず永小牲處分として取扱ふの外ありませぬ。

三、若し夫れ部落住民の產業進展に從ひ將來開墾地林業地等の區域の變更を爲す必要を生ずるに於ては、基本財產林の施業按檢訂に際して、相當の考慮を拂ひ其の產業の振興に資するの用意も亦必要であると考へます。

右述ぶる所は部落有財產の本來の性質に鑑み必要なる考慮でありまして、之等の點に付適當なる顧慮を拂ひ、一面部落住民の產業の振興を期すると共に、他面町村基本財產の增殖を圖るに於ては、部落有林野の統一入會の整理は洵に部落住民の生活の向上と、町村の振興と二つながら之を完ふせしむる所以でありまして、山村振興上益々有益なる效果を生じ毫も世人の反感を受くることなきのみならず、却て大に歡迎せらるゝに至ることゝ考へます。

米國に於ける森林政策

（二月十日附在シアトル大橋領事報告）

最近新聞紙の所報に依れば帝國政府は日本の製鐵業に關する研究委員を設けられたる由なるが、當地方は世界最大と稱せらるゝ森林地帶なるに拘らず、多年の亂伐と山火事の爲資源漸次涸渴せんとし、樂觀的なる當業者中には現在の速度を以て伐採を繼續するも、優に五十年間原始林を維持し得べしと唱ふる者あれども、當國を始め世界の木材消費益々日に月に漸增するに從て、當地方の亂伐益々甚しかるべく、其結果當地方木材資源は窮乏を來たし、輸出能力なきに至ること當國もシガン州の如きに至るは必ずしも遠き將來に非ずと思考せらる。假に今より植林を奬勵すとするも、平地は農作地として開展せらるべく、植林に適するは農耕牧畜に適せざる山岳區域に限らるべく、從て如何に植林政策を完全に實行するも、今日の如き亂伐を永久に繼續することは絶對に不可能なり。依て當國木材の一大中心たる南部地方產の硬木次第に漸少の傾向あるに鑑み、當業者は之が涸渴を防ぐ爲硬木の熱帶地方よりの輸入を奬勵し居る事實あり。更に山火事防止植林奬勵等の方法に依り森林保存に努めつゝあるは勿論、木材消費に當り成るべく廢物の發生するを防ぐに留心し居るは明たり。要之現下の形勢を持續せば世界の木材供給漸次に不足を來たし、價格は漸騰すべく森林資源の豐富なる當國に於てすら之を看

国立公文書館
National Archives of Japan

取し、森林保存を唱ふる者朝野に喧し、況や右資源に乏しきに加へて木造家屋の關係上木材を需要すること益々多からんとする日紙其他各種工業の爲木材を要すること益々多からんとする日本としては、國有林公有林を擴張し課税制度に依り私有未熟林伐採の氣勢を減殺し、私有山地の植林を奬勵して裸山の存在を許さず、更に日本家屋西洋式家屋に對し木材規格のスタンダーダイゼーションを研究考慮して、木材使用に際し木屑發生を最少限度に止むるが如き方法に出つるは、唯單に日本内地の木材の自給自足を確保すべき國家百年の長計たるのみならず、水源を涵養して水力電氣事業の發展を促し、降水量を調節し、氣候を緩和する等其利益甚大なるべしと思料す。

植林問題に關する大統領の演說　昨年十一月下旬米國前農務卿ウオレス氏の勸奬に基き、華府にて林産物の利用に關し關係當業者及關係官憲の會議を開催したる結果、之に關して永久的の機關たる"Central Committee on Utilization of Forest Products"なる團體の組成を見たるが、其會期中現大統領クーリッヂ氏は本問題に對し演說を試たり。其演說中に於て大統領は米國の森林資源は今將に涸渇に瀕し居り、所謂"Pre-

will timber"の時代は過ぎ去らんとしつゝあり、依て之が救濟の爲吾人の研究を要する點は　一、如何にせば木材の生産に際して木材の廢り屑を減少せしむるか　二、如何にせば切出したる木材の效用と供給を大にすることを得るかの二點に歸着すとの論旨を以て、北米合衆國の木材を國家經濟上の立場より論じたるが、其演說中大統領は北米合衆國の森林資源の涸渇狀況を明にする爲下の如く述べたり。昔北米大陸發見當時の森林面積に比して、今日現在する森林の面積は當時の約六分の一にて、木材の分量より云ふも約三分の一以下が殘り居れり。現在にては木材の伐採と森林火災の爲に八千萬英町の裸山を殘し、此大部分の土地は農耕に不適當なる土地にて、第二生林は米國全體にて二億五千萬英町あるも、其多くは木材の分量より云ふも質より云ふも劣等なるものなり。故に現在伐採し居る木材の四分の三は接近すること困難なる遠方の原始林より伐採し居れり。其結果木材が主たる市場に出づる迄には長距離の運賃を支拂さるべからず、木材の分量より云ふも北米合衆國の有する木材數量は七千四百五十億立方呎にして、此内二千五萬立方呎が年々減少す、故に植林に依り

増加すべき數量は年々六十億立方呎なり。此植林より年々伐採する量は植林の分量よりも多き場所もあり、此伐採と植林との間に大數量の差を生じ居れるが米國は此差を充すに付未だ充分の方策を執り居らず。次に大統領は森林資源の涸渇が消費者に如何に影響するかを示す爲下の如く說明せり。一八七〇年以來木材の値段は他の物價に比し急激なる上騰を示し居り、又木材消費の頭割數量次第に減少し、一九〇六年には五二五BM呎なりしものが近年二八五BM呎となり、或州にては一六〇BM呎に過ぎざる所もあり、森林が漸次涸渇し行き遂に僻遠の森林に手を著けたる結果木材の運賃として年々二億五千萬弗の經費を要し居れり、若し此經費を木材の運賃に代へ植林費用として使用するを得ば好結果を得べし。前述の森林資源涸渇に對して執る可き手段として、大統領は一九二三年度合衆國議會に於て通過したる"Clark-Mcnary Act"に依り、森林火災防止に關し合衆國政府州政府個人山林使用者に依る共同事業を稱揚し"Weeks Law"に依て米國東部諸州二百萬英町の土地に亘て火災防止害蟲驅除に關して擧ゆられたる成績を指摘せり。前述の植林火災防止害蟲驅除等は謂はゞ積極的施設なるが、森林資源の涸渇を防止する目的の爲一方に於て現在伐採する木材使用法の經濟化とも稱すべきものあり、即ち如何にせば木材の生産に付廢屑を少くするか、又現在效用無きものとして燒棄せられ居る木材屑より效用を見出得るか、即ち木材屑の廢物利用法を講究するが如き事なり。大統領は演說中に於て木材が切出より消費に至る道程にて三分の一は廢棄せらると斷言し、年々北米合衆國の木材の切出は頗る多量にて其三分の一と云へば非常なる數量なり。又廢屑の木材より新に效用を見出すことに就ては、大統領は公私施設學校に於て科學的の研究を奬勵し、又此種廢物利用增進の爲めには製材所が能ふ限り集中し、又是より原料を得る製造者も之に附隨して所謂集中的の企業方法を奬勵し居れり、大統領クーリッヂ氏が臨席したる右の會合は米國森林資源の保存及木材の效用を大ならしむることに關し大體下の如く決議せり。

A　森林資源の保善に關する智識を實地の上に用ふること、森林資源の保善に關する知識材料は目下充分に在るを以て此知識を如何に實際方面に用ふるかゞ問題となり居る譯な

国立公文書館
National Archives of Japan

り、一、木材規格標準中央委員會（Central Committee on Lumber Standard）の勸告する規格標準の完成及其一般的採用及應用を計ること、二、規角標準を能ふる限り小ならしめ所謂 Dimension Stock の使用普及を奬勵すること、（註）茲に Dimension Stock とは通例稱するヤード、ストックに屬するものにして其規格は 1"×2", 1½"×4", 2"×10", 2"×12", 2½"×12", 3"×12", 3"×12", 3"×12", 3"×12" にして長さ八呎より二十四呎板物のストックを云ふ）三、木材の如何を問はず挽材の堆積貯藏乾燥に關しては科學的原理の應用を啓發すること、四、木材使用後の腐蝕の甚しき部分に對しては木材の防腐處理を奬勵すること、五、貯藏するパルプ及パルプウッドの防腐方法として認めらるゝ方法を增進すること、六、丸太及角材の防腐方法に關して科學的方法を研究すること、七、各種の方法に依り屑材の利用方法の研究を奬勵すること、八、建築法の改良統一箱材の仕組及委員會の氣付たる經濟的方法を啓發すること、九、林產物を使用する工業團體をして原料使用方法の改善と經濟を圖らしむること、一〇、一切の公共的建築物に付ては愛に推奬する改良方法を執らしむること、一一、木材使用に關して今日迄各種團體に依りて啓發せられたる材料を蒐集し其適用及普及に付て一定の永久的方針を設定すること。

B　研究的方面に於ける活動、一、木材の損失年々切出す木材の四分の一は森林中に於て失ふ、此損失の大部分は現在の經濟狀態にては救濟すること困難なれども、其損失の性質及可能なる利用方法に付ては廣く調査することは必要なり。此研究には丸太の末端缺點ある丸太其他劣品と稱するものゝ利用方法にも及ばざるべからず、又過度の龜裂を來す丸太の切出方法を改むる爲更に完全なる機械を工夫すること、二、製材所の製材方法及機械を精細に研究し、木材の廢を生ずる主要原因を研究し夫を防止すること、三、歡迎せられざる種類の木を山林に殘すことは山林伐採業者に大なる損失を與ふるものなり、所謂劣等品種の形質上及物理的の性質を研究し適當なる使用方法を發見すること、四、木材の組成分及性質に就ての更に根本的なる智識は木材の利用方法に付て大なる助となるものなり、例之セルローズに就ての根本的の研究はパルプ及紙製造木材乾溜に關して進歩したる方法を與ふるに至るべく、或はより以上の利用方法を廣むる機會を與ふに至るべし、五、山林の研究下記の事項に關して確定したる材料を利用するを得る樣せざるべからず、Raw timber と Continuous size の冬立木の所在が明となる樣すること、現在及將來に於て植林するに適當なる地方の面積及地味の研究森林發育の現狀及森林の潛勢的發育力、（註）Raw timber とは長さ四呎の小丸太にして商業目的に生產するもの（Cord wood also とは長さ四呎の小丸太にして木材としての價値なし）六、木材使用工業の木材需要程度を現在及將來の供給力と對比して研究すること、七、森林火災害蟲植物病に關する研究を繼續擴張すること、八、熱帶材米國の木材使用者は目下急速に涸渴しつゝある米國產のハード・ウッド生產狀況を考へ、此代用として熱帶地產の木材を使用すること可能なる點に付着目し居れり。

前述の如き包含的なる研究計畫は中央各州の當該關係官憲、山林學校其他專門的施設及森林產物を原料とする工業の協力を必要とし、此中例へば森林研究木材及製材所の木材屑の科學的實驗等の如く、凡そ大規模にして多額の費用を要する設備を必要とする事業は、中央政府に俟つ外なきも、而も尙是等の點に付ても公共的機關及諸工場の協力必要なり。又根本的研究の爲には專門的學校の教育も必要なり、各州にても必要なる費目を設け森林管轄官憲をして中央政府と協力せしむること必要なり、又工業家側も公共的研究機關と協力すべきものなるが現在或特別の研究に付ては非常なる進歩を示し居れり。

統計上より見たる米國森林地の盛衰　北米合衆國は植林問題に就ては確に他の諸國より遲れ居り、原始林の大部分を既に涸渴せしめ森林資源の全部が涸渴すること目前に迫り居るより、漸く森林資源の保護に付て識者の頻を憂すに至りしものなり、而も森林資源の保護方法として昨年の議會を通過したる Mcnary Act に對しても充分なる費用を投ずることも出來ず、只管目前を糊塗し居る模樣なり。今北米合衆國林務官憲側の作製したる統計を觀るに、此統計には米國全體の木材生產區域を大別八に分類し、各區に對して東北地方、中央地方、大湖地方、太平洋地方、南部地方、ノース・カロライナ・バイン地方、ロッキー山地方、其他木材の生產より見て重要ならざる地方を一纏とし、其他なる名稱の下に計數を示し居れり。此統計數を見れば米國全體の木材生產狀況を見るを得、

151

国立公文書館
National Archives of Japan

木材に對し需要は年々增加し米國は世界の木材供給國となの居り、製材事業は米國全體より觀るも決して利益の僅少なる事業にはあらず、森林資源を經濟的に開發すること可能なる限り其地方の木材生産は衰ふることなく、衰ふる地方は森林資源涸渴せるか、或は假令森林あるも主として地理上の關係にて森林資源を經濟的に開發すること能はざるに至りたる地方にて、從て製材事業の衰へたる地方あらず、其地方の森林資源涸渴したりと云ふも誤ならざるべし。今米國各地方の木材生産狀況即ち森林資源の狀況を示す特別目的の爲に、特に前記八地方中の東北地方、中央地方、太湖地方及太平洋地方を說明する必要あり、第一に東北地方と云ふのは是に屬する州より云へばコネティカット、デイラウエア、メリーランド、マサチユーセツツ、ニユーハンプシア、ニユージヤージー、ニユーヨーク、ロードアイランド、メイン及ヴアーモントの諸州にて、大略大西洋沿岸地方の中部以北は全部是に屬するものなり。此地方は一八五〇年頃には米國全體の木材生産量の五四%を生産したるが、一八六〇年には三七%、一八七〇年には三七・八%を生産し爾後生産量は次第に逓減を示

し、一九二〇年には北米合衆國の生産の六・五%を生産し居るに過ぎず、此地方は商工業の發達に從ひ多量の木材必要なるより、此木材の供給は他に仰ぐの外無く尙北西部の木材に對しても此方面は一の重要なる顧客にて、尙シアトル市のPacific Lumber Inspection Bureau の統計に依るに、必ずしも前揭東北地方に屬する地方のみには限らず、大西洋沿岸地方に對する積出として一九二〇年度には四九、七〇六、五九一BM呎、一九二一年度には二一一、四〇四、四三八BM呎を計上し居り、次に前顯中央地方とはイリノイ、インディアナ、ケンタツキー、オハイオ、テネシー及ウエストヴアジニアの諸州一體を總稱す、一八五〇年には合衆國全生産量の一八・六%一八六〇年には二一・〇%、一八七〇年には二〇・〇を生産し、爾後每年の生産量は累次逓下して一九二〇年には北米合衆國生産量の八・一%を生産するに過ぎず。次に太湖地方とはミシガン、ミネソータ及ウイスコンシンの三州是に屬し、此地方の一八五〇年中の生産は北米合衆國全體の生産量の六・三%に過ぎざるが、生産が一時次第に增加して一八七〇年には三四・七%々生産し、爾後程なく生産量逓下するに至り、一九二〇年

には全體の七・一に過ぎず、殊に特記する必要あるはミシガン州にて昔日森林資源の開發に依て可なり州の租稅收入も有りしが、森林涸渴の結果州の政治經濟に影響を及ぼしたりと云ふ。現在ミシガン州はワシントン州のタグラスファーと南部地方のパインに對する大顧客とたり居れり、專門家の言に依れば ミシガン地方に於て既に涸渴したる森林を植林する爲には一億弗の費用を要し、植林後之を維持する爲には年々三百萬弗若は是以上を要すと、而して森林は植林後七十年にして、成熟林となるミシガンが若し植林に着手せば莫大なる費用を要するより、到底此州にては森林を再造することは出來ざるべし。若しミシガン州にて盡に木材を生産し森林資源を開發したる時代に賢明なる植林政策に著手し居らば、今日の如き不便とは成らざりしなるべし。ミシガン州の經驗は賢明なる植林政策の必要の半面を語るものたり、植林政策宜しきを得て永久に年々一定木材の收穫を得るを森林の永久化と稱せん、常地ワシントン大學の森林科を卒業し目下ミシガン大學森林科の助教授をなし居る者、華州植林の必要に關して下の如き警告を與へたり。ミシガン州の森林は全く衰微破壞せり、故に當州にて森林を恢復すること能はず、若し恢復せんとせば新に造林する外なく華州の森林は製材者の能ふる限りの速度にて切出され居り、此點は議論の餘地なし若し華州が今日植林に着手せざれば、結局破産するに至るべしと。此警告は少しく極論の傾向あれども ミシガン州森林涸渴の現狀と植林の必要を充分に物語るものならんか。次に前顯太平洋沿岸とはワシントン、オレゴン、カリフオルニア及ネヴアーダの諸州を含む、此地方は後述の南部地方と相俟て現在の米國森林資源の重要なる部分を占む、此地方の森林資源に就ては後述すべきも、東部地方より人々の移住せしは比較的新らき衆知の事實なり、森林の開發も此地方の經濟狀態發達に隨て漸く盛となりたるが、當地方の森林は未だ豐富にて人々の意見に相違あるも、大體五十年以上は現狀を維持し得べしと、此地方は一八五〇年時代には北米合衆國全生産量の五・九%を生産したるに過ぎざりしが、一九〇九年の一五・五%を初として累增を示し、一九二〇年には三〇・五%を占むるに至れり、此現狀に西敵するものは北米合衆國内にては只南部地方あるのみ、南部地方とはアバラマ、アーカンソー、フロリダ、シオルヂ

ア、ルイジアーナ、ミシシツピ、オクラホーマ及テクサスの諸州を包含す。此地方は一八五〇年には北米合衆全體の木材生産量の八・五%を産出せしが、一八八〇年頃の九・七%を初として次第に累增を示し、一八九〇年には三三・三%、一九一九年九年には二四・〇%、一九〇九年には三四・〇%の生産率を示し居れり。上述を通觀して現在森林資源として重要なるものは太平洋沿岸諸州と南部地方あるのみ、北米合衆國内の他の地方は森林資源少きも或は既に共資源涸渇したるものと見て大差なかるべし。以上は主として當北西部の森林資源及植林問題の經過を示すに在り、從て前述の事項は唯北米合衆國全體の森林資源に對比して、尙米國北西部の森林資源は如何なる地位に在るものなるかを示すに過ぎず。

米國北西部の森林資源現狀と植林問題　玆に米國北西部と云ふも通例米國北西部と云ふ場合には華州オレゴン州モンタナ州アイダホ州の一部を指す、爰に米國北西部とは勿論普通一般に了解せらるゝ北西部を含むも、森林を論ずるには同一の森林地帶が所謂北西部なる地方より他の部分に亘ることあり、例へば南部オレゴン州より加州に至るカスケード山脈の西傾斜面は森林地帶に一樣に八五・〇%迄は Red wood（學名 Sequoia sempervirens）が成生し　森林の性質として加州の此一部を除外すること能はず、又オレゴン州及加州に亘るカスケード山脈の分水嶺より以東兩州の東方諸州との境界に至る地域も、赤森林の性質を同ふし加州を除外すること能はず、又英領ブリチツシュ・コロンビア州は加奈陀の領域なれども、山林の性質は略々華州内山林と相似たる點あり、又當方面にて得らるゝ森林に關する材料は多くは上述の關係上加州及英領コロンビア州を一括し、尙ネヴァーダ州をも含み居れば便宜上是等を一纏として玆に述ぶるも、而も主として前述の所謂北西部と稱する地方に重きを置く必要あり、此北西部の山林經營乃至製材の發達は比較的近年の現象にて、歴史的に溯りて之を見るに、當地方最初の製材所は一八四四年オレゴン州に設置せられたるに濫觴し、爾後オレゴン州の木材生産は次第に發達を示し、一八八五年の調査に依るに當時オレゴン州には二二八の製材所あり、其等生産品の賣上高は年々約二百萬弗なりしと云ふ、華州方面即ちピューゼットサウンド地方は一八四五年に創設せられたるが、當時木材の需要地は南方加州と布哇諸島にて、華州内の山林はオレゴン州のものに比し比較的接近し易き地位にあるが、生産費の關係より次第に木材生産は華州方面に移遷して、製材所は華州内に非常なる發達を遂ぐるに至り、一八七〇年には華州木材生産は未だ一二八、七四三千BM呎にて、北米合衆國全州中の第二十一位を占めたるに過ぎざりしが、一九〇四年には二、四八五、六二八千呎を生産し、合衆國全州中第二位に登り、一九〇五年には三、九一七、一六六千BM呎を産出し、合衆國内全州の第一位を占め、爾後一九一四年を除く外各年の生産量は合衆國全州の第一位を占め居れり。北西部森林地帶は前言の如く決して何れの部分も同一の性質にはあらずして、其性質より云へば數箇の森林地帶に分る大體林學上此地方を七に分類し居れり、即ちオレゴン、華州、英領コロンビア州内ダグラスファー地帶、アラスカ沿岸地帶、加州レツドウツド地帶、オレゴン加州東部地帶、アイダホ西部モンタナ地帶、英領コロンビア奥地等に帰る。即ちダグラスファー地帶、這は華州オレゴン州及英領コロンビア州の沿岸地方一體の森林を指すものにて、溫和なる氣候大なる降雨量過潤なる氣象を有し居り、森林の立木は稠密にて森林發育の立派なることは世界に稀り類例を見ず、此地方にては樹幹直徑十呎以上高さ二百五十呎以上の木は稀ならず、一英町の作付十五萬呎（ロクスクール）に達するものもあるも、大體此地方の一英町の收材量は三萬五千BM呎より四萬BM呎を産す、此地方の立木は Douglas Fir（學名 Pseudotsuga taxifolia）は一名 Red Fir, Yellow Fir, Oregon Pine とも稱す、右の外效用の順序に擧ぐれば Western Hemlock, Western Red Cedar 及 Sitka Spruce 其外重用なる程度に於て劣れるが、兎に角商業上の目的に使用せらるゝものには Black Cotton Wood, Alder, Lodgepole Pine, Fir の種類に屬するものにて、學名 Genus Abies と稱するものオレゴンメーブル、ウエスターンバーチ及オレゴンオーク等生育し居り、七五%以上同一種類の立木成立せる森林を Pure Stand と稱するが、此所謂ピューア・スタンド（純生林）は此地方には少からず、又此地方にて種々の毬果松柏類雜生し居る所あり、落葉樹林も所々に散在し居れり。アラスカ沿岸地方　此地方は Sitka Spruce（學名 Picea Sitchensis）重要なる産物にて、之

八%は Western Yellow Pine にて、White Fir（學名 Abies Concolor）Sugar Pine（學名 Pinus Lambertiana）は各々一六%を占む。アイダホ州西部モンタナ地帶　此森林地帶は Western White Pine（學名 Pinus Monticola）主たる樹種なり、一本町の作付量は大なり。而し西部モンタナ地方には Western Larch とイダホには Douglas Fir 重要なる樹木なり、其外南州に及び Western Yellow Pine, Lodge Pole Pine 及微分 Red Cedar あり。BC州森林地帶　此森林地帶のものくは Spruce にて、細別せば Engelman Spruce（學名 Picea Engelmanni）と稱す、其他には White Spruce, Black Spruce あるが、之等は樹形小さくダグラスファー地帶に發育し居れり、Sitka Spruce 位の大さにて又 western Red Cedar, (Douglas Fir, Western Hemlock, Balsam Fir（學名 Abies balsamifera）等あり。以上にて米國北西部の森林の性質に關して大體の概念を述べたるを以て、更に現在の森林資源の分量及調査の狀態を述べん。

米國北西部森林資源分量及調査狀況　元來米國北西部には如何程の森林資源ありしやは今の處別段に精細なる調

査なきも、所謂 Free lumber と稱し經濟學上の自由貨物と同樣に消費し來り月を經たる今日、元來の森林資源の分量に付て計算をなすこと頗る困難なるも、此點に就て一九二〇年米國林務當局の發表に係る Capper Report なるものあり、此報告は今日に於て利用し得る唯一のものなり。依此報告に依るにオレゴン、ワシントン、カリフォルニア三州の元來の森林資源は面積七千七百十二萬英町ありしと記せるが、此地方にて現在殘れる森林面積は五千七百五十八萬六千英町にて、此中三千九百三十七萬英町は未だ斧鉞を加へざる處女林なりと云ふ。尙一九二三年に當地方の Western Forestry & Conservation Association の發表に依れば、當北西部（アイダホ、モンタナ兩州を含む）の現在存在する處女林は大體左の如し。（單位英町）

	私有地	州有地	合衆國政府所有地	計
華盛頓州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
オレゴン州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
アイダホ州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
モンタナ州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
加州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

以上は處女林のうちの面積及森林資源の分量なるが、以上記載したる各地の森林の全體面積に關し Western Forestry Conservation Association は左の如く發表し居れり。

（1）『百萬英町』

	國有林	州有林	私有林	計
華盛頓州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
オレゴン州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
アイダホ州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
モンタナ州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
加州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
百分比	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

右の森林に生育し居る木材の分量を見るに大體一、〇一一、四六六、七一〇千BM呎にて、之を各州及所有者に依て分類すれば左の如し。（單位千BM呎）

	國有林	州有林	私有林	計
華盛頓州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
オレゴン州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
アイダホ州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
モンタナ州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
加州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

モンタナ州	二、六七〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	三、一四三、〇〇〇
加州	六、六三〇、〇〇〇	六六、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	三、三九二、〇〇〇
計	三、二四〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	六、八四〇、〇〇〇	一〇、八四〇、〇〇〇

之に對し木材の伐採及森林火災等の爲に既に涸渇したる森林面積は左の如し。(單位英町)

	私有林	州有林	國有林	計
華州	三、四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、八三〇、〇〇〇	五、三三〇、〇〇〇
オレゴン州	二、三二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二、三二六、〇〇〇	三、六四〇、〇〇〇
アイダホ州	一、九三一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三、六四〇、〇〇〇	三、六六〇、〇〇〇
モンタナ州	三二九、〇〇〇	六、〇〇〇	三、四一〇、〇〇〇	三、六四〇、〇〇〇
加州	二、三五六、〇〇〇	〇	一、九八〇、〇〇〇	四、二四〇、〇〇〇
計	八、八七〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一三、三六〇、〇〇〇	二一、六三〇、〇〇〇

既に涸渇したる森林の面積は右の統計に依り大體明なるが、次に伐採に依る年々森林の涸渇狀況を觀るに、華州の伐採は六十億BM呎、オレゴン州三十五億BM呎、アイダホ州八十五萬BM呎、モンタナ州四十萬BM呎、加州約十五億BM呎なり。前述の如く當華州の森林は比較的採近し易き點より森林の涸渇は他州に比し比較的多し、年々の森林火災は頗る影しき森林の涸渇を來たして居るが、火災に依る森林資源の涸渇に關し、昨年十二月二日及三日に加奈陀晩香坡に於て開

催せられたる Western Forestry & Conservation Association の第十五回年會席上にて、右協會の森林技師たる H. H. Chapller なる人が、森林火災の森林資源に與ふる損害に付て論じ居れるが、玆に一言附加せざるべからざるは右 Western Forestry & Conservation Association と云ふは、華州オレゴン州、モンタナ州、アイダホ州及英領コロンビアの山林所有者の森林及火災防止目的の爲に結合し居る私設團體にて、今日迄の成績は相當見るべきものあり。(Chapller 氏は前記五州に於て、一一二四年中に發生したる森林火災の損害に付概括的の報告をなし居れるが、其報告に依れば右五州の地域内にては二億九千四百萬英町の森林が常に監督を受けつゝあり、其中一億六千二百萬英町は英領コロンビア側にて監督せられ居り、九千萬英町は米國林務官の管轄に屬し、四千百七十八萬四千英町は私有林所有者其他の管理下に在り。勿論此部分は米國々有林以外のものにて此全地域には一九二四年中に一一二、五七八件の森林火災發生し、火災にて破壞せられたる地方の面積は合計一、九二九、〇〇〇英町にて、此火災中七一%は人の不注意より起り居れり、件數に就て云へば八、九一二件にて之に關して一、一〇一名が法律違反の廉にて處罰せられ、此火災の及ぼしたる損害は此地域の森林火災防止團體の定期の費用は三、五九九、六〇〇弗、火災發生に依て要したる臨時緊急の費用は二、一三三、〇〇〇弗、山林伐採キャンプの火災防止費約五十萬弗、以上合計六、三三二、六〇〇弗、其他に木材が如何ともすべからざる程度に損害を受けたる額三二一、五〇〇弗、丸太四二三、〇〇〇弗、七四〇、〇三〇弗はロヂングキャンプの設備に對する損害、九一〇、七四〇弗は火災を受けたる地方村落の設備の受けたる損害なり、夫故是等損害の統計は概略八、六二七、八七一弗に上り居れり。右に述べたる損害中には國有林と加州の森林火災の損害は、損害の何れの點迄相殺することを得たるやの點に付ての材料無く、爲に之を除外し居れるが、之を包含せしめて損害を大約千萬弗と計上せば大差なかるべし、又或專門家が華州のみの森林火災の損害を論じたものあるが、夫に依れば一九二二年は今迄の中にて森林火災が最激烈なりし年にて、同年中森林火災にて破壞せられたる處女林の面積は六萬八千英町にて、華州全體の處女林の一%の破壞なり。其年に植林したる森林の二七五、〇二二英町も火災の損害を受け居れり、這は州内の森林面積に對して六%に當る。一九一七年より一九二二年迄華州内にて火災を發生したる植林區域の面積は百萬英町、即ち州内植林區域二〇%が、火災の爲に破壞せられたることゝなり居れり。以下森林の伐採及火災は森林資源を次第に涸渇せしめ居るが、前記 Western Forestry & Conservation Association は年々涸渇の森林資源全體に對する比率を大體各州別に下の如くに發表し居れり、華州二%オレゴン州一%、アイダホ州一・四%モンタナ州一%、加州〇・七%、此調子にて森林の涸渇が進行せば華州森林資源は五十年にて全部涸渇し去ると云ふ。

植林及火災防止事業の經過　近年に於てこそ米國北西部地方にては、山林保護問題が世人の注意を著しく惹き居れるが、其成績の見るべきもの無し。米國にて植林方面に於て發達し居るのは雜木とペンシルバニヤ州にて、前者は百五十萬英町を州有林とし後者は百萬英町を州有林とし居り、夫々植林事業に着手しつゝあり。米國の山林には國有林、州有林、私有林と有るが、米國の山林は他國例へば獨逸、日本と異り私有

国立公文書館
National Archives of Japan

林數非常に多く、當北西部を例に取て見るも華州にては全森林の四六%、オレゴン州四一%、アイダホ州七%、モンタナ州一九%、加州三五%が私有林にて、植林火災防止と云ふ協力を要する事業となれば兎角利害の衝突を來すものなり。森林の管理には華府に本部を有し、農務省の管轄を受け居る林務官が、各州の國有林を管轄し、其他州有林には各州の森林區に森務官あり、私有林には森林所有者が夫々森林保護協會に屬し協同して森林保護をなすことゝなり居れり。米國北西部には前述の如く Western Forestry & Conservation Association なるもの存在せり。由來米國の森林政策は最大多數に對し永久に最大益の使用を保證せんとするにあるものにて、之が爲に近年合衆國政府及州政府其他私人にして山林を所有せるものは此方針に從て努力し、米國にては植林に注意すること比較的遲く、且植林及森林火災防止に關して合衆國議會は前後に四法律を制定せるが、法律の規定する費用も充分國庫より支出され居らず、此前後二回の法律とは Weeks Act と昨年議會を通過したる Clarke-Mcnary Act なり。合衆國政府は前者 Weeks Act を制定して、東部に於て約二百萬英町の森

林地を購入し、之を東部の國家保護林の根本として又米國各地主要森林區の中六箇所に森林實驗所を設置し、森林政策遂行の一助となし居れり、後者 Clarke-Mcnary Act は、昨年議會を通過したる法律にて、本法大體の規則は森林火災防止及植林事業に關し合衆國政府は、各州の公私團體等が同樣の目的の爲に使用する金額又を合衆國政府の手に依り各森林實源を有する州に於て使用することを規定せるものにて、此法律は元來森林火災防止の爲に二百五十萬弗植林の爲十萬弗現在放擲せられ居る土地、又は農牧地を森林とする爲、十萬弗合計二百七十萬弗を國庫より支辨し農務大臣の行政權に委し使用することを規定す。然るに此金額は費用支辨の方法を規定し居らず、爲に此法律に依て支辨せらるゝ費用を百萬弗に削減せられたり。從來華州にては Weeks Act に依て年々約二萬四千弗の補助金を合衆國政府より受け居れるが、將來 Mcnary Act に依て森林地を有する各州に補助金を下附せらるゝことゝなるべしと、マクネリー・アクトと同樣の目的を以て制定せられたる前法ウイークス、アクトは廢棄せられ、從て森林を有する各州は此マクネリー・アクトに使て補助金を

受くることゝなる。華州は此マクネリー・アクトの下に受くべき政府の補助金は約六萬弗なり、即らウイークス・アクトに依て華州の受けたる補助金に比して三萬六千弗の增加となる譯なり。Mcnary Act に依れば、植林に對して相當の補助を有るべきなるが、華州にて植林を行ひ居るは國家保護林丈なるを以て、此項目に於て州が合衆國政府の補助を受くることを得ず、現在華州にては森林火災防止（火災豫防及防火）の爲に Weeks Act に依て合衆國政府より支給せらるゝ二萬四千弗と、州の負擔及私立會社の負擔を加へ合計二十萬弗を費し居れり。而し專門家の觀る處にては森林火災防止を有效に行はんとせば、森林監視其他の爲に三十六萬弗以上四十萬弗の經費を必要とするものなるが、Mcnary Act に依て實際に合衆國政府より費用を補助せらるゝ樣になれば、年々の防火費用は三十萬弗以上四十萬弗使用せざるべからず と觀察せらる、而し來る六月一日より合衆國政府の會計年度には、果して當州が豫期し居る六萬弗が得らるゝか否かは疑問とせられ居れり。Mcnary Act にては諸州が行ふ植林事業に對しても總計十萬弗の補助を與ふることゝなり居れるが、當州にては植林事業が國家保護林以前には成績の見るべきもの無く、當分は此費用より合衆國政府の補助を受くる事能はず、當華州とオレゴン州の兩州森林區共通にて華州の Wind River 苗木栽培所を持ち居れるが、此栽培所一年の生產力二百萬本より三百萬本にて、裸地に植林することを得る土地の面積は、二千英町より三千英町なり。之に對し華州内丈にて植林せざるべからざる裸山は一九二二年の米國上院の森林調査委員會の報告に依れば、華州内にある合衆國政府の所有地丈にても二萬七千英町あり、其他州有地中には一萬英町、私有地中には四十萬英町あり、而も專門家は此計數は實際上不毛の土地となり居り、植林せざるべからざる土地の半分若は四分の一を數ふに過ぎずと、近來華州にては植林問題は識者の頭を惱し居る問題なるが、昨年十一月二十一日當地シアトル商業會議所に於て當州内の森林官憲及商業者の協議會を開きしが、其會議は下の決議に到達したり。一、北西部森林研究所事業の奬勵林產工業の奬勵、二、夏季航空機に依る森林點檢の爲米國に補助を請求すること、三、州森林稅案を次期州議會に提出すること

156

四、煙草シガー製造者に對して森林火災防止に關する文字を包紙又は箱に入れしめること、五、林務官憲の事業及管理殊に國家保護林に關して林務官の成績を推稱すること、又官憲と私人との協力を奬勵すること、六、森林火災防止に關して州及私人の協力を推稱すること、七、華州大學林學科の研究及事業擴張の爲州をして三萬弗を支拂せしむること、八、シアトル市をしてシーダーリヴァー水源地の植林に關して滿足なる方法を講ぜしめ、米國氣象局の事業維持に關し適當なる費用を與へ又 Mouary Mouary Act に依り適當なる費用を米國議會をして支給せしむること、九、本會員をして森林問題の成案を得るに付州知事及議會に助力を與へしむること等なり、右決議の第三項森林課稅法案は少しく說明を要す、即ち右法案は State Forestry Conferenuro が森林學者なる Prof. Frankf. Taulne に依賴して作成せしめたる法案にて、林產を一定の規則の下に評價し之に從て課稅す、又森林の樹齡七十年以上の森林を成熟林とし、未成熟林より牧穫を得る場合には、伐採者をして伐採木材の千呎を單位として報告せしめ、之に對して成熟林の木材と同率の評價を與へ林產稅を課す、

而し森林所有者が森林保護規則を遵守せざる場合、森林又は林產物を不必要にして危險の伴ふ方法、不必要に廢棄多き方法にて使用する場合、又は右の如き使用を許したる場合には州の森林監督官は保護林區の編入を取消すことを規定せる法案にて、此法案は一九二五年一月の州議會に提出する筈なりしが、今日迄の處別段右法案は本會期中に提出せらるべくもあらず。此法案中には一定の原則に從て森林を評價する事を規定し居れるが、此評價方法は州の租稅徵收管理官州林務局の意見を採用して各郡の稅務官吏をして森林を評價せしめ、土地價格臺帳を作り此臺帳を根據として課稅率を定む、成熟せざる森林を伐採せば前達通り此法律に依て特別の林產牧穫稅を課せしむる事なるが、森林樹齡を計算することは森林技術上問題の多き點にて、森林牧穫稅は七十年以下の森林に課せらるゝ關係上、森林の樹齡に付利害關係者が大に論議することあり、殊に森林技術者は森林樹齡を正確に計算すること不可能なりと認め居る位なり、夫故此法律にては森林樹齡に關し紛議を生じたる場合には、州林務當局の審判を以て案終となし居れり。尙又此法律案に付て苦心の存し居る點は華州

（他州も同樣）には私有林多く其實は公有林の夫より上等なり、故に如何に森林保護が必要なりと云ふも個人主義の觀念强き米國にては、直に强制的森林保護を行ふ能はず、森林所有者と州との間に所有者をして一定の制限を受くる代り州をして森林を保護せしむるてふ給付と反對給付を混交せる私法的契約を結ばしめ、且此契約を解除する場合に多少の制限を置かんとするなり、此法案に依れば契約の解除には二の原因規定せられ居れり、其一は保護に編入したる土地の所有者が、本法所定の事項を遵守せざる場合森林又は森林產物を不必要にして危險ある方法木材の廢棄多き方法にて使用し、又は使用を許したる場合には州林務管理官は其所有者の土地を保護植林地帶より除去す、最も此一方行爲の發生に先て該森林所有者をして自己の有利なる證據を提出せしめ、抗辯の機會を與ふ、其二は森林所有者が自己の希望を以て州との契約を解除し、自己の森林を保護植林地帶より脫退せんとすれば、州林務當局の勸告に基き州林務當局が、指圖する方法にて該土地を保護植林地に編入するよりも、他の方法により該森林を使用するの利益を明にする證據を提出し、林務官が是を承諾せる時は州との該契約は解除せらるゝことゝなるべし、本法案の性質上より自然此保護林に編入せられたる森林にても、自家使用森林改良林產物を獲牧するに必要なる程度に生ずる伐採は之を許容し居れり、該法案の要領下の如し。

第一條　一切ノ森林地ヲ森林地トシテノ價値ヲ以テ評價スル事此評價ニ當テハ州ノ租稅徵收官ハ各郡租稅徵收官ヲシテ州林務官ノ意見ヲ採用シ各郡ノ管內森林臺帳ヲ作ラシメ之カ臺帳ヲ標準トシテ稅率ノ最大率ト最小率ヲ限定スルコト

第二條　森林ノ產物ハ評價區域一般ニ施行スル稅率ニ依リ一般的ニ課稅スルコト但シ右課稅ハ下ノ條件ニ基クコト林務官カ未成熟林即チ七十年以下ト定メタル森林ノ全部又ハ其一部ヲ伐採スルトキハ以下ノ方法ニ依リテ牧穫稅ヲ課ス即チ森林ノ所有者ハ其林區ニ駐在スル租稅徵收官ニ對シ伐採木材ヲ千呎ヲ單位トシテ報告シ租稅徵收官ハ其報告ニ基キ成熟林ノ產物ト同樣ノ率ヲ以テ課稅スルコト但シ七十年若ハ七十年以上ノ森林地ニシテ第一條稅率ニ依リ定期ニ課稅セラレ居ルモノハ未熟林伐採ノ場合ノ如キ稅金ヲ支拂フ必要ナシ但シ本條ノ規定ハ家內使用森林改良森林產物ノ時使

157

用スル爲ニ伐採スル木材ニハ適用セラレサルコト

第三條　林産業ニ適シタル土地ノ所有者ニテ林産物ノ増殖ヲ欲スルモノハ其土地ヲ州ノ植林政策及林務官ノ認定セル方法ニ依リ經營セラルヘキ植林區ニ編入シ植林ニ關スル州ノ法律ノ定メタル條件ニ服スル爲ニ州ニ契約ヲ結フコトヲ得

斯ノ如クシテ締結スル一切ノ契約ニ關シテハ本法第二條及第一條記載ノ課税方法ハ契約ノ要素タルコト

第四條　植林區ニ編入申込ハ州林務局ノ交付スル用紙ニ記入スルコト此用紙ニハ右契約ヲ締結スル理由及滿足ナル植林ヲナスニ必要ナル方法等ニ付記入セシム勿論右ハ一切州林務局ノ設定スル方針ニ從フヘキコト

第五條　植林區ニ編入シタル土地ハ若シ所有者カ本法所定ノ事項ニ從ハサル場合若ハ森林又ハ林産物ヲ不必要危險濫用多キ方法ニテ使用シ又ハ其使用ヲ許シ又ハ該森林ヲ植林以前ノ方法ニ使用スルトキハ州森林管督官ハ植林區編入ノ取消ヲ爲ス右取消ハ一ニ土地所有者ヲ有利ナル證據ヲ提出セシメ審問ヲ爲シタル後ニ於テノミ行フ但シ土地所有者ハ前記契約ヲ解除シ森林ノ生命アル間何時ニテモ土地ヲ植林區ヨリ離脱前手續ヲナスコトヲ得其手續ノ如シ即チ森林管監官ノ勧告ニ從ヒ州林務局ノ指圖ヲ受ケ右特殊ノ目的ノ爲ニ開カルヘキ審問ニ於テ該土地ヲ他ノ方法ニ於テ使用スルコトノ利益多キヲ示スコトヲ要ス

第六條　森林年齢ニ關シテ意見ノ不一致アルトキハ所有者ヲシテ審問ニ出席スル機會ヲ與ヘ州林務局ノ決定ヲ以テ終審トス森林樹齢ノ決定ハ何レノ場合狀態ニ於テモ必ス正確ナリト云フヲ得サルコト勿論ナレハ森林樹齢ノ決定ニ關シテ狀況ニ濃ミ必要ナリト思考シタルトキハ然ルヘキ規則ヲ公布スルコトヲ得

第七條　本法ニ依リ徴收スヘキ諸税ハ當州ニ於ケル他ノ税金ニ準シテ徴收ス

此法案に關しては多少の反對論あり、第一の反對論は第一條は到底完全に實行する事能はざるべしと云ふに在り。第二には林産物に課税するは、森林に課税する上更に課税することゝなり、二重税となりて苛税に過ぐとの反對論あり。第三は、州憲法に依れば一切の財産は一樣に課税せらるべき物にて、森林に對してのみ特別に課税方法を定むるは憲法違反なりと云ふ議論あり。而し之に對し現在の法律の下に於ても各種財産は異る標準に依り課税せられ居るより、本法案は現在法律の下に目的を達する事能はざる筈なしと主張する者もあり。

森林の永久化　此森林の永久化に就ては說明を加ふる必要あり、卽ち森松技術家は森林は六十年にして成熟林に達し pine timber を産すると云ふ。例へば茲に六萬英町の原始森林ありと假定す。之を毎年千英町宛伐採して伐採後直に植林し、適當に森林火災及其他の損害を防禦せば、六十年目には最初六十年前に存在したる原始森林が、最後の千英町丈殘り居る譯なるが、其時には最初伐採して直に植林したる千英町の土地が、第二生林として既に六十年の成熟林に達し、伐採に適するに至る山林永久化の理論は極く簡單なるが、此事業は長期間を要する事業にて其爲に要する資本も莫大なり、若し此事業に要する資本を借入經營せば、其長期間の利子は複利計算となり、却て經費は嵩み完全に植林の目的を達することと能はず而し合衆國メイン州地方にては既に右根據の上に植林し、數年間中には一回自己森林の或部分を伐採し、直に植林し模範的の森林を作り居るものありと云ふ、次に此森林永久化の理論の一を當華州大學森林科教授 Bunt P. Kirkland 氏の說に從て一例を取り說明せんに、尤も注意を要するは森林の永久化に因る方森林を年々測量せしむるよりも有利なる利過となるを示す、一例に過ぎざるが此理論を示す、今假に四萬五千英町の原始森林を有し、一萬英町の Pale maul (製材する程大ならざる又第二世森林) と一萬英町の伐採後の土地ありとし、年々千英町の森林を採伐すれば森林の經費費は右合計六萬五千英町全體の經費を見ざるべからざるが、大體一年間に千英町を伐採するより大體一英町の收穫四萬BM呎とすれば千英町にて四萬千BM呎ある譯なり、此森林より切出木材の評價を千呎に付二弗五十仙とせば、一英町の産額は 2.5 0×40＝$100 從て四萬五千英町の立木値段は $100×15,000＝$4,500,000 四百五十萬弗は立木の評價なり。次に一萬英町の第二世林に對し此森林の英町作付は三萬BM呎とし此第二世林の木材價値は原始林に比し劣るより千呎五十仙とせば、一英町の第二世林價格は $0.50×30,000/1,000＝$15 となり、一萬英町の第二世林の評價は $15×10,000＝150,000 となり、次に一萬英町の伐採後の土地あり、此土地の價格は通例

158

国立公文書館
National Archives of Japan

英町二弗なるを以て$2×10,000＝20,000となる、從て六萬五千英町の土地評價は$4,500,000　原始林價格＋1,150,000　第二世林價格＋20,000伐採後の土地價格＝$4,670,000　森林總價格然るに森林に對する課稅は評價額の1・4%なるを以て此森林地の拂ふべき租稅は、毎年$4,670,000×1.4%＝$70,050の租稅となる、尙森林火災防止の爲には現在英町五仙なるが、夫にては效果少く十仙使用するとせば六萬五千英町の費用は$0.10×65,000＝$6,500千英町を伐採し、第二世林を造るとせば費通伐採後の土地の地面に六〇%迄は自然に樹木發生するより、殘り四割丈植林する必要を生ず、其費用一英町に付き十弗を要する故に、千英町に第二世林を造る費用は$10×(1,000×40/100)＝$4,000又事務所の費用を約六・五〇〇弗とし是にて該森林一箇年の經營費全體は租稅$70,050＋火災防止費6,500＋事務費8,500＋再成林費4,000＝經費總額$87,050なり、然るに毎年千英町より四萬千BM呎を產するより、經費總額を此數にて除せば千呎を生產するに付ての生產費$87,050÷40,000＝$2,18弱出づ、卽ち千呎の生產費は二弗十八仙となる。此生產費中新き項目は再成林費用なるが、再成林の爲に使用する金額は四千弗卽ち森林再成の爲に經費總額の四・八%を增加するに過ぎず、然るに今此總價額四百六十七萬弗の森林には原始林四萬五千英町あるが、之に植林を施さずして計算の便宜上五十年にて潤濶せしむるとせば、租稅火災防止費事務費には變化なきより此森林の年々の生產費は森林の年々の價格減少 $4,670,000/50＝$93,400＋租稅70,050＋森林火災防止費6,500＋事務費8,500＝$176,450(イ)となる。植林の場合利廻を研究する前に原始林木材の値段を千呎二弗五十仙として計算せるが、出來得る丈木材の良質なる部分を切るとしての實際の値段に近からしむると千呎四弗とするを近しとするが、千英町より四萬千呎を切出より此時の切出木材價格は$4×40,000＝$160,000(ロ)此產額より生產費(イ)を減ぜば、純益は$160,000－$176,450＝$72,950卽ち七二、九五〇なるが、此純益を森林の價格にて除せば$72,950÷2,050＋4,670,000＝1.8%卽ち一・八%の利廻となるが、尙森林は成長し從て通例毎年千呎二十仙の價値の增加となるより、此の森林に植林し其立木全體百九十萬BM呎あれば森林生長に依る年々の價値增加は$0.20×1,000,000＝$200,000(ハ)にて年々の切出木材の價格(ロ)年々の森林增加價格(ハ)を加へて生產費(イ)を減ぜば一切の純益卽ち、($160,000＋200,00)－(176,450(イ)＋87,050)＝純益$296,500(ニ)なり此純益(ニ)を森林の價格にて除せば$296,500÷4,670,000＝6.3%の如く利廻は九・九%となる。之に對し森林を再成せざる場合の切出木材價格(ホ)より其植林費を含まざる生產費(イ)を減ぜば、此場合の純益、$540,000－$170,450)＋$4,740,000＝7.8%なれば、結局木材を切出たる後を次第に植林する、卽ち森林の永久化に因る利廻は九・九%森林の枯渴するに任す場合の利廻は七・八%となる、這は極めて粗放なる計算方法なるが、大體植林の得策なることを說明し得るものと云ふべし、而も植林の結果森林が永久に存續し水源地を涵養し氣溫を調和するなど森林に附屬する百般の利益は實に莫大なものなるべし。

米國西北部木材積出狀況（自一月至三月）

（五月十二日附在シヤトル大藤領事報告）

本年一月二月三月中の木材產出額は英領コロンビア州より外國に對する積出角材五一、四四八、四〇九呎米國內地及領土に對する積出角材六五、九五二、〇七五右の外丸太及割材二七、四八一、七五三華州より外國に對する積出角材一九二、三八五、一五二呎米國內地及領土に對する積出角材四七〇、九八七、一八八右の外丸太及割材三二、六二五、五八八オレゴン州より外國に對する積出角材八三、六八四、九二一米國內地及領土に對する積出角材一七七、二六九、六八九右の外丸太及割材九、八四八、七九六呎なり。前記三州より積出たる角材數量迄先別左の如し。

米國內地及領土に對する積出

アラスカ	一、[illegible]呎	布哇諸島	三、[illegible]呎
パナマ運河地方	九八、三[illegible]	比律賓諸島	一、[illegible]
カリフォルニア	[illegible]	大西洋沿岸	[illegible]
其他	三、[illegible]	右合計	[illegible]

右積出合計數量は大正十三年一月二月三月分合計の當該數量六九〇、八四九、二四〇呎に比して二三、三五九、七一二呎卽ち三・四%の增加を示す。

外國に對す輸出

日本米	[illegible]呎	支那	[illegible]呎
濠洲	[illegible]	南阿米	[illegible]
中米	[illegible]	埃及米	[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

印度	一、三九六、九二三	臺灣	三、五二一、一三三
新西蘭	三、〇三六、〇八	南米（東海岸）	九、〇〇四、二四六
南米（西海岸）	一五、一二八、八三二	英國を含む歐洲	五九、三三三、六四一
西印度諸島	三、〇八、〇〇九	其他	三、二八、八六八
右合計	三三、五二八、四三		

右對外輸出合計數量は大正十三年一月二月三月分合計の當該數量四七四・九六六、六七六呎に比し一四七、四四八、一九四呎即ち三・一％の減量なり（註積出數量の上に米を附したるは積出數量が前年度同期に比し減少せるを示す）以上三州よりの內外各方面積出數量總計は一、〇四一、七二七、四三四呎之を大正十三年一月二月三月分合計の當該數量一、一六五、八一五、九一六呎に比し一二四、〇八八、四八二呎即ち一・二％の減量なり因に日本向輸出角材は輸出先中第一位を占め一万五、七七三、二九三呎（內P・L・I・B の檢査を受けたるものは一四九、六〇〇、六二四呎）にして右積出數量を大正十三年一月二月三月の當該數量三〇八、八〇二、七二〇呎に比し一五三、〇二九、四二七呎の減量即ち殆と半減せるを示す。（海外商報　第一五二號より摘錄）

比島木材輸出狀況

（四月二十九日附在マニラ領事代理報告）

比島の木材業は近年異常なる發達を示し、比律賓木材として漸次世界市場に廣く其の名を知らるゝに至れり。最近五箇年の木材產出狀況を見るに大正九年頃は全島を通じ製材所數僅に二十一、其生產高九千四百八十二萬八千餘「ボールドフイト」なりしも、十年には製材所二十八箇所、九千九百五十九萬四千餘「ボールドフイト」に增加し、當時世界的財界不況の影響未だ回復せざりしにも拘らず、多少の增加を見たるは島內消費の漸增と共に海外の比島材需要逐年增進せるに基くものなり。十一年中は極めて小規模のものを除き新式機械を據付けたる製材所の新設せられたるものたかりしも、其生產高は一躍一億千百十二萬「ボールドフイト」に增加したり。然るに該事業は政府當局の熱心なる奬勵あり、旁々之が市場益々擴張せられたるを以て、一般景況の漸次回復せるに伴ひ、十二年には新設五箇所に及び、隨て是等三十二製材所より產出せられたる木材數量一億三千六百三十一萬八千「ボールドフイト」以上に達し、前年に比すれば二千五百萬即ち約二割三分方の增加を示し、十三年は米國を始め濠洲、日本、香港及英國等比島木材需要地の名聲漸次擧がり、歐米にてはマネガニー材代用品として又日本市場にては十二年九月突發の大震災以來復興用材として其需要頓に激增して、一躍比島主要輸出品中の一に數へられ、製材所數も三十七箇所を算し、同年中の生產高約一億六千八百五十萬即ち前年分に比し三千二百萬の增加を示し、又之を九年中の生產高に比すれば實に六千三百六十萬「ボールドフイト」即ち七割八分の激增なり。前述の通り世界各市場の比島木材需要增進の結果從來比較的等閑視せられ居りたる木材業は、他のマニラ麻甘庶米或は玉蜀黍の栽培と共に漸次資本家の注目を惹き玆に著しき發達を遂けつゝありと雖、往時より人跡絕へ未だ斧鉞の跡を見ざる程の原生林は今尙廣く島內に橫はり、其面積約四萬平方哩に及び、群島面積の約三分の一に相當し居れば、逐年文化の進展に伴ふ木材の需要漸進に從ひ將來斯業の發達は正に著しきものあるべしと豫想せられつゝあり。前記期間內の木材輸出狀況を檢するに比島外國貿易の最高記錄を作りたる大正九年は木材輸出額も他の商品と同樣著增を呈し、其高二百萬「ペソ」を越へ八年度分に倍加して木材貿易の最新記錄を作りたるも、十年には歐戰後の世界的財界逼迫に伴ひ一般商況に異常なる不振を來たしたるにも拘らず、木材の輸出高は千百七十九萬「ボールドフイト」百五十七萬五千餘「ペソ」又十一年には一般貿易益々沈衰するに至れりと雖、木材の輸出は愈々增進し數量千八百二十八萬五千餘額百六十六萬七千「ペソ」前年に比し數量六百五十萬「ボールドフイト」價額九萬「ペソ」以上の增加を示せり。殊くて比島木材の販路益々擴張せられ殊に赤ラワンの如き比律賓マネガニーと稱せられ、歐米市場に珍重せらるゝに至り、比島木材業は非常なる勢を以て發達し輸出高に對する割合は著增し、大正十二年には輸出高三千六百九十五萬「ボールドフイト」價額三百七萬八千餘「ペソ」前年の夫に比し數量二倍以上價額八割四分方の激增となれり。而して同年末頃より本邦大震罹災地方復興用材として、木邦の需要歐米及濠洲と同樣增進せる爲、十三年中の輸出額は益々增大し、數量五千七十四百六千「ボールドフイト」價額四百六萬「ペソ」を越ゆるに至れり。即ち之を前年分に比

国立公文書館
National Archives of Japan

すれば約千三百八十萬「ポールドライト」價額百萬「ペソ」以上の增加にして、米國行のもの二千三百餘萬「ポールドライト」と算せられ、從來通り仕向地中の第一位を占め居れりと雖、其增加率は日本行を以て最大となし、英國向又相當の增進を示し居るを見るべし。是等輸出木材中の主なるものはラワン通稱比律賓マホガニーにして、常に木材輸出總額の三分の一を占め、米國を始め支那、日本、濠洲及英國市場へ輸出せられタンギリ、アピトン、アルモン、ギーギ、アスペン、ルムバヤオ、ナラ、イビル、ヤカール、アムギス、マランゴ、マラババヤ、及カランタス材等順次之に亞ぎ、軟質のもの比較的多く主として建築用材、家具製造、指物細工用、造船用或は包板等に使用せられ、本邦にては下駄材として結果良好なるものありと云ふ。（木原書記生調査）

バンジヤブの林業事情

（三月二十五日附在カルカッタ岩手總領事報告）

バンジヤブの林野は之を三種に區分するを得べし、山嶽地林野丘陵地林野及草原の叢及ジヤングルとす、五千呎以上のヒマラヤ山脈中にはヒマラヤ杉松樅櫟繁茂するを見るべく丘陵地林野と稱するは比較的低き山脈に於けるものにして、ホヒアルブールのシワリク山脈其他西北方降雨尠き山地を包含すヒマラヤ山脈の三千呎より五千呎に至る地帶にはチリ松繁茂し三千呎以下の地は叢林野にして、此中最效用多きは竹なりとす、西北方の丘陵中には叢と共に蓮製造に使用せらるる矯少の棕櫚あり尙野生の橡樅亦散在す、平原の叢及ジヤングルは主としてストレジ河とチエラム河との間に介在するバー地方に存在せしも、近時運河の開鑿進展するに從ひ漸次其影を沒せんとす、好季に於けるバー地方は最良牧地なりと謂ふ、森林部の設置以來バンジヤブ森林より生ずる收益年と共に增加せり、即ち一九一〇―一九一一年の收益は百二十萬留比なりしも、一九一九―一九二〇年には四百十萬留比を算し、之に要せし經費亦七十萬留比より二百六十萬留比に增加せり。森林部は東部西部及植林の三區より成り、之を十五に分割し森林部長たる森林保管長之を監督す。森林部に於て監督する英領地域は六千二百五十七方哩右の内二千三百二十五方哩は植林せられ四千二百九十方哩は荒地たり。森林法に基き保護せらるゝ森林は四千三十五方哩とす。

（海外商報第一三九號バンジヤブ事情より摘錄）

極東露國の森林

露領極東地方森林地帶の總面積は約八二、三八九、〇〇〇デシヤチーン（一デシヤチーンは我が約一町一段に當る）と算定されて居る。その中未だ伐採されざる面積は七二、九四九、〇〇〇デシヤチーンにして、伐採されたる面積は九、四四〇、〇〇〇デシヤチーンである。伐採に便なる森林面積は四五、六八八、〇〇〇デシヤチーン即チ總面積の五五%、伐採されざる面積の六三%を成して居る。茲に計上されたるものは、後貝加爾縣、黑龍縣、沿海縣、（薩哈嗹島を含む）及勘察加縣（ツンドラ地帶を含まず）の森林全部である。

この數字に依つて看ると、極東地方の森林總面積を一億一千六百萬デシヤチーン又伐採に便なる森林面積を八千三百萬デシヤチーンとして居た昔の數字は、甚だしく誇大されてゐた事で窺はれる。各縣の森林面積に對する森林面積の割合は次の數字を以つて表される。（單位千デシヤチーン）

	區域面積	森林總面積	伐採されざる森林面積	伐採に便なる森林面積	森林面積の割合
沿海縣	四〇、六六〇	三三、三一〇	二六、八三五	一九、五四四	六四%
薩哈嗹島	三六、一四二	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	九九%
黑龍縣	三六、六六六	二一、三四四	二〇、七〇八	二一、三四四	六八%
後貝加爾縣	三三、四二〇	二一、六四	一六、四四四	一〇、六一〇	七七%
勘察加縣	二八、九四四	七、二八〇	四、七三	二、六四〇	四%
計	二六六、九二七	八二、三八九	七二、九四九	四五、六八八	—

この數字に依つて看れば、極東地方の總面積に對する森林面積の割合は、勘察加を除く時は六六%にして、勘察加を加ふる時は三五%である。

森林調査と林地整理が極東地方に於て開始されたのは一九〇九年であつて、一九一五年迄續行された。同期間に於ける各縣の業務成績は、次の數字が之を示してゐる。（總面積に對する百分比）。

	林地整理	森林調査	未調査森林
沿海縣	二	一八	八〇
薩哈嗹島	—	—	一〇〇

国立公文書館
National Archives of Japan

黒龍縣	四	八一
後加貝爾縣	四	八四
勘察加縣	一	一〇〇
平均	三	八三

唯、如上の數字のみを以つてしては、年々利用し得る林産物として、毎年極東地方の森林より其の生長量を代採することに關する如何なる程度の確實なる豫算をも理論的に定むる事さへ出來ない。故に之に關する概數を得んが爲には、前記森林總面積の一七%强の調査と整理に際して鑑定されたる毎年の生長量の平均率に於て之を求むべきであつて、即ち毎年の平均生長量は、一デシヤチーンに付き〇・一七立方サージェン（二二〇立方呎〇一サーデェンは約七尺）とされてゐる。この數字を伐採に便なる全森林面積即ち四五、六八八デシヤチーンに及ぼす時は、年々の生長量は約七百五十萬立方呎となる。而してこの生長量は毎年伐採し得るものではあるが、伐採は必ず全面積を通じて行はれなければならぬ。毎年の生長量は最低價格を以つて評價して、一立方サージェンに付き四留四〇哥であつて、立木を賣却して得べき年々の收入は三千三百萬留である。之を以て看るに、斯の如く收益多き年々の生長量を國家のために最大限度に利用する事は、森林經濟の急務であり、政府に對して斯かる、有利なる産業部門即ち

林業の爲に可及的大資本を投下すべくあらゆる方法を講ずる要あることを敎ゆるものである。

前掲の極東地方に於ける森林伐採可能額に比較して各縣の實際伐採高を示せば次表の如くである。

	伐採高（立方サージェン）	價額（留）
沿海縣	一〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
黑龍縣	七〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
後貝加爾縣	七〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
計	二四〇、〇〇〇	一、四八〇、〇〇〇

この數字は、縣林務課の生産計畫から得たものであつて、木材價額に依りて得べき木年度の收入に立脚したものである。尙この數字には地方農民の木材需要高は計上されてゐないが、それは農民に對する木材供給計畫が未だ實施されてゐないからである。若し、玆に地方住民の木材（主として薪）需要高を九十萬立方サージェン即ち四百萬留として計上するならば、一箇年の總需要高は之を百十萬立方サージェン即ち五百五十萬留と見るべきである。

斯の如く、極東森林の生長量の中、毎年利用さるゝは僅かに一四%にて、殘餘の八六%は利用されないで放任されてある

一九二四年に於ける瑞典材と芬蘭材との輸入貿易比較

（一九二五年三月三十一日發行芬蘭貿易雜誌 Finnish Trade Marks. 所載）

一九二四年に於て芬蘭材（鋸切材）の輸出額が瑞典材（鋸切材）の其を凌駕せることは未曾有の現象にして、大に世人の注目を惹けり、之を以て兩國の木材の輸出量を細別して比較對照することは頗る興味ありと信ずるを以て、左に之を表示すべし。

一、一九二三年—一九二四年に於ける瑞典芬蘭兩國材の輸出額圖表

左は一九二三年—右は一九二四年を示す

□は瑞典材　■は芬蘭材を示す

国立公文書館
National Archives of Japan

年	村名	人口	戸数	年	村名	人口	戸数
一九二一	新村	[illegible]	[illegible]	一九二一	新村	[illegible]	[illegible]
	大村	[illegible]	[illegible]		大村	[illegible]	[illegible]
	小松	[illegible]	[illegible]		小松	[illegible]	[illegible]
	柳原	[illegible]	[illegible]		柳原	[illegible]	[illegible]
	木村	[illegible]	[illegible]		木村	[illegible]	[illegible]
	新村	[illegible]	[illegible]		新村	[illegible]	[illegible]
	内野	[illegible]	[illegible]		内野	[illegible]	[illegible]
	新田	[illegible]	[illegible]		新田

其他家具材料の村	一
指物材料	一
銃床材料	一
其他の木製品（オロキウム）	一
建築用木材	一
其他の建築材料	一
鉛筆板	一

備考　一九二四年獨逸より輸出せる建築用材、パルプ材及木製品の數量に付ては獨逸なる統計を基として掲記せり

高知県の森林

高知県には多大の森林ありて頗々の有用木を產出す。就中價値大なるものは、高知県產胡桃（Juglans regia）歐洲產栗（Castanea vesca）、歐洲つげ（Buxus sempervirens）歐洲產あららぎ（Taxus baccata）パロチア、ペルシカ（金縷梅科に屬する喬木）らんしんぼく（漢和字書木原名 Pistacia vera）南部産なる建築用材なり。木材は又家具材及家具用材として使用せられ、諸外國に輸出せらる。

歐洲產つげ

本材は光澤を有し質硬且つ歪ひを生ぜざるを以て櫛、車輪、機械細工、彫刻用材、銃床材、玉突の球等の用途多きも就中機具の木製部、例へば紡織機械の部分品に最も多く使用せられ、栗と同じく歐洲諸國に多量に輸出せらる。

歐洲產あららぎ

本材は極なる貴重材なるも漸次減失しつゝあるなり。主として家具、樂器、彫刻用材として使用せらる。

らんしんぼく

本樹は成長遲緩なるも品質均等材質硬強にして且つ重く耐久力に富む。主として各種機具の部分品に使用せらる。

以上述べたる外尚有用材としては野生梨子（Pyrus Communis）野生林檎（Malus tomentosa）歐洲產櫻の一種（Prunus avium）楡屬の一種（Ulmus polygama）山歐產漆の一種（Rhus cotinus）コルヌスマスキニラ（ふつき屬の小喬木）、藿香木（樹材）（Guajacum officinale）及仕椈あり。

戰爭前に於ける高知県材輸出高は約四千五百萬留にして其の內譯左の如し。

米國へ	千五百萬留
英國へ	千二百萬留
瑞典へ	八百萬留
佛蘭西へ	六百萬留
其他へ	約四百萬留

木材輸出價格は大體中全般中絕し、戰後未だ回復の域に達せざるも、此種木材の機械的特質を有する關係上將來歐洲各國に於ける需要益々輸出貿易の盛況を見るに至るべし。

(Forstliche Wochenschrift Silva, Dezember 1924)

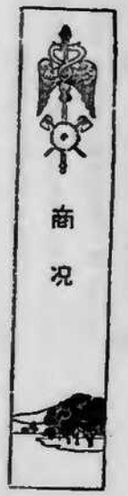

大正十四年自一月至五月東京外二市場木材相場月次對照表

一、商況（五月）

東京（材木問屋同業組合調査）

商況涉々しからず概して下向きなり。

大阪（營林局調査）

市況取引閑散荷動き無く相場益々軟弱一齊に下押たり。

小樽（北海道廳調査）

相場は保合中なるも商談殆んど無く氣配惡し。

二、相場表

市場	樹種	材種	寸法	品位	產地	單位	一月	二月	三月	四月	五月
東京	杉	並四分板	巾二分三厘尺 厚	並	秋田	枚	0.250円	0.250円	0.250円	0.250円	0.250円
〃	〃	並六分板	巾 厚三分五厘尺	〃	〃	〃	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250
〃	〃	板割	巾 厚六分五厘 長二間	〃	〃	〃	2.000	2.000	1.800	1.800	1.800
〃	檜	〃	〃	一等	青森	〃	250.000	250.000	250.000	250.000	250.000
〃	〃	挽角	長一三尺 自三寸五分至五寸	〃	〃	〃	250.000	250.000	250.000	250.000	250.000
〃	〃	板割	長一二尺五寸 巾一尺 厚七分	〃	秋田	枚	1.800	1.800	1.800	1.800	1.800
〃	松	並六分板	巾三分五厘尺	並	東北	〃	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250
〃	〃	數寄屋	長一間 三寸五分ノ一寸四分	〃	本	〃	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250
〃	〃	中挽	長二間 一寸五分ノ一寸四分	〃	〃	〃	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250
〃	〃	柚角	長一三尺上	〃	〃	〃	1.800	1.800	1.800	1.800	1.800
〃	〃	丸太	長一二尺至一三尺 自三寸至六寸	〃	石	〃	3.000	3.000	3.000	3.000	3.000
〃	杉	挽角	長一〇尺 四寸	〃	野州	本	9.000	9.000	9.000	9.000	9.000
〃	〃	柚角	長一三尺 四寸	〃	〃	〃	1.800	1.800	1.800	1.800	1.800
〃	檜	〃	〃	〃	〃	〃	18.000	18.000	18.000	18.000	18.000
〃	杉	長丸太	〃	〃	〃	〃	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500
〃	〃	挽角	長一〇尺 三寸	一等	〃	〃	3.000	3.000	3.000	3.000	3.000
〃	〃	板割	巾六 厚六分	〃	三州	枚	1.800	1.800	1.800	1.800	1.800
〃	〃	挽角	長二間 三寸五分ノ六分	〃	〃	〃	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250

〃	〃	大貫	長二間 三寸五分ノ六分	〃	〃	挺	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250

165

| | | |

楢	椈	檜	柱	松	檜	ク	小樽エゾマツトドマツ	紅松	杉	檜	松	エゾマツトドマツ	四分板	尺	巾	並	北海道	來	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
丸太	ク	ク	ク	ク	ク	檜角	檜角	ク	ク	丸太	大角	一長	二長	厚二分三厘	二尺	ク	ク	北來	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
七寸上	ク	ク	尺三上	尺五上	尺三上	七寸上	尺上	長二〇尺上	二長一三尺	一長一三尺	二長八四尺	一長八四尺	立方尺	浦鹽	北海道	來	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇
ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	石	ク	ク	ク	ク	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	一	一	一	一	一	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	一	一	一	一	一	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇
ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	八・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇

大正十四年自一月至六月東京外一市場木炭相場月次對照表

東京市場

（東京薪炭問屋興業組合調）

品名	數單位	相場 一月	二月	三月	四月	五月	六月	本年六月を前年六月に比したる指數	本年六月を前年十二月に比したる指數
紀州（新宮）目大丸上	十貫目	九・〇〇〇円	九・〇〇〇円	九・〇〇〇円	八・七〇〇円	八・三〇〇円	八・三〇〇円	九七	八六
指同角備上	同	四・九〇〇	四・九〇〇	四・九〇〇	四・七〇〇	四・五〇〇	四・五〇〇	九六	八八
指同丸後上	同	四・五〇〇	四・五〇〇	四・五〇〇	四・二〇〇	四・二〇〇	四・二〇〇	九二	八八
伊豆（河津）産指	同	六・〇〇〇	六・〇〇〇	六・〇〇〇	六・〇〇〇	五・九〇〇	五・九〇〇	九七	八四
同（岩科）同	同	六・二〇〇	六・二〇〇	六・二〇〇	六・二〇〇	六・一〇〇	六・一〇〇	九八	九四
常陸産丸上	同	四・三〇〇	四・三〇〇	四・三〇〇	四・三〇〇	四・三〇〇	四・一〇〇	八七	九五
指同丸上	同	三・六〇〇	三・六〇〇	三・六〇〇	三・六〇〇	三・六〇〇	三・二〇〇	八四	八九
野州（汽車積）産丸上	同	三・二〇〇	三・二〇〇	三・二〇〇	三・二〇〇	三・二〇〇	二・八〇〇	七四	八八
指同丸上	同	三・一〇〇	三・一〇〇	三・一〇〇	三・一〇〇	三・一〇〇	二・七〇〇	七五	八七

品名	数量単位	相場 一月	二月	三月	四月	五月	六月	本年六月を前年六月に比したる指数	本年六月を前年十二月に比したる指数
南況									
指 同 雑丸上	同	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	二・六〇〇	七四	七二
同 雑丸上	同	三・一〇〇	三・一〇〇	三・一〇〇	三・一〇〇	三・一〇〇	二・七〇〇	七九	八二
指 同 紙丸上	同	二・八〇〇	二・八〇〇	二・八〇〇	二・八〇〇	二・八〇〇	二・四〇〇	七五	七五
指 奥北（海岸線）紙丸上	同	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八七		
同 雑丸上	同	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・三〇〇	七四	七四
指 同（奥州物）紙丸上	同	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	二・六〇〇	七九	八一
指 同 雑丸上	同	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八七		
同 雑丸上	同	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・三〇〇	七四	七七
指 同 紙堅上	同	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	二・六〇〇	七四	七七
指 同 雑堅上	同	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八七		
同 雑堅上	同	二・九〇〇	二・九〇〇	二・九〇〇	二・九〇〇	二・九〇〇	二・五〇〇	七八	七八
指 同 紙堅上	同	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八六		
同 雑堅上	同	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	二・八〇〇	八〇	七八
指 同（岩越線）堅殺上	同	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八八		
指 同 雑丸上	同	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・三〇〇	七四	七七
同 雑丸上	同	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八五		
指 同 紙丸上	同	二・八〇〇	二・八〇〇	二・八〇〇	二・八〇〇	二・八〇〇	二・四〇〇	七五	七五
指 同 雑丸上	同	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八七		
同 雑丸上	同	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・三〇〇	七四	七四
指 同（奥州物）紙丸上	同	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	二・六〇〇	七九	八一
指 同 雑丸上	同	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八七		
同 雑丸上	同	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・三〇〇	七四	七七
指 同 紙堅上	同	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	二・六〇〇	七四	七四
指 同 雑堅上	同	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八七		
同 雑堅上	同	二・九〇〇	二・九〇〇	二・九〇〇	二・九〇〇	二・九〇〇	二・五〇〇	七八	七八
指 同（奥羽線）紙堅上	同	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八六		
同 雑堅上	同	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	二・八〇〇	八〇	七八
指 同 雑堅上	同	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八八		
同 雑堅上	同	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・三〇〇	七四	七七
指 同 紙堅上	同	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	二・六〇〇	七九	八一
指 同 雑堅上	同	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八七		
同 雑堅上	同	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・三〇〇	七四	七七
指 同 紙堅上	同	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	二・六〇〇	七四	七四
指 同 雑堅上	同	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八七

大正十四年 木材相場通報（仲相場）

府縣名	市場名	材種	樹種	寸法 長さ	寸法 巾又厚	寸法 厚	品等	單位	相場	備考
兵庫	神戸	四分板	三州杉	一間	八寸以上	二分五厘	並	坪	一・九〇〇	
		小角	紀州檜	二間	四寸	四寸	並	本	四・六〇〇	
		大角	紀州杉	二間	三寸三分	五分	上	丁	〇・三四〇	
新潟	新潟	四分板	杉	六尺	一尺	二分五厘	並	間	一・六〇〇	
		六分板	エゾ松	六尺	一尺	三分五厘	並	間	二・三〇〇	
		小角	杉	一二尺	三寸	三寸	上	本	〇・九〇〇	
		大角	杉	一二尺	三寸八分	七分	上	枚	〇・七〇〇	
靜岡	靜岡	四分板	杉	一間	一尺	二分五厘	上並	束	三・七〇〇	束二間入
		小角	杉	二間	一寸	八分	上並	本	〇・一一〇	小割棒
		中角	杉	二間	三寸	五分	二赤	丁	〇・三四〇	
和歌山	和歌山	四分板	杉	六尺三寸	一尺	二分五厘	上並	束	三・八〇〇	一六枚入
		小角	杉	二間	一寸	八分	上並	才	〇・一一〇	
		横	杉	二間	三寸	五分	二赤	本	〇・三〇〇	

府縣名	市場名	材種	樹種	寸法 長さ	寸法 巾又厚	寸法 厚	品等	單位	相場	備考
仙臺	仙臺	四分板	杉	一間	八寸以上	二分五厘	並	坪	一・九〇〇	
福島	福島	四分板	杉	一間	四寸	四寸	並	本	四・六〇〇	
宇都宮	宇都宮	四分板	杉	一間	三寸三分	五分	並	丁	〇・三四〇	
高崎	高崎	四分板	杉	六尺	一尺	二分五厘	並	間	一・六〇〇	
前橋	前橋	四分板	杉	六尺	一尺	三分五厘	並	間	二・三〇〇	
水戸	水戸	四分板	杉	一二尺	三寸	三寸	並	本	〇・九〇〇	
千葉	千葉	四分板	杉	一二尺	三寸八分	七分	並	枚	〇・七〇〇	
東京	東京	四分板	杉	一間	一尺	二分五厘	上並	束	三・九〇〇	束二間入
横浜	横浜	四分板	杉	二間	一寸	八分	上並	本	〇・一一〇	小割棒
横浜	横浜	中角	杉	二間	三寸	五分	二赤	丁	〇・三四〇	
大阪	大阪	四分板	杉	六尺三寸	一尺	二分五厘	上並	束	三・八〇〇	一六枚入
大阪	大阪	小角	杉	二間	一寸	八分	上並	才	〇・一一〇	
大阪	大阪	横	杉	二間	三寸	五分	二赤	本	〇・三〇〇	

国立公文書館 National Archives of Japan

長野	小海	四分板	樽	六尺	一尺	四分	並	坪
		小角	落葉松	一二尺	三寸五分	六分	並	枚
		横	同	一間	八寸	一	並	坪
宮崎	宮崎	並四分板	杉	一間	八寸	一	並	坪
		並六分枚	松	一間	八寸	一	並	坪
		丸太	杉	二間	七寸上	一	並	才
		丸太	松	二間	六寸上	一	並	才
		横	杉	二間	三寸七分	七分	並	丁
		横	杉	一間	一寸六分	一寸六分	並	丁
		挽角	杉	二間	四寸	四寸	並	才
		挽角	松	二間	四寸上	四寸上	並	才
埼玉	飯能	挽角	杉	一〇尺	三寸三分以上四寸	三寸三分以上四寸	並	石
		大横	杉	一二尺	三寸五分	六分五厘	並	挺
		中横	杉	一二尺	三寸	五分	並	挺
		四分板	杉	六尺	一尺	二分三厘	並	枚
愛知	名古屋	四分板	エゾ松トド松	六尺三寸	一尺	二分五厘	上	束
		小角	米松	一〇尺	四寸	四寸	並	本

		横	杉	一二尺	三寸	五分	並	本
奈良	下市	四分板	杉	六尺	一尺	四分	無節	枚
		小角	杉	一〇尺	三寸	三寸	一等	丁
		横	杉	一〇尺	二寸七分	五分	一等	丁
三重	松阪	四分板	杉	六尺	一尺	二分三厘	並	枚
		小角	杉	一三尺	四寸	四寸	並一等	本
		横	杉	一三尺	二寸六分	五分五厘	一等	束

一九二五年四月中倫敦市場に於ける日本並合衆國産檜材商況

一般商況

硬材の商狀は稍々好況に向ひしも未だ手控の氣味たらず。

日本産檜材

「ログ」(柚角)—依然別に變りなし、相場は一立方呎當り約四志三片。

「ランバー」板類—需要以上に輸入ありたる爲に幾分價格低下せり、相場板目(一、二等一吋材)一立方呎當り約七片半、柾目約八片半。

合衆國産檜材

柾目「コンモン」及「セレクト」の一號は多少需要ありたり。

相場は一、二等材一立方呎當り約七片乃至七片半コンモン及セレクト一號材約四志片。

板目—指物用ブランクは相當實行けるも價格は別に昂騰せず、相場は依然一立方呎當り四志三片、車輛用(ノーザン、オー

		横	杉	一二尺	三寸	五分	並	本
奈良	下市	四分板	杉	六尺	一尺	四分	無節	枚
		小角	杉	一〇尺	三寸	三寸	一等	丁
		横	杉	一〇尺	二寸七分	五分	一等	丁
三重	松阪	四分板	杉	六尺	一尺	二分三厘	並	枚
		小角	杉	一三尺	四寸	四寸	並一等	本
		横	杉	一三尺	二寸六分	五分五厘	一等	束

国立公文書館
National Archives of Japan

クブランク）は失望すべき狀態にあり。サウザン、ブランク亦同じ。

(C. Lowry & Co's London Market Report. 1st—30th April, 1925.

一九二五年四月中リヴアプール市場に於ける日本並合衆國產檜材商況

一般商狀

商況沈靜なり。先月稍々活況の兆を呈せしも充分の進展を見ざりき。價格は概して良く維持せられたり、輸入適量にして引渡高と均衡を保てり。

日本產檜材

「ログ」（柚角）——輸入なし、在荷は減少せり。

「ランバー」（板類）——少量の著荷ありしが直ちに賣却せられたり。

合衆國產檜材

「ログ」（柚用）——著荷なし、在荷僅少。

車輛用材——輸入量以上に引渡ありたり。ブランクの一等の大物材に對しての需要起れるも劣等の小物材は賣行なし。

指物用「ブランク」——相當引渡あり在荷中庸價格手堅し。

「ポールド」——引續き需要以上に著荷あり、爲めに在荷は增進せり、今後積送は一時手控へざるべからず。

(Farnworth & Jardine's Wood Circular, Liverpool, Feb. 1925)

記事

營林局長會議

五月十三日より同十八日迄、本省山林局に於て營林局長會議開催せられ、德本青森、黃島秋田、平田東京、兒玉大阪、丸山高知、村田熊本の各營林局長並集本省より平熊山林局長を始め各課長以下列席の上開會、五月十三日農林大臣の訓示、平熊山林局長の說示あり、左記諮問事項及協議事項に付夫々答申協議せり。

記

諮問事項

行財政整理の成果並帝國林業の現狀に鑑み國有林經營其の他林政上施爲すべき事項如何。

協議事項

一、施業案檢訂及施業周約度增進に關する件

一、國有林事業規程改良に關する件

一、營林局署長の權限及營林局署の監督管理組織に關する件

一、國有林に於ける登山其の他保健的利用上の施設に關する件

一、林業試驗に關する件

公有林野整理に關する協議會

五月九日より公有林野整理協議會を市外目黑町林業試驗場に於て開催せり。各府縣に於て直接整理を擔任せる者五十六名の出席あり、會議劈頭山林局長より卷頭所載の如き說示あり、職て左記事項に就き府縣の意見開陳に移り、五月十三日を以て閉會せり。而して十三日には特に內務省より事務官數名一名出席、其の主管事項に關し質問に應答せられたり。

記

一、統一整理の條件に關する實際の取扱

二、勸誘に當り實際問題となれる事項又は疑問となれる事項

三、統一整理に關し特に希望する事項

秋田營林局管內山形營林署廳舍及官舍位置變更

同局管內山形營林署廳舍及官舍の位置を左記の箇所に變更し大正十四年六月一日より事務を開始せり。

記

一、山形市小白川町六十二番ノ內、同六十三番ノ內、同六十四番ノ內

大阪營林局管內擔當區官舍位置並名稱變更

同局管內京都營林署醍醐擔當區官舍位置を京都府宇治郡山科村に變更し、其名稱を山科擔當區と改め大正十四年五月十日より之を施行せり。

171

国立公文書館 National Archives of Japan

統計

二、國有林事業從事主要勞働者賃金調

（大正十二年度分）

本調大正十二年度の賃金中、大正七年度以降調査しある柚夫、製炭夫、トロ曳、荷馬車、製材職工、造林人夫、苗圃人夫及土木人夫の八種に就き普通賃金の全國平均額を前五箇年度分に對照比較すれば左記の通にして本十二年分は大正十一年度に比し、トロ曳は同一額なるも製炭夫は二分三厘、荷馬車は六分五厘、製材職工は二分一厘を各增加し、柚夫、造林及土木人夫は一分乃至一分四厘、苗圃人夫は二分五厘を各減少し、該八種の總平均に就ては二分一厘を增加し居れり。更に之を賃金の最も高騰し居りし大正八、九兩年度に比すれば、トロ曳、造林人夫以外は概ね下落し總平均に於ては約四分五厘の低落を示せり。

	柚夫	製炭夫	トロ曳	荷馬車	製材職工	造林夫（男）	造林夫（女）	苗圃夫（男）	土木人夫	平均	平均ノ指數
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
大正七年度	一・九三	一・九八	二・〇三	四・〇三	一・三〇	〇・九七	〇・六三	〇・六二	一・〇九	一・九七	一〇〇・〇
同八年度	二・二四	二・〇四	二・六六	四・八五	二・〇四	一・二四	〇・八六	〇・八六	一・四六	二・〇六	一〇五・五
同九年度	二・二四	二・〇四	二・六六	四・八七	二・二三	一・四六	〇・九三	〇・九二	一・四〇	二・〇六	一〇五・五
同十年度	一・九六	一・九六	二・五七	四・四九	一・七六	一・二六	〇・八六	〇・八一	一・二七	一・九九	一〇一・二
同十一年度	二・〇三	一・七七	二・五九	四・四四	一・八六	一・〇四	〇・九一	〇・七九	一・二一	一・九三	一〇三・八
同十二年度	二・〇〇	一・八一	二・六六	四・七三	一・九三	一・〇三	〇・九一	〇・七七	一・二九	一・九九	一〇四・八

72

国立公文書館
National Archives of Japan

國有林事業從事主要勞働者賃金

（一人一日）　大正十二年度

大林區	署別	新潟			伐採及搬出			造林			苗圃			都城人夫（女）			平均			平均			平均			平均			平均			平均			平均			平均		
		伐採人夫			搬出人夫			造林人夫			苗圃人夫			作業員			作業員			作業員			作業員			作業員			作業員			作業員			作業員			作業員		
		普通	最高	最低	普通	最高	最低	普通	最高	最低	普通	最高	最低	普通	最高	最低	普通	最高	最低	普通	最高	最低	普通	最高	最低	普通	最高	最低	普通	最高	最低	普通	最高	最低	普通	最高	最低	普通	最高	最低
青森	青森	1.94	2.51	1.44	1.50	1.92	1.20	1.31	2.17	1.07	4.00	5.41	4.31	1.16	1.60	0.91	1.15	1.44	0.80	0.74	0.98	0.51	0.71	0.93	0.48	1.30	1.70	0.90	2.31	2.75	1.90	2.41	2.57	2.02	2.00	2.25	1.85
秋田	能代	1.79	2.59	1.42	1.40	1.90	1.00	2.14	2.53	1.60	4.00	8.00	3.71	—	—	—	1.00	1.11	0.56	0.73	0.97	0.57	0.90	0.93	0.38	1.34	1.82	0.94	2.22	2.51	1.75	1.95	2.10	1.57	2.13	2.12	2.13			
	秋田	2.47	2.54	1.94	1.30	1.50	1.00	1.70	1.98	1.48	5.00	7.00	3.61	—	—	—	1.30	1.70	0.85	0.91	1.01	0.70	0.78	0.98	0.54	1.51	1.74	1.15	4.12	4.50	4.00	—	—	—	2.00	3.00	2.79			
	秋田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
秋田	能代	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.14	1.70	0.80	0.75	0.75	0.50	0.43	0.52	0.35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	秋田	1.92	2.97	0.70	1.61	2.70	0.78	1.92	2.00	0.50	4.02	6.50	1.40	1.65	2.11	1.00	1.02	1.61	0.25	0.83	0.91	0.50	0.54	0.93	0.50	1.19	3.00	0.40	2.01	3.51	1.00	2.50	2.50	2.50	2.64	3.30	1.00			
	山本	1.75	2.00	0.70	1.30	2.70	0.70	1.91	2.50	1.50	5.00	6.00	4.00	2.42	2.80	1.50	1.17	1.70	0.70	0.74	1.01	0.65	0.78	0.00	0.40	1.33	2.00	0.85	2.35	7.70	1.00	—	—	—	3.69	4.00	2.70			
小坂	宮城	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.41	1.80	0.45	0.75	0.90	0.40	—	—	—	1.37	1.65	1.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	山形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.04	1.50	0.70	0.80	0.80	0.65	0.67	0.85	0.55	1.06	1.50	0.90	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	秋田	1.50	4.50	0.60	1.56	3.50	0.60	1.72	4.00	1.00	4.42	8.00	3.00	—	—	—	1.21	1.90	0.45	0.44	1.50	0.40	0.75	1.00	0.50	1.42	2.00	0.64	2.41	6.00	1.50	2.50	2.00	1.50	—	—	—			
	北城	1.05	3.00	0.50		—	—	2.70	3.00	3.00	6.00	10.00	4.00	—	—	—	1.23	1.80	0.60	0.71	1.05	0.60	0.74	1.35	0.45	1.51	2.00	0.90	—	—	—	2.00	2.50	1.50	—	—	—			
	仙本	1.71	2.00	1.50	1.00	2.00	0.90	2.50	3.70	2.00	4.00	5.00	3.02	2.75	2.90	1.70	1.06	2.00	0.70	0.70	1.00	0.50	0.81	0.91	0.45	1.32	2.10	1.20	2.54	3.00	2.00	2.05	3.00	2.00	1.92	2.50	1.30			
	能代	1.50	3.00	1.70	1.40	2.50	1.50	2.[illegible]	3.00	2.00	4.00	10.00	2.50	2.50	2.50	1.20	1.05	2.00	0.75	1.00	1.50	0.55	0.77	1.30	0.30	1.89	2.00	1.50	2.70	3.00	2.50	2.54	3.00	2.50	—	—	—			
	境目	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.05	1.[illegible]	1.50	1.22	1.40	1.00	0.92	1.05	0.75	1.67	2.00	1.50	2.40	2.80	2.00	—	—	—	—	—	—			
	千畳	1.91	1.00	1.30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.17	1.[illegible]	1.00	1.01	1.29	0.75	0.77	0.85	0.70	1.15	1.50	1.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	東京	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.80	2.00	1.70	—	—	—	1.00	1.10	0.80	1.90	2.00	1.50	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	神奈川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
新潟	新潟	2.17	2.50	1.00	2.40	3.00	2.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.30	2.50	0.6	0.90	1.00	0.60	0.90	1.50	0.50	1.42	2.50	0.85	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	山形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	長野	2.10	6.00	1.50	2.05	4.50	1.40	4.21	6.50	2.00	6.72	11.00	2.50	1.04	3.30	1.00	1.53	2.[illegible]	0.00	1.38	1.50	0.70	0.91	1.62	0.45	1.90	3.00	0.75	2.50	3.50	1.50	2.40	3.50	1.50	—	—	—			
	静岡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
大阪	富山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.77	2.50	1.7[illegible]	1.96	1.50	1.50	0.75	1.00	0.70	1.96	2.00	1.70	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	石川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.70	2.30	0.93	0.80	1.30	0.80	0.70	0.87	0.1[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	福井	3.00	3.50	2.50	2.05	3.30	1.05	3.50	5.50	2.15	4.95	7.30	3.99	1.75	1.95	1.55	1.40	1.70	1.25	0.90	1.22	0.90	0.90	1.00	0.50	1.67	2.00	0.95	3.50	4.00	2.80	2.80	3.00	2.00	—	—	—			
	岐阜	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.70	2.00	1.35	1.17	1.25	1.00	0.28	0.37	0.44	1.79	2.00	1.33	2.95	3.30	2.70	—	—	—	—	—	—			
	愛知	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	三重	2.04	2.75	1.65	1.90	2.00	1.00	2.00	3.00	2.50	3.50	6.40	3.25	—	—	—	1.55	1.87	1.25	0.97	1.04	0.75	0.91	0.60	0.80	1.08	1.85	1.20	3.00	3.00	3.00	2.40	2.50	2.10	—	—	—			
	滋賀	2.50	3.40	2.00	2.00	2.40	2.50	—	—	—	1.00	6.00	3.00	2.50	2.70	2.00	1.60	1.90	1.25	1.00	1.30	0.80	0.90	1.00	0.40	1.83	2.30	1.60	1.90	2.50	1.50	—	—	—	—	—	—			
	京都	2.00	2.50	2.50	1.90	2.00	1.00	—	—	—	0.00	9.00	5.00	2.50	3.00	2.00	1.50	2.[illegible]	1.70	1.10	1.70	0.95	1.0	1.50	0.60	2.20	2.50	1.70	3.50	4.00	3.00	—	—	—	—	—	—			
	大阪	2.50	2.50	1.00	2.00	2.50	1.50	—	—	—	3.00	7.00	4.00	—	—	—	2.00	2.50	1.9[illegible]	—	—	—	—	—	—	2.00	2.50	1.85	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	兵庫	2.12	3.15	1.05	2.40	2.50	2.00	2.07	4.10	1.00	4.00	4.50	3.50	2.10	2.63	1.00	1.42	2.00	1.25	1.02	1.70	0.92	0.95	1.40	0.50	1.77	2.85	1.45	2.55	3.10	2.00	2.22	2.35	2.10	1.95	2.10	1.80			
	奈良	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	2.00	1.40	1.00	1.20	0.80	0.70	0.80	0.60	1.00	1.80	1.50	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
鳥取	和歌山	2.49	3.64	2.00	1.75	2.00	1.50	2.50	2.71	2.17	3.00	6.10	3.30	1.40	2.14	1.00	1.53	1.78	1.07	1.29	1.35	1.00	0.90	1.10	0.97	1.71	2.01	1.10	3.10	3.50	3.50	2.70	2.70	2.70	—	—	—			
	鳥取	2.00	2.00	2.00	1.00	2.50	1.00	2.50	3.50	1.00	—	—	—	—	—	—	1.35	1.50	1.12	1.05	1.25	0.77	0.90	1.12	0.70	1.36	1.80	1.25	3.00	3.50	2.50	—	—	—	—	—	—			
	島根	1.79	2.32	1.45	1.00	1.85	1.00	2.50	3.40	2.55	4.74	6.01	4.03	—	—	—	1.21	1.[illegible]	0.87	0.94	1.00	0.70	0.77	0.95	0.40	1.11	1.37	1.10	2.50	2.90	2.00	—	—	—	—	—	—			
	岡山	2.39	2.50	1.25	1.00	2.50	1.40	—	—	—	3.00	6.00	4.00	2.00	3.01	1.50	1.35	1.72	0.97	0.91	1.13	0.75	0.77	0.97	0.57	1.40	1.89	1.17	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	広島	1.49	2.01	1.01	1.00	2.42	0.40	—	—	—	3.29	4.00	4.35	—	—	—	1.32	1.6[illegible]	0.61	0.90	1.07	0.55	0.75	0.45	0.65	1.29	1.87	1.01	2.21	2.50	2.00	—	—	—	—	—	—			
	山口	1.70	2.40	1.20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.23	1.[illegible]	1.00	1.02	1.05	0.65	0.80	0.85	0.80	1.35	1.90	1.30	2.30	2.60	1.90	—	—	—	—	—	—			
高知	徳島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	香川	1.02	1.50	0.60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.22	1.[illegible]	0.85	0.74	0.90	0.70	0.67	0.90	0.52	1.22	1.40	1.10	2.41	2.50	2.00	2.00	2.00	2.00	1.91	2.10	1.60			
	愛媛	2.36	4.00	1.40	1.97	2.00	1.10	2.50	3.00	2.00	4.43	6.00	3.50	—	—	—	1.30	1.70	1.50	0.75	0.90	0.50	0.70	0.90	0.4[illegible]	1.27	1.60	0.95	2.30	2.90	2.30	2.50	2.00	2.00	2.00	2.00	1.50			
	高知	2.52	3.00	1.25	1.00	2.20	1.20	2.42	4.00	2.00	4.51	5.00	3.60	1.97	2.43	1.70	1.20	1.45	0.95	0.77	0.90	0.70	0.78	0.95	0.61	1.42	1.60	1.30	2.70	3.10	2.40	2.50	2.00	2.07	2.21	2.70	2.00			
九州	福岡	2.05	3.70	0.95	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	1.30	0.90	0.90	1.50	0.60	0.80	1.50	0.45	1.47	1.70	1.00	2.90	3.30	2.50	2.35	2.40	1.80	2.10	2.31	1.70			
	佐賀	1.57	3.00	0.45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.13	1.[illegible]	0.80	0.80	0.90	0.65	0.72	1.20	0.60	1.25	1.00	0.60	2.80	3.00	2.50	2.50	2.50	2.00	2.20	2.00	2.00			
	長崎	2.30	3.00	2.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.05	1.[illegible]	0.50	0.72	0.95	0.77	0.70	0.90	0.40	1.15	2.20	0.70	2.70	3.00	2.00	2.35	3.00	1.50	—	—	—			
熊本	熊本	2.07	2.00	0.90	1.00	2.05	0.70	2.45	3.70	1.00	3.00	6.00	3.00	1.45	2.50	1.20	1.31	1.7[illegible]	0.00	0.85	1.50	0.60	0.75	1.00	0.50	1.29	2.00	0.80	2.40	3.50	1.80	2.31	2.95	1.90	2.00	2.50	1.65			
大分	大分	2.02	3.00	1.50	1.50	2.95	1.00	—	—	—	4.28	6.00	1.70	—	—	—	1.06	1.[illegible]	0.70	0.99	1.15	0.65	0.85	1.10	0.50	1.27	1.70	0.90	2.37	3.30	0.90	—	—	—	—	—	—			
宮崎	大分	2.50	2.95	1.00	1.95	2.00	1.55	3.21	4.21	2.40	—	—	—	—	—	—	1.32	1.90	1.17	0.80	1.05	0.80	—	—	—	1.70	1.80	0.90	—	—	—	2.50	2.50	2.50	—	—	—			
	宮崎	1.78	2.51	1.47	1.30	2.01	1.25	2.38	2.98	2.14	3.67	4.25	3.00	1.42	1.90	0.78	1.13	1.[illegible]	0.74	0.77	0.90	0.50	0.61	0.90	0.50	1.37	1.74	0.85	2.02	2.85	2.11	2.00	2.30	1.82	1.60	2.15	1.50			
鹿兒島	鹿兒島	1.97	2.41	1.37	1.72	1.97	1.17	2.45	3.[illegible]	1.75	2.9[illegible]	2.54	2.73	1.50	2.50	1.14	1.13	1.[illegible]	0.47	0.75	0.95	0.57	0.60	0.75	0.49	1.14	1.47	0.80	2.20	2.85	1.95	1.93	2.10	1.60	1.60	1.20	1.40			
	沖縄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.65	0.70	0.05	0.45	0.50	0.25	0.52	0.75	0.40	0.65	0.70	0.35	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
平均		2.00	2.93	1.42	1.91	2.47	1.27	2.30	3.09	1.47	4.22	6.72	3.49	1.83	2.51	1.40	1.29	1.74	0.92	0.99	1.09	0.66	0.77	0.99	0.74	1.49	1.90	1.06	2.67	3.28	2.19	2.30	2.63	1.95	2.21	2.35	1.57			

1. 作業賃ハ直接事業ニ依リ國有林事業ニ實際使用セル職人ニ一箇年間一般平均賃金ヲ計算シ總日數ヲ日ノ總支拂賃金ヲ除シ算出シタル一日平均賃金ナリ。
2. 鉄道大林區ニ於ケル石工及煉瓦ノ賃率ハ當時ノ市場ニ於ケル相場ニ依リテ夫々ノ賃率ヲ付ス。此ノ中ニ於テ石工ニ於ケル移動工事ニ付特別ノ技術ヲ要セル「ト」部職ノ賃率ハ其ノ市場ノ賃率ヲ以テ算出シタルモノニシテ其ノ他ノ職工ニ於ケル賃率ハ其ノ市場ノ賃率ヲ以テ算出シタルモノニシテ其ノ中ニ於テ特ニ技術ヲ要スル職工ニ付テハ其

大正十二年度山林會事業成績概要

會名	事業種名	事業經費	規則第三條各號別經費	成績概要
青森縣山林會	講演會	六八・一〇〇		七月十九日北津輕郡五所川原町ニ本會第五回總會開會ヲ機トシ開催ス講師農商務事務官永松陽一ハ公有林整理統一ト其效果、都鳥熊佐藤嘉一郎ハ桐樹造林ニ就講演ス聽講者五百名
	實地指導			七月二十日北津輕郡飯詰村ニ於テ杉間伐ノ實地指導ヲ行フ指導者青森大林區署副事務官永沼鼎
	模範竹加工講習	七一〇・〇〇	二、一〇四・一〇 1.	北津輕郡中里村外一郡一箇村ニ於テ計五十日間講師ハ福島縣田竹弘齋及片岡巷藏講習生三十二名
	製炭改良講習	八八・八〇		上北郡法奥澤村外二郡二箇村ニ於テ各四十日間大竹式製炭講習會ヲ行フ講師大竹惣藏遠藤傳氏等指導ノ下ニ行フ講習生九十五名
	雜木林造成調査	三六・三〇	三六・三〇 3.	上北郡六戸村內雜木林三町八段、七戸町內雜木林三町歩ニ撫育手入ヲ行フ結果ノ詳細未詳會七戸町內畑五畝歩ニ納種子四斗五升ヲ播種ス
	林野利用調査	一〇・〇〇		縣技術員ニ囑託シテ新潟縣ニ於ケル竹製品狀況ヲ調査セシメタリ
	會報發刊	四七・八〇	四七・八〇 4.	會報及其他斯業開發上ノ爲印刷物ヲ發行シ頒布ス
	計	二、九〇・八〇		
林業講演會		六八・八〇		和賀郡黑澤尻ニ於テ四月二十九日開催ス講師林博本多靜六ハ海外旅行談殊ニ北米所感ニ就、山林事務官永友正雄ハ森林ノ社會的觀察ニ就講演ス聽講者約一千名
統計				

173

1 : 25
国立公文書館
National Archives of Japan

岩手縣山林會	實地指導	六八、八四〇	一、二二六・〇四〇
	性質栽培實地指導	六四三・三二〇	
	林業技術員設置	三、一八〇・六六〇	四、三二〇・四二〇
	會報發刊	一、〇四九・七二〇	
	計		五、五四五・八六〇
宮城縣山林會	林業講習講話	四四四・四八〇	一、三六六・六八〇
	乾燥竹林改良試驗	一三六・六八〇	

和賀郡黑澤尻町外二箇所ニ於テ、地貸ト造林、地方振興ト林業、樹苗養成、移植繁殖法、林業ト機業ニ就キ行フ、講師和賀郡長平野寿平、青森大林區高橋清一、岩手縣山林課長國文產、鹿道省技師小野諒兄、二日間、受講者百八十七名

春季上閉伊郡金澤村外一郡二箇村ニ於テ秋季上閉伊郡小友村外十一郡三十箇町村ニ於テ行フ、八十九日間、講師縣技術員及經驗家三名、講習生百五名

專任技術員三名ヲ設置シ林業一般事務並ニ指導奬勵ニ從事セシム會種々ノ調査ヲモナサシム

年二回三千六百三十五部ヲ發刊シ會員其他ニ頒布ス

玉造郡鳴子町ニ於テ八月一日ヨリ五日マテ開催講習生二百九名、科目及講師次ノ如シ

竹林造成法　實地　東京新潟新報社長　神田菊之助
製炭改良　東京新潟新報社長　大竹群次郎
造林ト間伐　林業試驗場技師　明永久次郎
病蟲害豫防　林業試驗場技手　鹽見友三
木材工藝的利用　盛岡高農教授　上村勝爾
森林ノ施業　山林技師　藤島信太郎
地方林政　農商務事務官　高山三平
林業ト地質　東北帝大教理博　早坂一郎

苦竹乾燥竹林三段歩ニ對シ十二年五月九月施肥シ九月施肥前土入ヲナシ除伐ヲ行フ本春ノ成績良存ナリ

山形縣治水山林會	林業講習講話	三九、五四〇	一、三九、五四〇
秋田縣山林會	林業講習講話	四四、九〇	一、三六、〇八〇
	實地指導	一、八四一・二四〇	
	調査研究	一、〇四六・四四〇	一、〇四六・四四〇
	會報發刊	一、九二二・四四〇	四、八四二・〇四〇
	技術員設置	二、八六〇・六〇〇	
	會報發刊	一、〇四二・五六〇	一、〇四四・五九〇
	技術員設置	二、〇五六・九〇〇	

會報第三號一千八百部ヲ發刊シ頒布ス

技術員ノ設置サナシ民林ノ指導開發ニ努メシム

南利根東設深村外四郡十一箇町村ニ於テ一日乃至十一日間林業一般ニ關スル講習講話ヲ行フ講師本會技師講習生三百九十三名

縣下全般六十箇所ニ於テ林業全般ノ事項ニ就キ各特殊地方的ノ事項ヲ實地指導ス講師縣技術員指導ヲ受ケタルモノ三百十七名

藤巻林生長、杉牧樹ニ就キ百二十六日間調査ヲ行フ其結果十三年度完成調査者縣技術員

會年五回一回千二百乃至千四百部發刊、木炭ト其製造法ト題スル印刷物發行共ニ頒布ス

技術員五名ヲ設置シ一般事務並ニ實地指導等ニ從事セシム

十月五日最上郡新庄町ニ於テ總會ノ際行フ講師字都宮高農林博鶴本德二ハ林科增加ニ對スル諸問題、秋田大林區署山林技師木谷重榮ノ縣下ノ國有林ニ於ケル施業ノ狀況ニ就テ講演ス

六月二十八日、二十九日ノ二日間四月郡温海村ニ於テ開催ス講師山林技師大中道克彌外一名

二月十六、七日間東置賜郡法山村ニ於テ林業講話會ヲ開催ス講師無技術員講習生三十三名

二月十八日南置賜郡上長井村ニ於テ樹苗養成法ノ講話ヲナス講師本會技術員

174

国立公文書館
National Archives of Japan

國島區山林會	合樂利會	一、〇〇〇・〇〇〇	本年度中三回七十八日間ヲ樂利シ別ノ如シ
	林產品評會	一、〇〇〇・〇〇〇	滿期者生七十八人三八名、死亡者十八名、新戶數一三四六戶、舊戶數二三四名ニ對シ強制貸付ヲ爲シ手入ヲナス者代表者出張林業指導ヲ爲ス
	講話會	五〇・〇〇〇	十二月十日ヨリ三日間右會場ニ於テ第二回林產品評會ヲ行フ出品點數三百八十三點ヲ數ヘ中最良ノ成績ヲ收メタル者ニ賞與ヲ與ヘ其他ノ出品者ニ對シ強制貸付ヲ爲シ手入ヲナス者代表者出張林業指導ヲ爲ス
	林產物特別賣出	一、〇〇〇・〇〇〇	十二月十日ヨリ十四日迄下谷廣小路ニ於テ開催シ參觀者ヲ誘引シ賣捌ヲ爲ス
	林業試驗場	一、〇〇〇・〇〇〇	十二月十日ヨリ十五日迄東京帝國大學農學部ニ於テ開催シ參觀者ヲ誘引シ賣捌ヲ爲ス
	技術員設置費	一、〇〇〇・〇〇〇	技術員一名設置特別費支出ヲ爲ス
	技術員計	一、〇〇〇・〇〇〇	會議費十一錢、十二錢四千六百五十錢特別費出ス
	木炭品評會	四〇・〇〇〇	三百五十八點ヲ數ヘ中最良ノ成績ヲ收メタル者ニ賞與ヲ與ヘ其他ノ出品者ニ對シ強制貸付ヲ爲シ手入ヲナス
	計	一、〇〇〇・〇〇〇	

下野山林會	會報調製並ニ國ス林產品	一、〇〇〇・〇〇〇	會報第七號從來ノ如ク國費ニ依リ調製シ會員ニ配布ス
	林業試驗場	一、〇〇〇・〇〇〇	本年度ニ於テ國費ヲ以テ試驗ヲ爲シ其成績ハ別ニ之ヲ出ス
	計	二、〇〇〇・〇〇〇	
	對林業講話並通信講	四〇・〇〇〇	二種ノ講話ヲ爲シ其一ハ林業試驗場技師ヲ招聘シ他ハ本會ノ職員ヲ以テ之ヲ爲ス
	林業特殊講話	一、〇〇〇・〇〇〇	十月三日ヨリ十六日迄ノ間ニ於テ七回開催シ其中三回ハ工上ノ都合ニ依リ本會ノ職員ヲ以テ之ヲ爲シ其他ハ技師ヲ招聘シ下野、高崎、新田、正文、林業試驗場ノ三氏ヲ招聘シ其內五回ハ內務省ノ技師ヲ招聘シ之ヲ爲ス
	計	二、〇〇〇・〇〇〇	
	合計	六、一〇〇	
	林業講演會	四〇・〇〇〇	十二月十日ヨリ三日間開催シ參會者ニ對シ強制貸付ヲ爲シ手入ヲナス
	印刷物發行費	一、〇〇〇・〇〇〇	本會ノ會報ヲ印刷シ會員ニ配布ス會員ニ對シ強制貸付ヲ爲シ手入ヲナス
	計	五、〇〇〇・〇〇〇	

国立公文書館 National Archives of Japan

	講習講話	一、四三二・八〇	刈根ヲ沼田町外六郡十七箇町村及前橋市ニ於テ木材新利用法ト地方工業開發、地方振興ニ關スル森林的林業、造林ト間伐、林政及林業一般竹林造成、桐樹栽培等ニ就キ開催ス講師林學博士三村龍三郎其他縣技術員等數名トス講習生蚕糸制限ナシ
	實地指導		名譽會員樫井伊兵衛氏ノ依頼ニヨリ同人所有林地測量及立木地調査ノ指導ヲナス
	林産物共進會	五、六六〇・九四五	縣一圓ヲ區域トスルモノニシテ樣品ハ種苗、木竹材、木炭、木製品、雜産物等ニシテ各種ヲ通シ一等二七、二等一二一、三等二三〇、四等四七九ヲ選拔シ利根郡沼田町ニ於テ表賞授與ヲ行フ、審査員農商務省林業試驗場技師
群馬縣山林會	試驗竹林	六三・六四〇	前年度ニ戰禍シ本年度ニアリテハ草ニ伐採試驗ニ着手シタルノミ成績未タ不詳
	試驗樹樹林	一、八六六・一九	前年度ヨリ引續調査及切斷ノ試驗ヲナシツツアルモ成績表ノ時期ニ達セス
	製炭試驗	九四〇・一六〇	前年度ヨリ引續群馬縣有機林内ニ於テ實地家大阪博一氏ニヨリ試驗ノ結果大正新式ハ成績最優位ナル結果ヲ得タリ
	林政調査	六三〇・八四〇	出張ヲ急キ標定ノ進捗ヲナシタルモ關東大震災ノ突發ノタメ中途ニテ機會ヲ失シ未成ノ已ムナキニ至ル
	技術員設置	一、六三一・四〇	專任技術員ヲ設置シ一般指導奬勵ニ從事セシム
計		九、六四四・九四五	

	山林栽培講習會	一、八八・六〇	秩父郡浦山村ニ於テ十二月二十四日ヨリ三日間行フ講師縣技術員、講習生十八名
	木炭改良講習會	一、二九・五〇	秩父郡横川村、蒲神村ニ於テ各十五日間行フ講師北谷戸定治及縣技術員ニシテ製炭法式ニ關スル講話及實地指導、木炭原料林ノ經營ニ就テ講習ヲナス講習生各地二十三名
	林産物共進會		十月中川鉱市ニ於テ開催豫定ノ所大震災ノ爲次年度繰延トナル
埼玉縣山林會	林業調査	三四〇・六四〇	人工林生長狀況ニ就キ入間郡名栗村、梅園村、東吉野村、秩父郡横瀬村、浦山村、中川村ノ各村内一二箇所ノ杉人工造林ニテ標準木ノ選定ヲナシ樹幹析解ニヨリ調査ス
	私有林造營ノ研究	九三・〇五	選材研究ノタメ長野縣下木曾御料林ニ於ケル設備其ノ方法等ヲ詳調査セリ
	會報會行	九〇・〇四〇	入間郡名栗村内八十四町九畝四歩ニ對シ十一月二十五日ヨリ二十日間調査ヲナシ施業計畫ヲ樹テ指導ヲナス勞研究ヲナス
	計	一、四二一・六六〇	八月會報第三號ヲ三、二〇〇部三月三、一〇〇部ヲ發刊シ會員其他ニ頒布ス
	間伐實地指導	二、五一・〇〇	間伐事業奬勵ノ爲前年度ニ引續キ既ニ選定シタル實地指導地ノ内三箇所ニ對シ間伐ヲ行ヒ又縣下數箇所ニ於テ地元町村林業家ヲ集合シ實地講話ヲ行フ尙本年度設定シタル實地指導地ハ印幡郡木ノ町外二郡二箇所各二段歩トス
	林業講話	六一・六〇	君津郡外七郡二十七箇町村ニ於テ一般林業、竹林、桐ニ就キ各一日宛開催ス講師會技術員及ニ縣技術員トス
計		一、六三四・六〇	

千葉縣山林會

計	本年技術員設置	一、六四〇、〇〇〇
	會報發行費	三〇〇・〇〇〇
	調査林況調査費	六〇・〇〇〇
	四谷林場開墾費	四〇・三一〇
	試作材用苗育成費	三〇・〇〇〇
	次年人工播種費	一・六〇〇
	雑費	六・〇〇〇
	竹林改良調査費	六〇・〇〇〇
	樹苗試作除草費	一〇〇・〇〇〇
	製炭研究費	二、六四〇・〇〇〇
	林野改良調査費	三〇〇・〇〇〇
	林業現況調査費	六〇・〇〇〇
	技術員設置費	一、三六〇・〇〇〇
	山林報告書刊行費	二、六四〇・〇〇〇
	山林報告試驗費	三〇〇・〇〇〇
計		一、四四〇・〇〇〇
伏越災害防防費		一〇〇・〇〇〇
濱波費		三六・〇〇〇
		三、六四〇・〇〇〇

本年技術員二名ヲ置キ一名ヲ置キテ林業上調査ノ外頃ヲ要クシム

布施郡山林會報第八號千六百部ヲ發行シ會員其他ニ頒ツ

町村ニ於テ民林材積約千六百部ヲ發行シ會員其他ニ頒ツ

町村ニ於テ民林材積調査ノ目的ヲ以テ調査ヲ取扱ヒ三十五

富山縣山林會	林業調査	—	—	縣費ニ於テ林業上重要ナル事項ニ就キ調査ス
	林業試驗	五六・四〇〇	五六・四〇〇	二十年九月中新川郡白萩村ニ於テ面積二十四坪ヲ苗圃ト定メ、六月中新川郡立山村西ニ四反ヲ苗圃ト定メ、百五十五坪ヲ苗圃ニ充テ人夫延二百九十八人ヲ使用シ、二十年八月中新川郡白萩村ニ於テ二百八十本ノ山川木ヲ植付ケ、百五十五坪ヲ苗圃ニ充テ、苗圃ニ於テ人夫延二百九十八人ヲ使用シ、二十年八月中新川郡立山村西ニ四反ヲ苗圃ト定メ、百五十五坪ヲ苗圃ニ充テ、苗圃ニ於テ人夫延二百九十八人ヲ使用シ、二十年八月中新川郡白萩村ニ於テ二百八十本ノ山川木ヲ植付ケ

宮崎山林會	木炭完成數量	四〇〇・〇〇〇	伊藤シタルモノ合員其他ニ頒布セリ
	白炭製炭數量	三六・四〇〇	特別製炭先ヲ定メ行ヒ其他ニ於テ十五日間、小藤都火四村ニ於テ十四日間、白炭製炭ヲ行ヒ其他ニ於テ十二月十四日ヲ以テ終了ス
	合計	四〇〇・〇〇〇	
岐阜縣山林會	刈田試驗林	四・〇〇〇	行政区域ニ於テ竹林ニ接シタル部分ニ試驗ヲ行ヒ其ノ手續ニ時日ヲ要シタル事及ノ事業ノ内容ニ於テ竹林ニ接シタル部分ニ於テ竹林ニ接シタル部分ニ於テ竹林ニ接シタル部分

静岡県山林会	技術員設置	一、〇〇〇・〇〇〇	兼任技術員一名ヲ設置シ治林ノ林業用務ニ従事セシム
	竹林品評会	一、〇〇〇・〇〇〇	管内竹林ニ関シ品評会ヲ開催スルノ十一月中中郡品石二十二点、安倍郡十七点、賀茂郡五十五点ノ応募ヲ以テ表彰ト為ス
	及林林産物調査	三三、〇〇〇・〇〇〇	林業改良試験ニ関シ安倍郡大谷村ニ於テ南部地方ニ適シ新果樹ニ関シ試験中、竹林改良ニ関シ賀茂郡中立村ニ於テ竹林ノ試験ヲ実施シ成績良好ニ属セリ
	講習会	三三、〇〇〇・〇〇〇	月例ナル会議約二千六百名ヲ集合シ林業一般知識ニ関シ講習ス
	技術員設置	一、〇〇〇・〇〇〇	兼任技術員一名ヲ設置シ林業一般知識ニ関シ講習ス
愛知県山林会	林業会議調査	一、〇〇〇・〇〇〇	月例ナル会議約二千六百名ヲ集合シ林業一般知識ニ関シ講習ス
	起山調査	三〇〇・〇〇〇	本年ハ已ニ九月末ニ至ル
	技術員設置	一、〇〇〇・〇〇〇	兼任技術員一名ヲ設置シ林業一般知識ニ関シ講習ス
	木炭品評会	一〇〇・〇〇〇	月例十二回ニ亦テ実施シ出品ニ対シ審査ヲ行ヒ成績良ノ者ニ対シ賞状ヲ授与ス

三重県山林会	防竹除林研究費	一〇、〇〇〇・〇〇〇	竹林ノ改良ニ関シ研究ヲ行フ
	災害調査会	六〇・〇〇〇	諸種災害ヲ行フ内一部ニ対シ竹林ノ被害、森林ニ関シ
	林業講演会	三六〇・〇〇〇	農村ノ模範ト会有ニ置ク林業上ノ所要 十三年三月分度島山町ニ於テ開催講演ノ如シ 三重郡鈴鹿村 伊勢郡大石村
	林業講習会	三六〇・〇〇〇	名ニ対シ行ノ指導ニ当ル 農村ノ模範ト会有ニ置ク林業上ノ所要
	技術員設置	一、〇〇〇・〇〇〇	兼任技術員一名ヲ設置シ治林ノ林業用務ニ従事セシム
及同賀茂地方講習会	林業講演会	三五〇・〇〇〇	八名宛大計町ニ於テ十二年四月八日開催講師林業技術員ノ講演ヲ為ス、同三浦伊
		一、〇〇〇・〇〇〇	八名宛山方田村三日間行フ講師農技術員指導ヲ受ケシモノ四十七名

国立公文書館 National Archives of Japan

山炭栽培試驗	三〇〇・〇〇〇	3. 六・〇〇〇	前年度ヨリ引續左記ノ者ニ委囑試驗中 飯南郡柿野村大字上仁柿 村林清太郎 同 横野 稻葉伊藏 名賀郡種生村大字高尾 鈴森芳太郎
品評會	—	—	一志郡ニ於ケル品評會、多氣郡ニ於ケル木炭品評會ノ所要經費トス
會報發刊	三三〇・一三〇	4. 三三〇・一三〇	第六、七號各二千三百部發刊シ會員其他ニ頒布ス
計	一、〇四三・六三〇		
林產品評會	一、四四六・六〇〇	1. 一、四四六・六〇〇	木竹工藝品評會ヲ十二年五月七日ヨリ十日間大津市商品陳列所ニ於テ開催出品點數三一三〇、人員七五六人、審査ノ結果一等十三人、二等五十七人、三等百十八人、四等百三十人ナリ授賞十六日表賞授與式ヲ行フ審査長農商務省技師川瀨孝藏
製炭講習	一、〇六六・〇〇〇		十二年四月三日ヨリ二箇月間滋賀郡葛川村ニ於テ十二月五日ヨリ翌年二月十五日迄二箇月間甲賀郡大原村ニ於テ經驗家土山町領家庄吉氏ノ指導ニヨリ開催講習生二十一名
一般林業講習	三三・八〇〇		森林經營、造林法森林測量、竹林經營ニ就キ甲賀郡水口町外二郡二箇町各五日間ニ於テ開催ス講習生七十名、講師縣技術員
簡易木工講習	三四・八〇〇		著杓子ノ製作ニ就キ高島郡朽木村外四郡四箇町村ニ於テ三日乃至五日間開催ス講師鞭家井律寅吉俊得生計百九十二名
廣丸太講習	二二・八〇〇		間伐本、風猛木利用ノタメ伊香郡余呉村外四郡四箇村ニ於テ伐採剝皮、搬キニ至ルマデノ作業ニ就キ前後四日間開催、講師京都府川勝利三郎、講習生九十四名

滋賀縣山林會 竹細工講習	一八五・六〇〇	2. 三一八・四〇〇	栗太郎大石村外二郡二箇町ニ於テ各七日間開催講師縣下蒲田伊之助講習生百八十六名
蔟巻講習	一四一・〇〇〇		愛知郡豐椋村外十二郡二十八箇町村ニ於テ各一日間開催講師經驗家縣下片岡義治、枝松治郎、講習生各箇所三十名乃至六十名
林業指導巡回講話	三五六・〇〇〇		主トシテ林業思想啓發ト共造林上ノ施設ニ關シ改善ヲ促サムタメ栗太郡大石村十一郡三十一箇町村ニ於テ行フ講師縣技術員
竹林講話	三三・三〇〇		滋賀郡御木村三郡十一箇町村ニ於テ開催講師縣技術員
燃料利用講話	一八・〇〇〇		粗製利用上燃料トシテ用フルタメノ窯ノ築造法ニ就キ甲賀郡大原村外一郡一箇村ニ於テ開催ス
林業講演會	二〇一・一〇〇	3. 三三・〇〇〇	十三年五月十日大津市庶公會堂ニ於テ開催ス講師及演題次ノ如シ 林學博士本多靜六、種子ノ檢定ニ就テ 鹿兒島高農教授川島明八、山林所得稅ニ就テ
竹林試驗	三三〇・〇〇〇	4. 三三〇・〇〇〇	從來ノ試驗地高島郡朽木村大字野尻ニ於テ模範的ニ行フ
會報發刊	三六〇・〇〇〇		會報二千五百部發刊頒布ス其他雜誌印刷物ヲ頒布ス
計		六、三六〇・〇〇〇	
京都府山林會 林業試驗	一、三六〇・一三〇	1. 三〇〇・三三〇	宏松保護作業ト松茸ノ保護試驗ヲ南桑田郡篠村ニ於テ初定ノ計畫ニ依リ繼續中、桐樹林ニ就テ北桑田郡平屋村ニ於テ繼續中、竹種戰培試驗ニ付船井郡富村ニ於テ別定ノ計畫ニヨリ繼續中、植樹試驗ニ付北桑田郡知井村ニ於テ繼續中
講習講話指導	三〇〇・三三〇		熊野郡久美浜町ニ於テ測量講習ヲ、北桑田郡細井村ニ於テ製炭講習ヲ行フ、愛南桑田郡田村外八郡二十五箇町ニ於テ枝打、竹林、造林講習會ヲ行フ講師縣技術員

国立公文書館
National Archives of Japan

	品評會	三六八・三〇	2.三六八・三〇
	會報發刊	三三一・四〇〇	1.三四七・四〇〇
	技術員設置	一、〇四一・六〇〇	3.六六二・一六〇
	計		
大阪府山林會	講演會	四六九・九〇〇	1.四六九・九〇〇
	講話會		
	品評會	六六九・六〇〇	2.六六九・六〇〇
	圖査	三九七・七〇〇	3.三九七・七〇〇
	會報費	一、八三四・六〇〇	4.一、〇三二・二〇〇
	技術員設置	一、六八一・六〇〇	四、六八一・六〇〇

大阪市中央公會堂ニ於テ十月十六日開催講師東大教授林博本多靜六ハ大地震大火事大海嘯ニ對スル安全策ト公園、大屋雲城氏ハ大阪ト公園問題ニ就テ公演ス聽講者一千名ニ及フ

同所ニ於テ五月八日開催ス講師藤田圓平ハ我國ノ林業、鈴木茂次ハ南北亞米利加ノ森林、江崎政忠ハ森林家ヨリ見タル殺川ニ就キ講話ス講習生約一千名

大阪府全管下ニ亙ルモノニシテ公有林一町歩以上私有林五段歩以上林齢各十五年以内ノモノニ就キ出品五十二點ニ及ヒ審査ノ結果一等六點二等十點、三等十六點、四等二十點ヲ褒賞シ中央公會堂ニ於テ褒賞授與式ヲ行フ

木材腐況及林產物工藝品ニ關スル調査、關東震災材料取調ニ關スルモノ等ニ就キ調査ス

命婦六〇九〇部ヲ發刊シ會員其他ニ頒布ス

技術員一名設置シ指導奬勵ニ從事セシム

南桑田郡外三郡ヲ一圓トスル竹林、人工造林、樹苗圃及荒廢地資料ニ付出品百七十八點ノ中八十二點ヲ褒賞シ褒賞授與ヲナス

二回發刊シ會員其他ニ頒布ス

技術員一名ヲ設置シ指導奬勵ニ從事セシム

兵庫縣山林會	講習地指導話	三八・三〇〇	1.三八・三〇〇
	品評會	六六九・二一〇	2.六六九・二一〇
	問使試驗	—	—
	技術員設置	四四〇・六〇〇	4.四四〇・六〇〇
	會報發刊	八五四・〇一〇	
	計		二、二二四・二〇〇
大和山林會	林業講演會	一四〇・〇〇〇	1.一四〇・〇〇〇
	模範試驗竹林	一、四二一・二五〇	3.一、五六一・二五〇

八月十日三原郡市村、十一日以加利村、十二日北阿萬村ニ於テ講話會開催總講者計二百五十八名、講師縣技術員、九月二十六日神崎郡越知谷村外二箇村ニ於テ順次開催技術員、十月二十九日有馬郡三田町ニ於テ講演會開催講師東大教授林博、本多靜六、十月三十日有馬郡山口村ニ於テ講話會開催講師山林技師小林智司

六月一日ヨリ十月十日迄管下竹林品評會開催出品二百七十一點ニ對シ審査ノ結果百二十六點ニ對シ褒賞ヲナス審査長山林技師小林智司

四月ヨリ朝來郡山口村ニ於テ杉造林地一町歩ヲ割シ試驗中

技術員一名設置シ指導奬勵ニ努メシム

十二年一月ヨリ月刊トセル會報ハ隔月シ發刊シ八月ヨリ山林時報ト改稱ス

十二年十月三十日奈良縣公會堂ニ於テ林學博士本多靜六「森林ノ民衆化ト公園」ニ就テ講演ス聽講者二百名

生駒郡郡山町外四郡四箇所ノ模範試驗竹林ニ對シ施肥、手入、數草等ヲナシ字院郡宇賀志村外一箇所ニ一町七段六畝十六歩ノ新植造成ヲナセルモノニ對シテハ同樣施肥手入ヲナス而シテ前者既成竹林ニアリテハ一町五段九畝二十四歩ヨリ四千五百三十六本、後者ニアリテハ新植地ナルヲ以テ各々病記面積ヨリ五百四十六本ヲ發生セリ既成竹林地ヨリハ合計千二百六十二束ヲ伐採ス

和歌山縣山林會	竹林試驗費	三〇〇・〇〇	一、大正十年度ニ於テ竹林試驗費ヲ繰越シ翌年度ニ於テ竹林試驗費ヲ繰入レタル分
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	五十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	五十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	五十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	五十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	五十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	五十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	五十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	五十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	五十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	五十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	六十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	六十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	六十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	六十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	六十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	六十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	六十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	六十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	六十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	六十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	七十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	七十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	七十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	七十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	七十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	七十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	七十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	七十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	七十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	七十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	八十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	八十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	八十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	八十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	八十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	八十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	八十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	八十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	八十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	八十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	九十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	九十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	九十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	九十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	九十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	九十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	九十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	九十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	九十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	九十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百二十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百二十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百二十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百二十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百二十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百二十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百二十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百二十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百二十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百二十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百三十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百三十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百三十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百三十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百三十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百三十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百三十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百三十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百三十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百三十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百四十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百四十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百四十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百四十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百四十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百四十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百四十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百四十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百四十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百四十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百五十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百五十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百五十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百五十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百五十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百五十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百五十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百五十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百五十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百五十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百六十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百六十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百六十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百六十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百六十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百六十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百六十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百六十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百六十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百六十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百七十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百七十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百七十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百七十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百七十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百七十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百七十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百七十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百七十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百七十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百八十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百八十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百八十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百八十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百八十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百八十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百八十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百八十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百八十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百八十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百九十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百九十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百九十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百九十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百九十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百九十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百九十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百九十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百九十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	百九十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百二十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百二十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百二十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百二十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百二十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百二十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百二十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百二十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百二十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百二十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百三十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百三十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百三十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百三十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百三十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百三十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百三十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百三十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百三十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百三十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百四十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百四十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百四十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百四十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百四十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百四十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百四十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百四十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百四十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百四十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百五十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百五十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百五十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百五十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百五十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百五十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百五十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百五十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百五十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百五十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百六十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百六十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百六十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百六十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百六十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百六十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百六十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百六十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百六十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百六十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百七十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百七十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百七十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百七十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百七十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百七十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百七十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百七十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百七十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百七十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百八十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百八十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百八十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百八十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百八十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百八十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百八十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百八十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百八十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百八十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百九十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百九十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百九十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百九十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百九十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百九十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百九十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百九十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百九十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	二百九十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百二十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百二十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百二十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百二十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百二十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百二十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百二十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百二十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百二十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百二十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百三十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百三十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百三十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百三十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百三十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百三十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百三十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百三十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百三十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百三十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百四十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百四十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百四十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百四十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百四十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百四十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百四十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百四十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百四十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百四十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百五十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百五十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百五十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百五十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百五十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百五十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百五十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百五十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百五十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百五十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百六十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百六十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百六十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百六十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百六十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百六十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百六十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百六十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百六十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百六十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百七十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百七十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百七十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百七十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百七十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百七十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百七十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百七十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百七十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百七十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百八十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百八十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百八十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百八十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百八十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百八十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百八十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百八十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百八十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百八十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百九十、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百九十一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百九十二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百九十三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百九十四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百九十五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百九十六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百九十七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百九十八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	三百九十九、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四百、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四百一、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四百二、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四百三、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四百四、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四百五、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四百六、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四百七、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四百八、同上
	竹林試驗費	一、〇〇〇・〇〇	四百九、同上
	竹林試驗費

岡山縣山林分	民林	雜種	考品	二〇・三四	九月二十六日ヨリ十月一日ニ至ル間ニ於テ山口縣下ニ於テ大小二回ノ暴風雨ヲ受ケ山林ノ一部ハ倒木ト化シ殆ト全ク其ノ用ヲ為サザルニ至リ其ノ他ノ部分ハ枝葉ノ大ナルモノ多ク且ツ其ノ大部分ハ折損シ又ハ根株ヲ生ジ

	特種樹林調査	一、〇〇〇	本縣ド特種樹種ト認ムルあべまき、栗、桐、其他雜木ノ分布ノ狀態並ニ取扱方法其他ニ就キ調査ス之等ノ分布狀態ハ縣下七十一萬町歩ノ森林面積ノ内僅少ニシテ年々赤松ノタメ侵入サルル傾向ヲ示シ多クノ山麓以上ハあかまつノ為延長シキチ見ル雜木林改良上參考トナルコト多シ尚雜木林十年生ノモノ[illegible]信濃鳥取樹種ヲ調製ス
	會報發刊（印刷費發行ヲ含ム）	四八、二〇〇	會報十三號及十四號ヲ發刊シ會員其他ニ頒布ス其他森林ト人生、法規等ヲ印刷シテ頒布ス
	計	二、六八〇、〇〇〇	4. 四八、二〇〇
山口縣山林會	林業講習	四〇、三〇〇	吉敷郡山口町ニ於テ七月二十三日ヨリ二十七日マテ五日間一般林業及製炭ニ分チテ行フ講師縣技師其他技術員講習生七十名
	林業講演會	一七〇、八〇〇	1. 三二〇、〇〇〇
	實地指導		七月二十七日山口町ニ於テ行フ講師農商務技師林學博士三村龍三郎ハ新ナル木竹工藝品ノ製作、和田匡夫ハ木炭改良ノ二方面ニ就キ講演ス、聽講者四百餘名夜間ハ林業活動寫眞ヲ行フ
	山茨栽培試驗	五三、六〇〇	七月二十八日長門峡風致林ニ於テ實地指導ヲ行フ指導ヲ受ケタルモノ六十七名
	桐樹苗試驗林	二六、九〇〇	都濃郡鼎金村大字須萬ニ於テ行フ本年度ニアリテハ二畝十五歩、苗六十貫ヲ植栽ス
	樹苗試驗竹林	三四、〇〇〇	吉敷郡大内村大字御堀ニ於テ十二年度二段歩百三十八本ヲ植栽ス尚間作試驗ヲ行ヘリ
	椎茸栽培試驗		本年度ハ新植ス行ハス四段歩八十五本ヲ補植ス發筍ハ一町六段四畝歩ニシテ九、七、十一年度新植ノモノヲ合シテ八百九本ナリ十一年春樹起シナナシ昨春生椎茸五百匁ヲ生ス秋季二貫五百匁、本春一貫匁ヲ生セリ

	林業講習	二五〇、〇〇〇	那賀郡宮濱村外三郡五箇村ニ於テ十八日間林學一般其他竹林椎茸ニ就キ開催津師經技術員受講生二百六十人
	林業講話	一七〇、七〇〇	1. 四四〇、一〇〇
	實地指導	二六八、四〇〇	勝浦郡福原村外五郡九箇町村ニ於テ雜樹造林、今後ノ林業經營木材及立木材積計算其他數科目ニ就キ行フ講師東大講師林博西垣晋作外縣技術員受講者八百六十人
德島縣山林會	品評會	七五六、六〇〇	2. 七五六、六〇〇
	山茨栽培試驗	二七、三〇〇	海部郡川上村外二郡二箇村ニ於テ施業技測、登等ニ就キ行フ指導者縣技術員等指導ヲ受ケタルモノ三十名
			美馬郡脇町ニ於テ十一月四日行フ杉、扁柏、松、樅ノ人工造林及苦、淡竹林ニ就キ出品百五十七點審査ノ結果一等四、二等九、三等十六、四等三十五ヲ授賞シ前記ノ箇處ニテ褒賞授與式ヲ行フ審査長德島縣技師江崎鹿太郎
			那賀郡日野谷村ニ於テ四月ニ對シ縣内ノ種苗ヲ植戟ス成績未詳
	會報發行（印刷費發行ヲ含ム）	四〇、八〇〇	會報一回八百部ヲ發刊シ會員其他ニ頒布ス尚開催林業實傳ポスターヲ印刷ス
	技術員設置	五〇、〇〇〇	五月十日任命一般本會ノ目的ノタメ努メシム
	計	三、四四二、四〇〇	4. 六八九、七〇〇

185

| | | |

越後蒲山林令	官地拂下	三〇〇・〇〇〇	1. 三〇〇・〇〇〇	三井・大倉・藤田・鹿島・岩崎・安田・浅野・古河・住友・三菱・三井・三井・三井

長崎縣山林會	林業講習會	七、六八〇・〇〇	北杉浦郡江迎村外二郡二箇村ニ於テ製炭ニ關スル講習ヲ、十二日乃至十四日間、西彼杵郡七釜村外五郡七箇村ニ於テ竹細工講習ヲ各五日間開催ス、講師縣技術員又ハ經驗ヲ有スル小學校教員
	林業講演會	二、四四二・八〇	南高來郡小濱村ニ於テ一日間開催ス講師東大教授林博本多靜六滋賀縣林ノ最新式利用殖ニ森林ノ民衆化
	林業講話指導	一、二〇二・八〇	對馬島豐崎村外七十三箇所ニ於テ一般林業科目ニ就開催ス、講師縣技術員
	品評會	二、九八・七〇	南高來郡小濱村ニ於テ開催ス、樹苗ノ出品八十三點、審査長長崎縣技師大町德三郎
	木炭製產調査會報及印刷物ノ發刊	二、四四・六九	縣下木炭製產狀況ノ調査ヲナス爲メ技術員ヲ派遣ス
		一、五八六・〇九	會報三萬四千部十回及ミてばしひ敢稿表印刷物一千部發行ス
	技術員設置	八〇〇・〇〇	技術員一名設置指導奬勵ニ從事セシム
計		七、二四六・九〇	
肥後山林會	講習講話	八〇〇・〇〇	他託郡芳野村外二郡三箇村ニ於テ林業講話、木炭製造講習ヲ行フ開催日數二日乃至五日聽講者計二百八十人講師經驗家
	講習會	五四四・六〇	球磨郡西瀧村外二郡二箇村ニ於テ開伐木利用殖丸太製造講習ヲ行フ開催日數二日乃至六日講習生計九百七十五人講師縣技術員
	品評會	八六六・四〇	菊地郡隈府町ニ於テ木竹製品、上益城郡甲佐村ニ於テ林產物ノ品評會ヲ行フ出品計七百六十一點ニ及フ
	會報發刊	一、〇九四・六〇	會報七號乃至九號發行會員其他ニ頒布ス
	技術員設置	六六〇・〇〇	技術員設置シ一般指導ニ從事セシム
計		二、〇二六・九〇	

大分縣山林會	林業講話會	八〇〇・〇〇	東國東郡岡東町ニ於テ開催講師九大教授林博士田正邊林業一般ニ就キ講話ス聽講者約二百名
	林業講習會	一、四六二・六〇	玖珠郡森町外二郡二箇町村ニ於テ計十二日間竹林、造林一般等ニ就キ開催講師縣技術員其他講習生百五十名
	開伐試驗	二〇・〇〇	雙下大分郡明治村ニ二箇所、速見郡山浦村ニ一箇所一段歩ヲ選定實施ス生長量ヲ比較シ後日發表セムトス
	竹林ノ伐期病蟲害驅除豫防試驗	六〇・〇〇	地方ニ於ケル伐採ノ適期及自然枯ノ驅除豫防ノ法ヲ施行實驗セム爲大分郡八幡村外一箇所ニ計三段歩苦竹林ヲ設定シ向フ五箇年間ニ亘リ試驗セムトス
	會報發刊	一、五九〇・六〇	會報三、四〇〇部發刊頒布ス
計		七二二・八〇	
宮崎縣山林會	林業講演會	六、九八〇・〇〇	北諸縣郡都城町ニ於テ一日間開催講師鹿兒島高農教授川島明八ハ土地ノ特性ト本縣ノ農林業、熊本林試場長佐々木多ハ施業法ヲ論シテ調査材料用ニ及フニ就講演ス聽講者四百五十名
	竹林栽培講習	六、九八〇・〇〇	西臼杵郡高千穗町外一郡一箇村ニ於テ開催講師宮崎縣技手大島喜三郎四日間聽講者五百名ニ及フ
	夏季林業講習會		八月一日ヨリ五日迄五日間宮崎郡青島村ニ於テ開催講師縣技術員五名、受講者百名
	丸太講習		宮崎郡山野村外二郡二箇村ニ於テ開催十三日間ニ及フ、講師奈良縣經驗家松田順三郎受講者百三十名
	開伐指導林設置	六六〇・〇〇	東臼杵郡外四郡四十九箇所十四町七段歩移屬相ニ就キ設置シ指導ス指導者縣技術員
計		一、九六二・〇〇	

188

武尾高田山林會	竹林講話會	六〇〇・〇〇〇	一、六〇〇・〇〇〇	一ノ會員拔群ノ成績ヲ以テ行フモノトシ會員中ニ於テ特ニ優秀ナル者ヲ選ビ表彰ノ光榮ヲ與ヘタリ
	竹林實地指導會			二ノ會員拔群ノ成績ヲ以テ行フモノトシ會員中ニ於テ特ニ優秀ナル者ヲ選ビ表彰ノ光榮ヲ與ヘタリ
	短期講習會	一三〇・〇〇〇		三ノ會員拔群ノ成績ヲ以テ行フモノトシ會員中ニ於テ特ニ優秀ナル者ヲ選ビ表彰ノ光榮ヲ與ヘタリ
	林業講習會	一三〇・〇〇〇		四ノ會員拔群ノ成績ヲ以テ行フモノトシ會員中ニ於テ特ニ優秀ナル者ヲ選ビ表彰ノ光榮ヲ與ヘタリ
	講演	六〇・〇〇〇		五ノ會員拔群ノ成績ヲ以テ行フモノトシ會員中ニ於テ特ニ優秀ナル者ヲ選ビ表彰ノ光榮ヲ與ヘタリ
計		二、六〇〇・〇〇〇	二、六〇〇・〇〇〇	
總計		三〇、〇〇〇・〇〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇〇	

武尾高田山林會	會議費其他	一、三六〇・〇〇〇	一、三六〇・〇〇〇	利會ノ例ニ倣ヒ四百四十六万五千餘圓ヲ利、其他經費、竹林ニ關スル普及費ヲ支出ス
	計	二〇〇・〇〇〇	二、五四〇・〇〇〇	
	出張費	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	經費ヲ會員ヲ以テ行ヒ出張費ハ本會ノ負擔トス
大日本山林會	林業講習會	六〇・〇〇〇	一、六〇〇・〇〇〇	一ノ講習ハ大正九年度ヨリ繼續シテ行ヒ本年度ニ於テ四回ニ亘リ二日宛開催シ會員ノ參會ヲ勸誘シ其ノ成績ハ頗ル良好ナリ
	講演	一三〇・〇〇〇		二ノ講演ハ大正九年度ヨリ繼續シテ行ヒ本年度ニ於テ四回ニ亘リ二日宛開催シ會員ノ參會ヲ勸誘シ其ノ成績ハ頗ル良好ナリ
	林業講習會	一三〇・〇〇〇		三ノ講習ハ大正九年度ヨリ繼續シテ行ヒ本年度ニ於テ四回ニ亘リ二日宛開催シ會員ノ參會ヲ勸誘シ其ノ成績ハ頗ル良好ナリ
	講演	六〇・〇〇〇		四ノ講演ハ大正九年度ヨリ繼續シテ行ヒ本年度ニ於テ四回ニ亘リ二日宛開催シ會員ノ參會ヲ勸誘シ其ノ成績ハ頗ル良好ナリ
計		二、六〇〇・〇〇〇	二、六〇〇・〇〇〇	
總計		三〇、〇〇〇・〇〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇〇	

大日本山林會	林業講習會	六四〇・〇〇〇	一、六四〇・〇〇〇	日時 五月中旬 場所 三田林業講習所 七月中旬 日田郡 日田郡 日田郡

公有林野官行造林契約締結調

所在				地積	契約者	締結月日	備考
國	郡	町村	大字	字	實測見込面		
(沖縄縣)							
羽後	國頭	羽地	源河	仲間山	實測 一九三・七三〇〇 町	羽地村	三月十六日	一棚地
陸前	島北	外小友	—	猪ノ鼻外一	見込 一〇〇・〇〇〇〇	外小友村	五月二十七日	同
肥前	黒川	宮床	宮床	高山	同 一〇〇・〇〇〇〇	宮床村	同八日	追加提供ニ付契約變更
丹後	小城	北多久	多久原外一	飯成外十八	實測 一七〇・〇〇〇〇	北多久村	同十八日	四棚地
丹後	氷上	遠阪	遠阪外一	深山外二	見込 二〇〇・〇〇〇〇	遠阪村	同二十二日	二棚地
筑前	朝倉	安川	甘木外四	通リ尾外十一	同 一三〇・〇〇〇〇	安川村	三月二十七日	同
丹後	與謝	朝妻	大原外四	大下ヒ外二十三	同 一〇〇・〇〇〇〇	朝妻村	五月二十七日	一棚地

大正十四年四月パイン、ファー及シダー國別輸入表

村種 / 國名	錫等用シダー 數量	錫等用シダー 價額	其他ノパイン、ファー及シダー 厚六五粍以下 數量	其他ノパイン、ファー及シダー 厚六五粍以下 價額	厚六五粍ヲ超ヘ二百粍ナ超ヘサルモノ 數量	厚六五粍ヲ超ヘ二百粍ナ超ヘサルモノ 價額	厚二百粍以上 數量	厚二百粍以上 價額	丸太材割材及其他 數量	丸太材割材及其他 價額	合計 數量	合計 價額	一月以降累計 數量	一月以降累計 價額
	立方米突	円	立方米突	円	立方米突	円	立方米突	円	立方米突	円	立方米突	円	立方米突	円
支那	石 —	—	石 一八四	一〇八	石 —	一八〇	石 —	—	石 一一	三一〇	石 三六一	一〇八	石 三〇〇	六四一
關東州	—	—	二三	三四〇	—	—	—	四六三	—	一〇	二三	六四三	二三	六四三
露領	—	—	一八六	一八七	—	—	—	—	四六六	四六六	一八六	一八七	一八六	一八七
北米合衆國	二八四	二九二五	二九三	二九三、七四四	二八六	二九二、六六六	一八一	一八一、六四四	四六、六六六	四六、六六六	二九三	二九三、七四四	二九三	二九三、七四四
英領加奈陀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	二八四	二九二五	二九三	二九三、七四四	二八六	二九二、六六六	一八一	一八一、六四四	四六、六六六	四六、六六六	二九三	二九三、七四四	二九三	二九三、七四四
一月以降累計	四四一	一、四六八、八二八	四四一	一、四六八、八二八	四四一	一、四六八、八二八	四四一	一、四六八、八二八	四四一	一、四六八、八二八	四四一	一、四六八、八二八		

備考 一、錫等用「シダー」とは長二〇糎巾七糎厚七粍以下に切りたる「シダー」を云ふ

二、一立方米突は三・六石として石に換算せり

国立公文書館
National Archives of Japan

大正十四年五月中横濱港揚米國材輸入調査表

五月中ノ一

産出地	横小角	松角材	杉丸太	松板	松小角	杉板	杉割材	九底打太迫	床板	飛行材	樅丸太	檜丸太	松丸太
	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.
ヨコハマ	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ロンドン	—	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ダルエスサラム	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ポルトモレスビー	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—
ラバウル	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヨコハマ	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ナイロビ	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヨコハマ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ポルトモレスビー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヨコハマ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ポルトモレスビー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヨコハマ	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ポルトモレスビー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヨコハマ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ポルトモレスビー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヨコハマ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ポルトモレスビー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヨコハマ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ポルトモレスビー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヨコハマ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—
ポルトモレスビー	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	[illegible]	—	[illegible]
ヨコハマ	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	[illegible]
合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

五月中ノ二

産出地	樅丸太	樅小角	杉小角	杉板	松割材	樅板	松割材	樅板	床板	九底打材	松丸太	松角材	計
	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.	B.M.
ヨコハマ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
ロンドン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
ダルエスサラム	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
ポルトモレスビー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
ラバウル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]
ヨコハマ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
ナイロビ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
ヨコハマ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
ポルトモレスビー

大正十四年自四月二十八日至五月十二日北洋材積出地別數量表

月	別	積出地	挽材	松丸太	落葉松丸太	唐丸太雜丸太	計	備考
		同 樺太	—	五、六〇〇	—	—	五、六〇〇	
		同 小田非	—	一、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇	
		同 豊原	—	一〇、〇〇〇	—	—	一〇、〇〇〇	
		同 初子澤	—	—	一四、一四一	—	一四、一四一	
		同 白糸	—	一四、〇〇〇	—	—	一四、〇〇〇	
		同 北海道	—	一、〇〇〇	—	一、三四〇	二、三四〇	
		同 特見	—	—	—	三、〇〇〇	三、〇〇〇	
		同 内地	—	二二、一〇〇	—	—	二二、一〇〇	
		同 樺太	—	九、〇〇〇	—	—	九、〇〇〇	
		同 多度津	—	一〇、〇〇〇	—	—	一〇、〇〇〇	
		同 鶴見	—	一〇、〇〇〇	—	—	一〇、〇〇〇	
		同 内地	—	一一、一〇〇	—	—	一一、一〇〇	
		同 樺太	—	九、〇〇〇	—	—	九、〇〇〇	
		同 小樽	—	一〇、〇〇〇	—	—	一〇、〇〇〇	
		同 室蘭	—	六、〇〇〇	—	—	六、〇〇〇	
		同 有珠	—	六、一一〇	—	—	六、一一〇	
		同 室蘭	—	四、六一〇	—	—	四、六一〇	
		同 取扱	—	四、〇〇〇	—	—	四、〇〇〇	
		同 函館	—	四、〇〇〇	—	—	四、〇〇〇	
		同 止別	—	四、〇〇〇	—	—	四、〇〇〇	

月	別	積出地	挽材	松丸太	落葉松丸太	唐丸太雜丸太	計	備考
第四月		同 樺太	—	五、六〇〇	—	—	五、六〇〇	
第四月		同 小田非	—	一、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇	
第四月		同 豊原	—	一〇、〇〇〇	—	—	一〇、〇〇〇	
第四月		同 初子澤	—	—	一四、一四一	—	一四、一四一	
第四月		同 白糸	—	一四、〇〇〇	—	—	一四、〇〇〇	
第四月		同 北海道	—	一、〇〇〇	—	一、三四〇	二、三四〇	
第四月		同 特見	—	—	—	三、〇〇〇	三、〇〇〇	
第四月		同 内地	—	二二、一〇〇	—	—	二二、一〇〇	
第四月		同 樺太	—	九、〇〇〇	—	—	九、〇〇〇	
第四月		同 多度津	—	一〇、〇〇〇	—	—	一〇、〇〇〇	
第四月		同 鶴見	—	一〇、〇〇〇	—	—	一〇、〇〇〇	
第四月		同 内地	—	一一、一〇〇	—	—	一一、一〇〇	
第四月		同 樺太	—	九、〇〇〇	—	—	九、〇〇〇	
第四月		同 小樽	—	一〇、〇〇〇	—	—	一〇、〇〇〇	
第四月		同 室蘭	—	六、〇〇〇	—	—	六、〇〇〇	
第四月		同 有珠	—	六、一一〇	—	—	六、一一〇	
第四月		同 室蘭	—	四、六一〇	—	—	四、六一〇	
第四月		同 取扱	—	四、〇〇〇	—	—	四、〇〇〇	
第四月		同 函館	—	四、〇〇〇	—	—	四、〇〇〇	
第四月		同 止別	—	四、〇〇〇	—	—	四、〇〇〇	
第四月		同 樺太	—	一一、六〇〇	—	—	一一、六〇〇	
第四月		同 小田非	—	六、〇〇〇	—	—	六

鹿児島県	一	一	一	一	一
宮崎県	一	一	一	一	一
大分県	一	一	一	一	一
熊本県	一	一	一	一	一
長崎県	一	一	一	一	一
佐賀県	一	一	一	一	一
福岡県	一	一	一	一	一
山口県	一	一	一	一	一
島根県	一	一	一	一	一
鳥取県	一	一	一	一	一
和歌山県	一	一	一	一	一
奈良県	一	一	一	一	一
兵庫県	一	一	一	一	一
京都府	一	一	一	一	一
滋賀県	一	一	一	一	一
愛知県	一	一	一	一	一
岐阜県	一	一	一	一	一
長野県	一	一	一	一	一
山梨県	一	一	一	一	一
静岡県	一	一	一	一	一
神奈川県	一	一	一	一	一
東京都	一	一	一	一	一
千葉県	一	一	一	一	一
茨城県	一	一	一	一	一
栃木県	一	一	一	一	一
群馬県	一	一	一	一	一
埼玉県	一	一	一	一	一
福島県	一	一	一	一	一
山形県	一	一	一	一	一
秋田県	一	一	一	一	一
宮城県	一	一	一	一	一
岩手県	一	一	一	一	一
青森県	一	一	一	一	一
北海道	一	一	一	一	一
内地計	一	一	一	一	一
樺太	一	一	一	一	一
朝鮮	一	一	一	一	一
台湾	一	一	一	一	一
関東州	一	一	一	一	一
南洋群島	一	一	一	一	一
海外計	一	一	一	一	一
総計	一	一	一	一	一

鹿児島県	一	一	一	一	一
宮崎県	一	一	一	一	一
大分県	一	一	一	一	一
熊本県	一	一	一	一	一
長崎県	一	一	一	一	一
佐賀県	一	一	一	一	一
福岡県	一	一	一	一	一
山口県	一	一	一	一	一
島根県	一	一	一	一	一
鳥取県	一	一	一	一	一
和歌山県	一	一	一	一	一
奈良県	一	一	一	一	一
兵庫県	一	一	一	一	一
京都府	一	一	一	一	一
滋賀県	一	一	一	一	一
愛知県	一	一	一	一	一
岐阜県	一	一	一	一	一
長野県	一	一	一	一	一
山梨県	一	一	一	一	一
静岡県	一	一	一	一	一
神奈川県	一	一	一	一	一
東京都	一	一	一	一	一
千葉県	一	一	一	一	一
茨城県	一	一	一	一	一
栃木県	一	一	一	一	一
群馬県	一	一	一	一	一
埼玉県	一	一	一	一	一
福島県	一	一	一	一	一
山形県	一	一	一	一	一
秋田県	一	一	一	一	一
宮城県	一	一	一	一	一
岩手県	一	一	一	一	一
青森県	一	一	一	一	一
北海道	一	一	一	一	一
内地計	一	一	一	一	一
樺太	一	一	一	一	一
朝鮮	一	一	一	一	一
台湾	一	一	一	一	一
関東州	一	一	一	一	一
南洋群島	一	一	一	一	一
海外計	一	一	一	一	一
総計	一	一	一	一	一

国立公文書館
National Archives of Japan

大正十四年自四月二十六日至五月二十四日 北洋材揚地別數量表

月別	揚地別	挽材	松丸太	落葉松丸太	雜丸太	計	備考
		石	石	石	石	石	
四月小計	石濱		三、三〇〇			三、三〇〇	
	青森		六、〇二〇			六、〇二〇	
	伏木		三、六六〇			三、六六〇	
	七尾		三、六六〇			三、六六〇	
	熱田		二四、六八一	二四、二四一		四八、九二二	
	清水				八、三六六	八、三六六	
	上海		四、六〇〇			四、六〇〇	
	天津		二、三三			二、三三	
			四、三七六	二四、二四一	八、三三六	三五、九六三	
四月計			三六、八七二	二六、八二一	八、三三六	七〇、九〇九	
累計			三六、八七二	二六、八二一	八、三三六	七〇、九〇九	
	土崎		九、〇〇〇			九、〇〇〇	
	芝浦		二、〇〇〇			二、〇〇〇	
	横浜		四、三三			四、三三	
總計			三六、八七二	二六、八二一	八、三三六	七〇、九〇九	

月別	揚地別	挽材	松丸太	落葉松丸太	雜丸太	計	備考
	橘						
	伏木		一〇、〇〇〇			一〇、〇〇〇	
	下津		三、三〇〇			三、三〇〇	
	兵庫				六、〇〇〇	六、〇〇〇	
	兵橘		一六、六〇〇			一六、六〇〇	
	字品		三、〇〇〇			三、〇〇〇	
	七尾		三、三〇〇			三、三〇〇	
伏木七尾			三、三〇〇			三、三〇〇	
	鶴崎		三、二〇二			三、二〇二	
	舞鶴		二、三〇〇			二、三〇〇	
	秋田		三、六六〇			三、六六〇	
	新潟		四、四四四			四、四四四	
	清水		三、三〇〇			三、三〇〇	
	三角		三、六六〇			三、六六〇	
	名古屋		四、六六〇			四、六六〇	
	青森		六、六六			六、六六	
	京城		二、六六〇			二、六六〇	
	青島		八、〇〇〇			八、〇〇〇	
	龍代		四、六六〇			四、六六〇	
總計			三六、八七二	二六、八二一	八、三三六	七〇、九〇九	

国立公文書館
National Archives of Japan

五月中小計																			
計																			
雨	大阪	熱田	熱田	大高	石														
他	阪場	田	田阪	田	瀬														

法令

營林局署官制中改正ノ件

勅令第二百十三號

營林局署官制中左ノ通改正ス

大正十四年六月一日

第二條中「技師」「技手」「九人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

技師 奉任六百七十七人

技手 奉任六百七十

国立公文書館 National Archives of Japan

新刊書目（五月分）

書名	著者
地方行政（季刊）	地方行政會
林業試驗場彙報（第二號）	林業試驗場
北海道帝國大學紀要（第十五ノ三）	北海道帝國大學
土木試驗所彙報（二號）	土木試驗所
水産試驗場彙報（十六）	水産試驗場
水産ニ關スル研究報告	水産試驗場
農業內務省農事試驗場彙報	農業內務省農事試驗場
道廳各大學研究報告	道廳各大學
石狩國大學研究報告	石狩國大學
醫學試驗所彙報	醫學試驗所
鑛業試驗場彙報	鑛業試驗場
防疫會	防疫會
山林局報	山林局
山林學會雜誌	山林學會
山林學會會報	山林學會
愛媛縣農會報	愛媛縣農會
銀行通信錄	銀行通信錄社
鹽業組合雜誌	鹽業組合
山口縣山林會報	山口縣山林會
林業試驗場彙報	林業試驗場
林業會報	林業會
農會報	農會
內務省衛生局年報	內務省衛生局
帝國議會議事速記錄	帝國議會
帝國議會貴族院議事速記錄	帝國議會貴族院
帝國議會衆議院議事速記錄	帝國議會衆議院
帝國議會議事速記錄	帝國議會
帝國議會議事速記錄	帝國議會
帝國議會議事速記錄	帝國議會

寄贈書目

青森縣山林會報
山林會報
鳥根縣山林會報
會　報
山林會報
下野山林會
山林會報
山林會報
和歌山縣山林會報
山林會報
新潟縣山林會報
農政研究

青森縣山林會報
大分縣山林會
鳥根縣山林會
千葉縣山林會
福井縣山林會
下野山林會
鳥取縣山林會
宮城縣山林會
和歌山縣山林會
鹿兒島縣山林會
新潟縣山林會
大日本農政會

□□□ 專賣特設 □□□

東海式架空索道

一、本式抱索機ハ如何ナル急角度ニ對シテモ摺索ノ虞絶對ニ無シ
二、本式抱索機ハ綱索ノ磨損及破壞ヲ最少ナラシムル點他ニ比類無シ
三、長尺物搬出ニ際シ聯用搬器ヲ使用スル場合ニ本式抱索機ハ最安全ニシテ過失ノ虞ナシ
四、本式抱索機ハ之ヲ複式架空索道ニ應用スルトキハ恰モ曳索ヲ固繫セラレタルガ如ク而モ抱索及離索ハ自動的ニ自由安全ナリ
五、本式抱索機ハ本所直營ノ小松川工場ニ於テ最初ヨリ同一職工ノ手ニ製作セラレツツアルガ故ニ其操業ハ日ニ月ニ熟達ヲ遂グ本式ノ特長ヲ完全ニ發揮シツツアリ

東海工務所
所長◎工學士◎ 深瀨恒治
東京市麹町區永樂町一ノ二
東京海上ビルヂング一五七號
電話牛込特長四五四七四番

国立公文書館
National Archives of Japan

大正十四年六月十三日印刷
大正十四年六月十五日發行

每月一回十五日發行
定價一箇月(一部)前金廿五錢 送料共
半年(六部)前金壹圓五拾錢 同一
一箇年(十二部)前金參圓 同

農林省山林局編纂

東京市京橋區鈴木町二番地
印刷所 東亞印刷株式會社
東京市京橋區鈴木町二番地
發行兼印刷人 石丸鶴吉
東京市京橋區鈴木町二番地
發行所 東亞印刷株式會社
電話 銀座四八九三番
振替口座東京一九一五四番

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

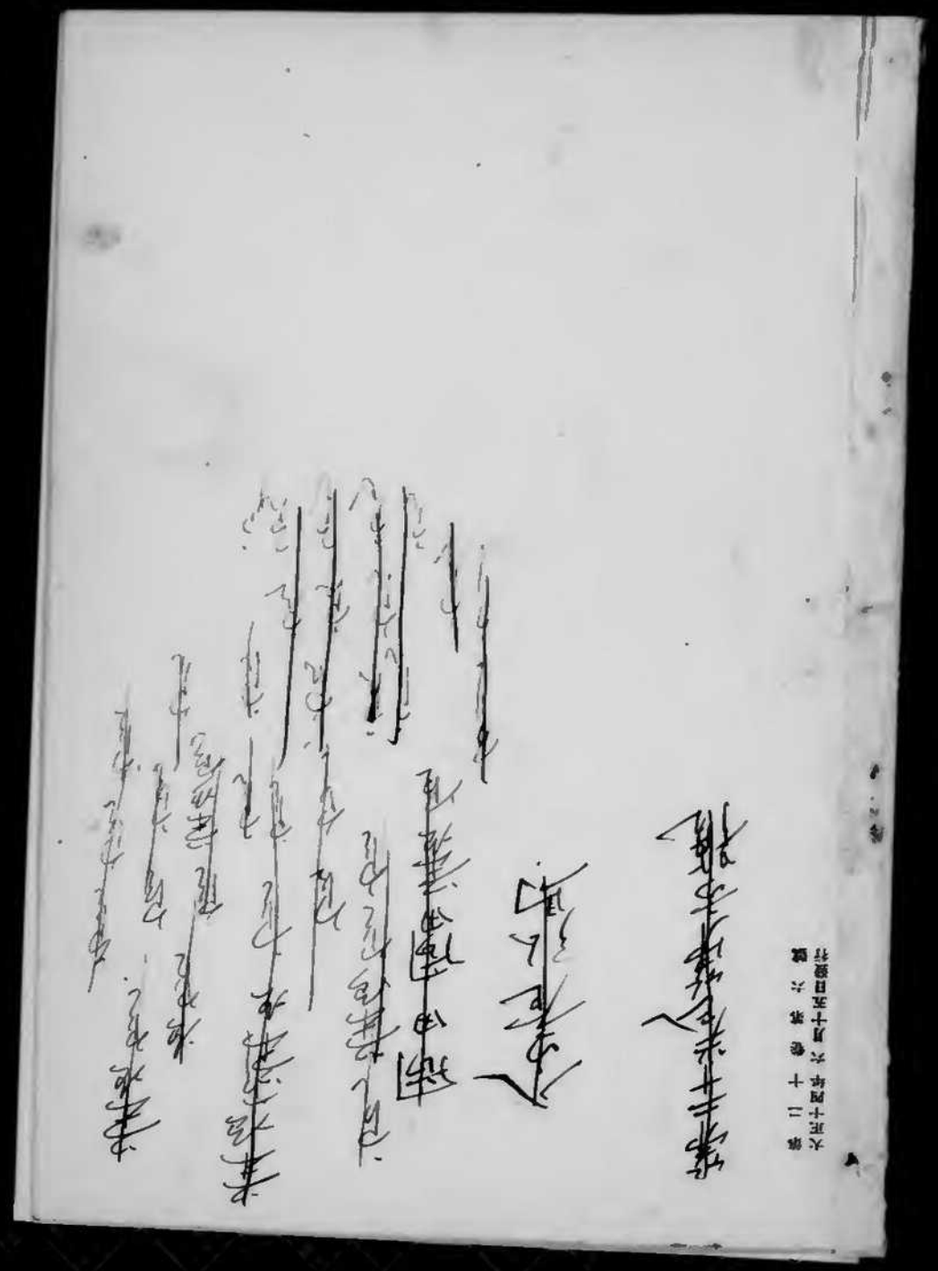

第二十卷第六號
大正十四年六月十五日發行

國有林事業從事勞働者延人員及給料

大正十二年度

種別	延人員						給料					
	專業者		兼業者		計		專業者		兼業者		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	人						円					
研究事業從事者	2,848,371	249,410	1,224,311	184,640	4,072,684	434,050	3,941,167	215,888	2,562,571	166,616	6,504,738	382,504
製材事業從事者	62,045	10,874	2,122	8,200	64,167	19,074	56,014	19,956	16,814	2,120	72,828	22,076
造林事業從事者	182,137	16,841	1,151,288	136,420	1,333,425	153,261	216,022	19,417	2,046,192	245,631	2,262,214	265,048
土木事業從事者	17,657	1,214	452,842	61,448	470,499	62,662	281,200	1,267	770,347	42,857	1,052,547	44,124
其他	8,826	888	64,514	8,820	73,340	9,712	4,351	583	74,846	8,420	79,197	9,003
合計	3,081,076	278,811	3,895,288	399,167	6,976,364	1,161,578	4,503,754	256,210	5,470,406	424,025	9,974,160	680,235

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

十五農局第二三一號

大正十五年二月五日

農林省農務局長

大臣官房　文書課長殿

本邦勞働事情ニ關スル資料ノ件

二月三日附文第六〇號御照會頭書ノ件既ニ外務省ヨリ受領者差向ケラレタルニ付本局及山林局ノ分直接相渡候此段回答旁及通知候也

農林省

200

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

外務省ニ於テ調査ノ農業労働事情
ニ関スル取扱概要

一、農業要員問題
一、地主、小作人協調並全国体制
一、農作備貸、銀行計
一、山村居住者労働事情（一般ノ様子）

農林省

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

大正15年文第60號

農商務省

接受 大正五年二月三日

起案 大正五年二月三日

決裁 二月五日

施行 二月五日

文書課長

次官

本邦労働事情ニ関スル資料ノ件

年月日

案

各局長宛 各通

課長

202

件名

標記ノ件ニ関シ外務省ヨリ別紙寫ノ通申越
有之候処右ニ関シ何方ノ御回示相煩度旨
及照會候也

別紙

別紙添付（已號用紙）

急

條三普通合第二一六號

大正十五年二月二日

外務次官　出淵勝次

農林次官　阿部壽準殿

本邦勞働事情ニ關スル資料ノ件

標記ノ件ニ關シ在「シドニー」德川總領事ヨリ別紙寫ノ通來電アリタルニ付右資料折返シ當省迄御送付相煩度シ

外務省

60

203

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

裏面白紙

（已愛用紙）

204

大正十五年一月二十九日　本省着

幣原外務大臣

徳川總領事

本邦勞働者（農業、牧畜、船運ヲ含ム）ノ實情殊ニ各種産業ニ於ケル賃銀、勞働時間、生活狀態其ノ他重要ナル施設及勞働團體ニ關スル詳細正確ナル調査統計ノ類取纏メ二月中ニ當方ニ着スル樣送付ヲ請フ

外務省